

地上デジタル放送の利活用の在り方と 普及に向けて行政の果たすべき役割

<平成16年諮問第8号 第7次中間答申>

平成22年7月5日
情報通信審議会

目次

はじめに	1
第1章 地上デジタル放送推進の現状	2
1. 受信側の現状	2
(1) 理解醸成	2
(2) 受信機普及	2
(3) 受信環境	2
2. 送信側の現状	3
(1) デジタル放送による電波	3
(2) ケーブルテレビ等	4
(3) 衛星による暫定的難視聴対策	5
3. その他の現状	5
(1) 悪質商法	5
(2) 廃棄・リサイクル	6
(3) 公共施設等のデジタル化	6
(4) 地上デジタル放送の有効活用	6
(5) 我が国のデジタル放送方式の国際展開	7
4. アナログ放送終了後の課題	7
(1) デジタル放送用周波数の再編（リパック）	7
(2) 東京スカイツリーへの送信設備の移転	8
第2章 主な検討項目	9
第3章 アナログ放送終了を迎えるための体制・取組の強化	11
1. 課題	11
2. 提言	11
第4章 あらゆる手法による周知徹底	14
1. 課題	14
2. 提言	14
(1) 国・デジサポ	14
(2) 地上テレビ放送事業者	14
(3) 販売店	15
(4) 地方公共団体	15
(5) ケーブルテレビ事業者	15
(6) メーカー	15
(7) 消費者団体	15
第5章 デジタル未対応の高齢者、低所得者等のための取組	16
1. 課題	16
2. 提言	17
(1) 高齢者等のための取組	17
(2) 低所得者等のための取組	17
第6章 対応が遅れている共聴施設への対策	18
1. 課題	18
2. 提言	18
第7章 テレビ放送が受信できなくなる世帯等への対策	20
1. 課題	20
2. 提言	20
第8章 その他の課題	21
(1) 公共施設等のデジタル化	21
(2) 政府をあげた危機管理体制の構築	21
(3) IP再送信	21

はじめに

当審議会では、「地上デジタル放送推進に関して行政が果たす役割」(平成16年1月諮問)について、鋭意検討を重ね、昨年5月までに、6次にわたる中間答申をとりまとめてきた。

特に、第4次中間答申以降の中間答申では、平成23年7月にデジタル放送に完全移行するための課題を洗い出し、それらの課題に対する対応策を提言してきた。

これらの答申を踏まえて、国や地上テレビ放送事業者をはじめ、関係者が連携・協力して取り組んできた結果、現状は、第1章のとおりである。

この地上デジタル放送への移行は、高画質・高音質の放送が視聴できるようになること、ワンセグやマルチ編成等の新たなサービスが利用できるようになること、電子番組表(EPG)や字幕放送等が標準的に利用できるようになることなど、視聴者にとって大きなメリットがある。また、電波の周波数利用の観点から、アナログ放送時に使用していた周波数の約65%に効率化されるため、周波数ニーズの高まっている他の用途に用いることが可能¹となるなど、国民全体としてのメリットもある。さらに、放送のデジタル化により、新たなサービスの出現や経済波及効果²も期待される。なお、諸外国においても、アナログ放送からデジタル放送への移行が進められている³。

このような意義・効果を踏まえて、国は、来年7月の地上デジタル放送への完全移行が確実に実施できるよう、万全の取組を行うべきであり、この答申を踏まえて各主体がそれぞれの役割を着実に果たすことにより、来年7月の完全移行は可能であると考える。

¹ ①需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」、②より安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路交通システム(ITS)」、③安心安全な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」、④移動体向けのマルチメディア放送等テレビジョン放送以外の「放送」に用いることが予定されている。

² 総務省「地上デジタル放送への移行に伴う経済効果等に関する研究会」のとりまとめ(平成21年5月)では、直接効果と経済波及効果のそれぞれについて、純増分との全体分を推計。直接効果の全体額が約101兆円(うち純増分約27.8兆円)、経済波及効果の全体額が約249兆円(うち純増分約69.2兆円)。このうち、アナログ放送で利用している周波数(アナログ放送跡地)で、新たなサービスを展開することによる経済効果の全体額は24.7兆円(うち純増分10.8兆円)。

³ オランダ(2006年終了)、フィンランド(2007年終了)、スウェーデン(2007年終了)、ドイツ(2008年終了)、スイス(2008年終了)、アメリカ(2009年終了)、デンマーク(2009年終了)、ノルウェー(2009年終了)、スペイン(2010年終了)などでは、アナログ放送を終了している。

第1章 地上デジタル放送推進の現状

1. 受信側の現状

(1) 理解醸成

アナログ放送停波についての認知度は、96.6%（本年3月）、アナログ放送停波の時期についての認知度は、91.3%（本年3月）である。⁴

しかし、例えば、賃貸集合住宅の居住者のうち、当該集合住宅の共聴施設における地上デジタル放送への対応状況が分かっている人は、71.8%にとどまっている。また、受信障害対策共聴施設の利用者におけるデジタル放送の受信方法についての認知度は、屋外アンテナ等を設置する方法が52.4%、ケーブルテレビ等に参加する方法が39.4%、共聴施設の改修をする方法が25.8%と非常に低くなっている⁴。

また、受信方法が分からないために、地上デジタル放送が受信できる環境にあるにもかかわらずアナログ放送を視聴している世帯もある。

このように、アナログ放送終了という抽象的な情報は、相当に周知されているが、受信方法の具体的な情報は、必ずしも十分に周知されていない状況である。

(2) 受信機普及

地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率は、83.8%（本年3月）であり、目標の81.6%を上回っている⁴。また、地上デジタル放送対応受信機を保有しており地上デジタル放送を視聴できる世帯の割合は77.7%である⁵。

しかし、世帯年収別の普及率をみると、世帯年収200万円未満の層では、67.5%であり全体平均（83.8%）を大幅に下回っている。一方で、世帯構成年齢別の普及率をみると、65歳以上80歳未満の高齢者のみで構成される世帯では、81.9%であり、ほぼ同程度である⁶。

また、地上デジタル放送対応受信機の普及台数⁷は、7,780万台（本年5月）であり、目標の7,330万台を上回っている。

この受信機の普及は、地上アナログ放送の停波を見越して受信機の導入が進んだことや、昨年から開始されたエコポイント（別添2参照）により、デジタルテレビの販売が大幅に増加したことが大きな要因の一つであると考えられる。

(3) 受信環境

① 受信障害対策共聴施設

受信障害対策共聴施設の対応済み率は、施設数で47.8%（本年3月 世帯数では約51%）

⁴ 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査（平成22年3月時点）（別添1参照）

⁵ 地上デジタル放送対応受信機を保有しているが地上デジタル放送を視聴できない世帯は5.3%であり、その主な理由は、アンテナや分配器等が未対応、共聴施設が未対応などである。

⁶ 調査対象者の年齢層は15歳以上80歳未満。

⁷ 本中間答申では、デジタルチューナーを搭載したテレビ、パソコン、チューナー、デジタルレコーダ、ケーブルテレビ用STBを、「地上デジタル放送対応受信機」としている。また、車載用地上デジタル放送受信機は、459万台（平成22年5月末現在）であり、ワンセグ対応携帯電話は、8,190万台（平成22年4月末現在）であるが、本中間答申では「地上デジタル放送対応受信機」には含めていない。

となり、目標⁸の 50%を下回っている。また、「計画あり」を加えると、施設数で 68.5%となっている。

地域別にみると、特に、関東、東海、近畿では、施設数が多いにもかかわらず、対応済み率が 50%を大きく下回っている。

②集合住宅共聴施設

集合住宅共聴施設の対応済み率（未確認の施設は未対応に含む）は、施設数で 77.3%（本年 3 月 世帯数では約 81%）となり、目標の 80%を下回っている。

地域別にみると、UHF アンテナが設置されていない集合住宅が多数存在すると考えられる南関東（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）では、全ての都県で、対応済み率が 60%を下回っている。

③辺地共聴施設

辺地共聴施設の対応済み率は、本年 3 月末で、施設数で約 60%となっている。

辺地共聴施設のうち自主共聴施設の対応済み率は、約 53%、NHK⁹共聴の対応済み率は、約 69%である。自主共聴は、来年 3 月末で約 96%が対応済みとなる計画となっている。NHK 共聴は、NHK が計画的に改修を進めている。

なお、辺地共聴施設のうち、受信点が確保できない等により、アナログ放送停波までにデジタル化を完了することが困難な共聴施設（デジタル化困難共聴施設）があるが、衛星利用による暫定的難視聴対策を活用しながらアナログ放送停波後も継続して改修等を行うこととしている。

2. 送信側の現状

デジタル放送の受信方法としては、電波を直接受信する方法とケーブルテレビ等の有線¹⁰を経由して受信する方法の 2 つに大別できる。

（1）デジタル放送による電波

デジタル放送は、平成 15 年に 3 大広域圏で、平成 18 年に全都道府県で開始されて以降、電波によるカバーエリアを拡大し、昨年末で、97.5%の世帯をカバー¹¹している。

なお、アナログ放送における世帯カバー率は、約 98.5%であり、残りの約 1.5%の大部分は、辺地共聴施設等でアナログ放送を視聴している実態にある。

⁸ デジタル放送推進のための行動計画（第 10 次）

・受信障害対策共聴施設：平成 22 年 3 月時点において、対応率 50%

・集合住宅共聴施設：平成 22 年 3 月時点において、対応率 80%

⁹ 日本放送協会

¹⁰ IP 再送信を含む。

¹¹ 世帯カバー率では、高層建築物等による受信障害等は考慮していない。

①中継局整備

昨年末までに、NHK及び民放（127社）の合計で6,916局¹²のデジタル中継局を整備している。本年中に、4,324局を整備し、本年末で、合計11,240局のデジタル中継局の整備を完了する予定である。

これにより、デジタル電波による世帯カバー率は、約98%となる。

②デジタル難視（「新たな難視」）

デジタル放送への移行により、地形的要因で新たに難視聴となる地域については、電波測定調査を行い、その地域の特定を進めている。この特定された地区に対する難視対策を、「地上デジタル放送難視地区対策計画」（平成21年8月初版公表、半年毎に更新）としてとりまとめ公表している。

本年3月までの調査で、約5,700地区（約16万世帯）を新たな難視地区として特定したところであり、この内、約1,000地区（約5万世帯）については、対策計画が策定されており、国の支援等の下、実施できるものから逐次対策が進められている。

③デジタル混信

他の電波からの混信のために地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害（デジタル混信）については、これまでに全国約2,000地区においてデジサポ¹³が実測調査を行い、そのうち約500地区で受信障害が確認されている。

このため、全国地上デジタル放送推進協議会の地域協議会は、これまでにそのうちの約180件で対策計画を立案し、さらに96件ではデジサポによる助成金支給事業を通じた対策工事が進められている。

なお、新潟県・秋田県の親局間で主に春から夏の期間、月数回程度、散発的に発生している海上のラジオダクト現象による受信障害については、アナログ放送停波後の来年末頃から秋田側のチャンネルの切替対策工事が行われる予定であり、地上テレビ放送事業者等において根本的な問題解決に向けた準備作業が進められている。また、他の都道府県で発生している受信障害についても、順次、対策計画の検討やデジサポによる助成金支給、地域への周知広報活動等の必要な対応が進められている。

（2）ケーブルテレビ等

ケーブルテレビの加入世帯は、約2,470万世帯（本年3月）であり、全世帯（約5,000万世帯）の半分弱となっている。したがって、デジアナ変換や地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入は地上デジタル放送への円滑な移行に資するものであり、地上デジタル放送への完全移行にとって、ケーブルテレビの果たす役割は大きい。

①デジタル化の状況

ケーブルテレビのデジタル化については、本年3月末で、ケーブルテレビ施設682施設の

¹² NHKで2,450局、民放で4,466局

¹³ 総務省テレビ受信者支援センター

うち、599 施設において、ヘッドエンド設備のデジタル化が完了している。世帯数でみると、ケーブルテレビによる視聴者のうち、約 97.4%の世帯で地上デジタル放送が視聴可能となっている。

② デジアナ変換の導入

ケーブルテレビのデジアナ変換については、本年 2 月、総務省から自主放送を行うケーブルテレビ事業者に対し、平成 27 年 3 月末までの暫定的措置として導入を要請したところである。本年 4 月末時点で、221 事業者において導入計画を有していることから、今後、当該事業者の加入世帯約 1800 万世帯に対し、デジアナ変換サービスが提供されることとなる見込みである。

③ 地上デジタル放送のみの再送信サービス

ケーブルテレビの「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の導入については、本年 3 月、総務省から各ケーブルテレビ事業者等に 2 度目の要請をしたところであり、本年 3 月末時点では、535 事業者のうち 316 事業者（59.1%）が導入している。

④ IP 再送信

電気通信役務利用放送事業者による地上デジタル放送の IP 同時再送信については、平成 20 年 5 月から東京都において開始されており、本年 5 月末現在、17 都道府県¹⁴において提供されている。

（3）衛星による暫定的難視聴対策

「新たな難視」等、来年 7 月までに、地上系の放送基盤でデジタル放送を送り届けることができない世帯等については、暫定的に衛星放送により、東京の放送を送り届けることとしており、本年 4 月時点で、本対策の対象世帯として、118 地区（約 1.1 万世帯）をリスト化（ホワイトリスト）している。

また、本年 3 月から、地デジ難視対策衛星放送を開始し、ホワイトリストに掲載された地区について、順次、衛星利用を可能（スクランブルの解除、受信設備の整備支援）にしているところであり、本年 5 月時点で、約 1 千世帯が、利用を開始している。

3. その他の現状

（1）悪質商法

来年 7 月のアナログ放送停波が近づく中で、悪質商法については本年に入って 9 件¹⁵が発生している。平成 16 年以降累計では 55 件、昨年は 17 件であり、事案の発生頻度は減少していない。これに対して、ウェブサイトやパンフレットを通じた注意喚起を引き続き行うとともに、事案発生時には警察・消費生活センター等との連携、総合通信局における報道発表、放送番組での取り上げの要請等を行うことにより、被害の発生・拡大の防止に取り組んでい

¹⁴ 北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県

¹⁵ 総務省で把握している件数（平成 22 年 6 月 23 日現在）。

る。

また、デジサポの高齢者世帯向け戸別訪問活動にあたっては、地デジサポーターは統一したユニフォームや腕章、身分証を着用し、訪問を受けた世帯が悪質商法と混同することのないよう配慮している。(別添3参照)

(2) 廃棄・リサイクル

来年7月のアナログ放送停波の際に、多数のアナログテレビが一斉に廃棄されることが懸念されていたが、エコポイントの効果により、デジタルテレビへの買い換えが順調に進んでいることから、平成23年におけるアナログテレビの廃棄・リサイクル量は、約1,650万台(うちブラウン管テレビ約1,550万台)と推計¹⁶されている。

この廃棄・リサイクル量は、メーカーの設備の運用を工夫・強化することにより、十分に対応可能な量であるとされている¹⁷。(別添4参照)

(3) 公共施設等のデジタル化

国の公共施設については、公共施設自体のデジタル化対応済み率は73.5%(本年3月)、公共施設による受信障害対応の完了率は46.0%(本年3月)となっている。¹⁸(別添5参照)

また、地方公共団体の公共施設については、本年3月末現在で、地方公共団体1,797団体¹⁹のうち、557団体²⁰で公共施設及び公共施設等による受信障害施設のデジタル化対応が完了している。また、655団体²¹でデジタル化計画を策定し、計画的にデジタル化に取り組んでいる。(別添6参照)

(4) 地上デジタル放送の有効活用

① 公共分野での活用促進

地上デジタル放送(データ放送利用)により河川情報をリアルタイムに住民へ提供するシステム(国土交通省)やデジタルテレビ等を活用した先端的教育・学習に関する調査研究(文部科学省)などの取組が関係省庁において進められており、有効活用事例について、内閣官房において毎年度とりまとめを行い公表している。

② 字幕放送の推進

地上デジタル放送においては、地上デジタル放送対応受信機に字幕放送受信機能が標準装備されていることから、アナログ放送に比べて、字幕放送を簡単に利用することができるようになっている。放送番組への字幕の付与については、地上テレビ放送事業者の取組により、平成20年度の総放送時間に占める字幕放送時間の割合(デジタル)は、NHK(総合)で

¹⁶ 社団法人電子情報技術産業協会による推計。

¹⁷ 社団法人電子情報技術産業協会による分析。

¹⁸ 地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2009(別添7参照)

・平成22年12月末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目指す

・平成22年12月末までに全ての公共施設等による受信障害へのデジタル化対応が終了することを目指す

¹⁹ 全ての都道府県及び市区町村の総数

²⁰ デジタル化完了対応完了 47都道府県中、2団体(4.3%)、1750市区町村中、555団体(31.7%)

²¹ デジタル化計画策定済み 47都道府県中、39団体(83.0%)、1750市区町村中、616団体(35.2%)

49.5%、在京キー5局平均で44.3%となっており、普及が進んできているものの、速報性が求められる重要なニュースや政見放送に字幕が付いていないという現状もある。地デジ移行を契機に情報格差を無くして行く観点から、一層の付与推進が求められる。CMについては、これまでも字幕の付与が実現してこなかった経緯があるが、現在、地上テレビ放送事業者において検討が進められているところである²²。

③地デジの特性を活かした番組づくり

地上デジタル放送の特長を活かして、「ピュアハイビジョン番組」の一層の充実とCMのハイビジョン化、マルチ編成の放送時間の拡充、5.1chサラウンドによる高音質番組の充実、字幕放送などの高齢者・障がい者にやさしい放送サービスの充実、アナログ放送とは異なる、特色ある番組提供などが取り組まれている。

(5) 我が国のデジタル放送方式の国際展開

我が国で開発された地上デジタル放送方式は、他の放送方式と比較して優れた受信特性を有していること、緊急警報放送が可能であること、一つの放送電波においてハイビジョン放送と携帯端末向けの「ワンセグ」が同時に送信でき、また普及率の点から経済性にも優れていることなどの優位性が国際的にも高く評価され、中南米のブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ及びアジアのフィリピンで採択されている。現在、官民連携し、さらなる普及にむけてアジア、アフリカ等の地域において国際展開活動を実施しているところ、日本方式の国際展開は、我が国におけるICT産業の国際競争力の強化を促し、経済成長を牽引するものとして期待されている。

4. アナログ放送終了後の課題

アナログ放送終了後も暫定的な衛星利用による難視聴対策の期間(平成27年3月末まで)は、新たな難視対策等の対策を継続していくこととしている。このほか、以下の対応が予定されている。

(1) デジタル放送用周波数の再編(リパック)

サイマル放送(アナログ放送とデジタル放送の同時放送)の実施による周波数のひっ迫を背景として、53チャンネル以上を一時的にやむを得ず使用しているデジタル中継局については、平成23年7月から平成24年7月の間に52チャンネル以下の別チャンネルに切り替えて放送を継続することとなっている。

このようなチャンネルの再編(リパック)を行う対象地域は、全国64地域(のべ129チャンネル)、影響を受ける世帯数は約56万世帯となっている。

リパックを円滑に実施するため、全国地上デジタル放送推進協議会は本年6月に専門委員会を設置し、テレビ受信機メーカー等と連携しながら、①室内において行う受信機の動作検証、②実地でのパイロット的なチャンネル切替事業の実施、③共聴施設の改修工事に必要となるデータベース構築等の作業が進められている。

²² 社団法人日本民間放送連盟において、ワーキンググループを設置して検討中。その一環として、本年3月と6月に、在京テレビ社がトライアルを実施。

(2) 東京スカイツリーへの送信設備の移転

関東広域圏の地上デジタル放送は平成 15 年 12 月に現在の東京タワーから放送が開始されたところであるが、地上デジタル放送を行うNHK及び在京の民間地上テレビ放送事業者計7社は、より安定した放送サービスの提供のため東京都墨田区で建設中の東京スカイツリーに送信設備の移転を行う予定である。

東京スカイツリーからの地上デジタル放送の開始は、来年の 12 月予定の竣工後、約 1 年の試験電波期間を経た後となる予定であるが、放送局の送信アンテナの場所や送信高等が変更されるため、首都圏における地上デジタル放送の受信環境が大幅に改善される一方で、受信アンテナの方向調整やビル陰の移動、他の地上テレビ放送事業者への電波の混信妨害による受信障害等の地上デジタル放送の受信者への影響が懸念されている。

このため、東京スカイツリーへの移転による影響に対しては、視聴者の保護の観点から、地上テレビ放送事業者が責任を持って対応すべきものであり、その影響及び地上テレビ放送事業者による対策等については視聴者が正確に理解できるよう早期に周知広報がなされるべきである。

第2章 主な検討項目

第1章の現状を踏まえると、デジタル放送への完全移行は、中継局の開局や受信機の普及等、基本的に当初計画に沿って進展していると評価できる。

しかし、来年7月のアナログ放送停波に向けて、まだ課題も多い。

デジタル放送への完全移行は、これまで国をあげて取り組んできたものであり、国民の混乱を避けるためにも、また電波を早期に有効利用できるようにするためにも、予定通り確実に実施できるよう、万全の取組が必要である。その取組にあたっては、特に以下の点に留意する必要がある。

1) 目標値達成のための関係者による一層の努力

これまで、関係者が共通の目標を定め、その目標を達成するために必要な取組を行うという方法（デッドラインベースのエンジニアリング）で進めてきたところであり、その目標値を下回っているもの（例えば、デジタル化対応が遅れている共聴施設等）については、目標値を上回るように最大限努力をすることが、引き続き肝要である。

2) 移行時のアクションや相談のピーク分散

第3章にあるように、移行時のアクションや相談のピークを分散させるための具体的な方策に取り組む必要がある。そのためには、まず、例えばエコポイントの付与期間が終了し計画されている中継局整備が完了する年末や来年1月から計画されている常時スーパーによる周知効果が現れると想定される年度末に山をつくるなど、具体的にいつどのように小さなピークをつくるかというイメージを、国及び地上テレビ放送事業者が関係者と調整を行い、早急に、明確に打ち出す必要がある。

残された期間は限られている。本中間答申では、これまでの累次の中間答申で提言してきた内容と重複するものは省略し、来年7月のアナログ放送終了を円滑に実現するために、特に課題が残っていると考えられる次の5つの項目について、アナログ放送が終了する来年7月の直前半年程度（特に4月以降）に焦点をあてて、重点的に対策を提言する。

①アナログ放送終了を迎えるための体制・取組の強化

（問題意識）

来年7月前後に、デジタル未対応世帯を中心に、問い合わせ等が多数寄せられると想定されるが、これに対する対応をどのようにすれば良いか。

特に、工事を要する世帯からの問い合わせについては、申込みから一定期間以内に工事ができるようにするために、どのような対策を講じるべきか。

②あらゆる手法による周知徹底

（問題意識）

来年7月にアナログ放送が終了することについて、全ての国民に確実に認識していただき、必要な対策をとっていただくためにはどのような方法で周知を行えば良いか。

また、地域独自の課題（例：関東地域のビル陰対応やアンテナ交換等）をどのように周知していくべきか。

③デジタル未対応の高齢者、低所得者等のための取組

(問題意識)

現在実施し、また、今後予定している高齢者向けの施策や低所得者のためのチューナー一等支援に加えて、アナログ放送停波までに行うべきことはあるか。

④対応が遅れている共聴施設への対策

(問題意識)

「共聴施設デジタル化加速プログラム」(別添8参照)に加えて、アナログ放送停波までに行うべきことはあるか。

⑤テレビ放送が受信できなくなる世帯等への対策

(問題意識)

中継局エリア内等、事前に想定した以外の世帯等で、テレビ放送が受信できなくなる事態に、どのような対策を講じるべきか。

なお、本中間答申では具体的な提言をしていない内容であっても、第5次中間答申や第6次中間答申などで提言した内容については、引き続き、着実に実施すべきである。

第3章 アナログ放送終了を迎えるための体制・取組の強化

1. 課題

来年7月にアナログ放送を円滑に終了するためには、国民からの相談に確実に対応できる体制を整備するとともに、問い合わせの集中をできる限り軽減するような取組が必要である。

特に、デジタル未対応世帯からの相談に対して、適切なアドバイスを行うとともに、工事を要する世帯からの問い合わせについては、申込みから一定期間以内に工事ができるようにしておく必要がある。

過去の事例から推計²³すると、来年7月のピーク時には、1日最大60万コールが集中する可能性もあり、これに対応するものだけでも最大12万件、前後の時期を含めるとさらに多くの件数の工事への対応が必要になるとも見込まれることから、これを前提とした体制強化や取組が必要である。（別添9参照）

2. 提言

来年7月前後を中心に、次の対策を講じるべきである。

なお、これらの対策を効果的に実施するためにも、国は、受信機器の世帯普及率、受信環境の整備状況（特に共聴施設のデジタル化対応状況）などのデジタル放送移行の進捗状況に関する指標について、把握し、ウェブサイト等に公表すべきである。また、世帯普及が遅れている地域の状況分析と対応策についても可能な限り詳細に公表すべきである。

①相談時期が分散する取組（問い合わせの前倒し）

来年7月前後に相談の電話等が集中し、相談者が混乱することのないよう、間際は、問い合わせや相談が集中し、工事に要する時間がかかる点を含め、早めの相談を促すための周知が必要である。例えば、来年1月からデジタル放送視聴を強く促す告知を抜本強化するなど、放送画面による周知の前倒しを図る。

また、デジアナ変換を実施するケーブルテレビの加入者は、来年7月以降も、当分の間（平成27年3月末までの暫定的措置）アナログテレビを使用できることとなる。このため、ケーブルテレビ事業者が、特別の事情がない限り、デジアナ変換を早期に導入することにより、デジアナ変換の導入時に発生する相談の前倒しを図る。なお、デジアナ変換の導入にあたっては、平成27年3月末までの暫定的措置であることを十分に周知する必要がある。

②相談先が分散する取組

地デジコールセンター²⁴においては、コール集中時に入電内容に応じて対応する者をふり分けるなど、できるだけ効率的に対応できる体制を構築する。地デジコールセンターのナビダイヤルやデジサポ専用番号の周知徹底を図り、地デジコールセンターやデジサポによる一次対応を重点におきつつ、地上テレビ放送事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー、販売店、地方公共団体、消費者団体等のコールセンターも、必要な態勢強化を行いそれらが相互

²³ 米国停波時のコール数より推計

²⁴ 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

に連携して対応する。

そのためにも、アナログ終了等のお知らせ画面には、地上テレビ放送事業者の問い合わせ番号も併記するほか、視聴者が内容に応じて相談したい相手に容易にアクセスできるよう、各団体においてウェブサイト等に連絡先番号等を分かりやすい位置に表記する等積極的に周知するなど、地デジコールセンター・デジサポに相談が過度に集中し利用者の利便を損なうことのないよう取り組む。

また、関係団体に直接関係する問い合わせはもとより、一般的な問い合わせには、できるだけ各コールセンターや視聴者・利用者相談窓口で対応し、対応が難しいものは、適切な団体へご案内していただけるよう取り組む。このため、各団体が一般的な問い合わせに対応できるよう、各コールセンター等の間で基本的な対応マニュアルや地デジ政策の動向等について迅速な情報共有ができる体制を構築する。

なお、住民サービスの範囲内で、各地方公共団体の判断により、地域住民からの相談の受付ができるような体制をとることが望ましい。²⁵

さらに、各地方公共団体の体制整備にあたっては、関係団体（ケーブルテレビ事業者等）は、必要な人員の派遣を含めて、できる限り協力をすべきである。各地方公共団体において住民からの相談に対応できるよう職員研修が必要な場合には、デジサポや関係団体が協力をすべきである。

アナログ放送終了直前（来年6月）に、国民が問い合わせ先を簡単に知ることができるよう、各主体の連絡先を放送で周知したり、地方公共団体の広報誌、販売店のチラシ、ケーブルテレビ事業者等の加入者あて送付物に、各主体の連絡先を記載した「アナログ放送終了のお知らせ」を掲載するなどの工夫も必要である。

このような相談先を分散する対応方法は、ピーク時の多数の相談に手分けして対応できるというメリットがある一方で、情報の集約・分析が的確にできなくなるおそれもある。そこで、分散した相談先の連携を図り、情報を的確に集約・分析するとともに、問題が発生したときにすみやかに対応できる仕組みを構築しておくことが重要である。

③地デジコールセンター・デジサポの対応人員・回線数増

来年7月前後に多数の相談等が寄せられることが想定される地デジコールセンター・デジサポにおいて、適切に対応できるよう、上記①及び②の取組に併せて、地デジコールセンター・デジサポの対応人員・回線数を、できるだけ早く（遅くとも来年6月までに）抜本的に拡充すべきである。

④「相談」から「対応（工事等）」につながる仕組みづくり

デジタル化対応の前倒しを図るためには、地デジコールセンター・デジサポへの相談のうち、アンテナ等の工事が必要な場合、電器店や工事業者を紹介する仕組みが必要である。このため、現在、デジサポの戸別訪問で活用している「地デジ化協力店リスト」を充実する等して、戸別訪問や声かけ時等の機会にも、必要とする方に届けられるようにすることが重要

²⁵ 体制整備の際には、国の緊急雇用創出事業により造成した基金等を活用するなど、地方公共団体において工夫することが考えられる。

である。

これに加えて、近隣工事業者のリストを必要に応じてFAXしたり、同リストをウェブサイトで公表することにより、必要な人が自ら容易にアクセスできるようにしておくことが必要である。来年7月前後の相談については、アナログ放送停波まで時間がないことから、特に、すみやかに電器店や工事業者を紹介することが重要になる。

⑤工事体制の確保等

さまざまな取組により、工事の前倒しを図るものの、来年7月前後には、アンテナや共聴施設の改修工事等が相当程度集中することを想定し、それに適切に対応する体制や工事業者の確保方策、仮に工事業者が足りない場合等の優先対策の考え方を整理し、関係者が連携して取り組むべきである。例えば、工事業者不足を回避するため、普段は地上デジタル放送に関する工事を実施していない工事業者や電器店等を対象に講習会を開催し、対応可能な工事業者数を事前に増やしておくなどの対策も講じるべきである。

⑥身近な臨時相談コーナーの設置

電話による相談では解決できない問題も多いと想定されることから、来年7月前後に、短期間、市町村単位等の規模で、生活に身近な場所に、臨時相談コーナーを設置すべきである。設置にあたっては、市町村や関係団体に御協力いただくなどにより、地域住民にとって実質的に役立つ相談コーナーとすべきである。

⑦地デジボランティアによる声かけ等、高齢者宅等への最終確認活動

石川県珠洲市におけるリハーサル等の経験では、デジタルテレビのリモコンの扱い方が分からない、簡易チューナーの接続方法が分からないなど、一般的な知識があれば対応可能な事象に関する問い合わせも多く寄せられた。これらの初歩的な問題の解決をお手伝いするため、身近なボランティアによる地域ごとのサポート体制を整えることも必要である。そこで、関係機関職員・社員・OB、学生、NPO、民生委員等、多くの方に地デジボランティアとして登録いただく等の準備を行った上で、来年7月前後に、最終確認活動として、高齢者宅等への声かけやデジタル化対応のお手伝いを実施すべきである。このようなボランティアに対しては、活動前に地域に応じた研修を実施することにより、効果的な活動が実施できると考えられる。なお、実施にあたっては便乗商法・悪質商法等に対する配慮も必要である。

第4章 あらゆる手法による周知徹底

1. 課題

アナログ放送停波の認知度や停波時期の認知度は高まっているが、地上デジタル放送を受信するために必要な対応に関する周知は不足している。

また、アナログ放送停波や停波時期の認知度も、BSアナログ放送停波も含め、必ずしも十分とは言えない。例えば、アナログ放送停波は来年7月24日であるが、アナログ放送の通常番組がそれよりも前に終了することに関する認知度は、相当に低いと考えられる。

情報が不足している状況では、適切な対応をとることはできない。

来年7月のアナログ放送停波に向けて、全ての国民が必要な情報を確実に入手できるようにすることが重要である。

2. 提言

一層の周知徹底を図ることにより、アナログ放送終了にあたって混乱が生じないようにするために、国・デジサポと地上テレビ放送事業者が徹底して取り組むとともに、他の関係団体の協力を得て、次の(1)から(7)までの対策を講じるべきである。

また、今後の周知広報にあたっては、アナログ放送が停波する時期(来年7月24日)だけではなく、アナログ放送の通常番組からデジタル放送視聴への移行を強く促すための最終段階の放送に移行する時期(現在の計画²⁶では来年7月1日の予定)についても、周知徹底が図られるよう、取り組むべきである。(別添10参照)

(1) 国・デジサポ

地域の関係団体と連携した説明・相談会や戸別訪問等の周知活動を徹底して行うとともに、時機にかなった政府広報等を実施すべきである。

また、新聞やラジオは、テレビ放送とは異なる効果が期待できることから、これらの媒体を有効に活用し、新聞広告による周知やラジオスポットによる周知を行うべきである。

さらに、民生委員等の高齢者等訪問の際に、地上デジタル放送に関する周知(特に悪質商法への注意喚起)を行っていただいたり、病院、老人福祉施設、デイケア施設、NPOなどの協力を得て、施設内へのポスター掲示や高齢者等への声かけなどによる周知を行うことも検討すべきである。

なお、消防庁の「住宅用火災警報器」²⁷の周知と連携した周知広報など、他の取組と連携した効率的な周知広報にも、取り組むべきである。

(2) 地上テレビ放送事業者

アナログ放送からデジタル放送への移行については、アナログ放送の視聴者に周知を行う必要がある。このため、アナログ放送への告知スーパー表示を強化すべきであり、全国的には、来年1月から原則常時スーパーを予定しているが、関東地域など課題のある地域では、

²⁶ 別添10「アナログ放送終了計画(第3版)」

²⁷ 「住宅用火災警報器」は、平成23年6月1日までの設置が義務化。消防本部が中心となり、婦人防火クラブや消防団と連携し、普及促進活動を実施中。

全国に先駆けて常時表示を行うことを検討すべきである。

また、デジタル放送への対応方法を丁寧に説明する番組の放送、「お知らせ画面」等の表示（繰り返し実施と連絡先の表示）、デジタル放送とアナログ放送の差別化など、放送による周知等に徹底して取り組むべきである。

(3) 販売店

販売店については、店内へのポスター掲出やアンテナ交換促進チラシ等の備置きを行っていただくとともに、店内に地デジ相談コーナーを設置していただいたり、店内ディスプレイにおいて地デジへの対応方法等の映像表示を行っていただくことにより、来店者に対する周知をしていただくことが望ましい。

また、自社の新聞広告、新聞折込み、テレビCM等の際に、併せて「アナログ放送終了」のお知らせを行っていただくことが望ましい。

(4) 地方公共団体

全ての地方公共団体の広報誌で地上デジタル放送への対応方法等に関する記事を掲載していただくとともに、地方公共団体（図書館、公民館、児童館等を含む）の掲示板等へのポスター掲出、回覧板による周知、公共施設の電光表示板等による周知、地方公共団体の広報番組（ラジオ・テレビ）を用いた周知など、既存の周知方法を活用して、効率的・効果的に周知をしていただくことが望ましい。

(5) ケーブルテレビ事業者

ケーブルテレビ事業者については、加入者あて送付物（サービス案内・請求書等）への「地上デジタル放送に関するお知らせ」の同封やコミュニティ・チャンネル等により、加入者への適切な周知に取り組むべきである。デジアナ変換や地上デジタル放送のみの再送信サービスを導入するケーブルテレビ事業者は、そのサービス内容や提供条件を確実に周知すべきである。

(6) メーカー

メーカーについては、自社製品の消費者に必要な情報を提供する観点からも、自社製品（デジタルテレビ・録画機・アンテナ等）の宣伝に併せた周知を行うなど、地上デジタル放送に関する周知に積極的に協力すべきである。

(7) 消費者団体

消費者団体については、消費者保護の観点から、消費者の混乱を少しでも回避するために、悪質商法に関する情報などを含めて、各団体の機関誌等による周知や各団体から会員への送付物に「地デジのお知らせ」を同封するなどの取組が可能な場合には、実施することが望ましい。

第5章 デジタル未対応の高齢者、低所得者等のための取組

1. 課題

デジタル放送に未対応の高齢者等に対しては、デジサポにおいて、説明会、相談会及び戸別訪問を通じた必要な情報提供とデジタル化対応のアドバイス・サポートに取り組んでいるところである。昨年度は、地方公共団体の施設や民間施設の会議室・共用空間等を活用し、全国で8万回の説明会を中心に、地上デジタル放送の受信方法や各種施策の利用方法等、デジタル化対応に有益な情報提供を行うとともに、地デジサポーターとして登録した電器店の協力を得て80万世帯に戸別訪問を行った。

このような昨年度までの取組の結果、デジタル化に関する視聴者のニーズは、世帯ごとの受信環境や地域の事情を踏まえた個別具体的な対応方法への助言・サポートへシフトしてきている。このような状況を踏まえ、今年度は、市役所や病院等、生活圏に近い場所で行う個別相談会や、受信障害の解消する地域に特化した相談会等に、より重点を移すとともに、相談会参加者や地デジコールセンターへの相談者に対して、必要に応じて戸別訪問の利用も促すことで、施策を効果的に連携させていく。

相談会や戸別訪問においては、世帯の受信状況等に応じて受信方法を助言・提案する「提案カルテ」を作成・交付するほか、希望に応じて近隣の販売店等の連絡先リスト（「地デジ化協力店リスト」）を提供することにより、具体的なデジタル化対応をサポートしていく。地デジサポーターの体制も、電器店とともにケーブルテレビ事業者にも協力を得ることにより、一層強力に推進していく。

しかしながら、様々な事情によりこのような相談会や戸別訪問を利用できないなど、デジタル化対応の進まない高齢者等も一定程度残ることが想定される。

また、低所得者等のための取組については、現在の国の支援は、生活保護世帯を中心とするNHK受信料全額免除世帯²⁸を対象として、地上デジタル放送に対応した簡易なチューナーやアンテナ工事等を国費負担により無償で提供・実施している。昨年度は、約63万世帯からの支援申込みがあり、今年度は6月28日時点で約22万世帯の申込みとなっている（申込受付期間は4月19日～12月28日）。

しかし、厚生労働省の推計²⁹によれば、生活保護の保護世帯比（生活保護基準以下の低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合）は低く、生活保護水準以下でも生活保護を受けずに努力している世帯等への支援が必要であるとの指摘がある。地上デジタル放送対応受信機の普及率では、世帯年収200万円未満の層が全体平均を大幅に下回っているが、NHK受信料全額免除世帯以外の世帯にも、経済的な理由によりデジタル対応が困難な世帯が残っている可能性がある。

²⁸ NHK受信料全額免除世帯のうち、公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者が対象（潜在的対象者は最大約270万世帯と推計される）。

²⁹ 厚生労働省が各種の推計を示しているが、例えば、平成19年国民生活基礎調査特別集計による推計では、最低生活費未満の世帯は597万世帯、被保護世帯数は108万世帯、保護世帯比は15.3%となっている。

2. 提言

全ての高齢者等が確実にデジタル放送に対応できるよう、また経済的な理由によりデジタル放送に対応できない世帯が生じないように、次の対策を講じるべきである。

(1) 高齢者等のための取組

①身近な「臨時相談コーナー」の設置（再掲）

電話による相談では解決できない問題も多いと想定されることから、来年7月前後に、短期間、市町村単位等の規模で、生活に身近な場所に、臨時相談コーナーを設置すべきである。

設置にあたっては、市町村や関係団体に御協力いただくなどにより、地域住民にとってアプローチしやすく、地域課題にも対応できる相談コーナーとすべきである。

②地デジボランティアによる声かけ等、高齢者宅等への最終確認活動等（一部再掲）

地域における説明会や相談会については、民生委員やNPO等地域の様々な団体が自主的に実施する場合もあることから、こうした諸活動に対しては、デジサポも資料提供、必要な場合には講師派遣も含めて積極的に対応していくべきである。

また、来年7月までにデジタル化対応ができない高齢者等世帯をできるだけ減らすとともに、身近なボランティアがこれら世帯のデジタル化対応を手伝える体制を整えることも必要である。このため、関係機関職員・社員・OB、学生、NPO、民生委員等、多くの方に地デジボランティアとして登録いただく等の準備を行った上で、来年7月前後に、最終確認活動として、高齢者宅等への声かけや地デジ対応のお手伝いを実施すべきである。このようなボランティアに対しては、活動前に地域に応じた研修を実施することにより、効果的な活動が実施できると考えられる。

(2) 低所得者等のための取組

①NHK受信料全額免除世帯に対するチューナー等支援の周知徹底

NHK受信料全額免除世帯に対して申込書等を送付する直接周知に加え、テレビ、ラジオ、政府広報等を通じて行う幅広い周知や、地方公共団体、障がい者団体、社会福祉施設事業者団体等の協力による周知等の間接周知も強化し、対象となり得る世帯への一層の周知徹底を図ることが必要である。

②経済的な理由によりデジタル化対応が困難な世帯のための支援強化の検討

地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率が、世帯年収200万円未満の層では全体平均を大幅に下回っており、現在の支援対象であるNHK受信料全額免除世帯以外にも、経済的な理由によりデジタル化対応が困難な世帯が残っているとの指摘等を踏まえ、支援強化について検討することが必要である。

第6章 対応が遅れている共聴施設への対策

1. 課題

高層建築物等によりアナログ放送の受信に障害が発生している地域において、受信障害対策共聴施設（ビル陰共聴）でテレビ放送を視聴している場合、デジタル放送では、多くの地域で、個別アンテナによる直接受信が可能となる。また、デジタル放送でも個別アンテナによる直接受信ができない場合には、共聴施設の改修等が必要となる。

また、マンション・アパート等の集合住宅共聴施設においても、共同アンテナの調整・交換や棟内設備の改修等が必要となる場合がある。

これらの受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設は、「共聴施設デジタル化加速プログラム」に基づき対策を講じている。

しかし、受信障害が継続する受信障害対策共聴施設のデジタル化対応については、原因者と受信者の間で協議・合意を要するため、相当の期間が必要になる。また、受信障害が解消する場合は、受信障害対策共聴施設の廃止を予定する管理者から受信者へ周知を行うとともに、受信者の側でアンテナ設置など個別受信への移行を完了する必要がある。これらの対応が都市部を中心になかなか進んでいないのが実態であり、動きの遅い管理者への働きかけや、受信者側への周知活動など、当事者の能動的な行動を促す取組の強化が求められる。

一方、集合住宅共聴施設のデジタル化対応は、集合住宅の集中する南関東で特に遅れており、対象地域を絞り込んだデジタル化対応の把握・確認や所有者（管理組合を含む）への働きかけが必要になる。

共聴施設のデジタル化は、現状では来年7月のアナログ放送終了直前になっても、デジタル化対応が終了しない施設が一部残ることが懸念されるため、関係者の連携を深め、抜本的な対策強化を図るべきである。

2. 提言

アナログ放送終了までに、受信障害対策共聴及び集合住宅共聴施設の対応が完了するよう、次の対策を講じるべきである。

また、その他の施策についても、進捗状況に応じ、弾力的かつ速やかに措置する体制を整える必要がある。

①受信障害解消エリアでの個別受信移行の促進

個別受信可能世帯への周知漏れを避けるため、デジサポが直接実施している受信者側への周知活動を強化する。また、廉価な簡易アンテナの供給体制の強化や、ケーブルテレビ・ブロードバンドによる地上デジタル放送視聴の促進を図る。

②受信障害継続施設のデジタル化改修等の強化

デジタル化改修等が必要であるにも関わらず、検討が進んでいない施設が多数存在することから、引き続き管理者訪問や施設情報の把握を行い、管理者への働きかけを徹底するとともに、受信調査、助成金制度、法律家相談等の受信障害対策共聴に対する各種支援制度の活用を促し、対応促進を図る。

また、施設利用者側からも管理者への働きかけが加速するよう、国・デジサポ、テレビ放送、地方公共団体等からデジタル化対応の必要性等に関する周知の強化や相談体制の強化を図る。

③管理者不明施設、無届施設等の困難施設への対応強化

管理者が不明である等、アナログ放送終了までの円滑な対応が困難と予想される受信障害対策共聴施設については、デジサポが行う総合コンサルティングの対象とし、ケーブルテレビ業者、工事業者、地方公共団体等と連携して管理者把握、届出手続支援、改修工事等を強かに促進する。

また、電力会社等の保有する電柱共架情報の活用により無届施設の把握を一層進めるとともに、無届施設に対する指導の強化を図る。

④受信障害対策共聴施設の廃止に伴う施設撤去の徹底

受信障害の解消やケーブルテレビへの移行に伴い、施設廃止を行う事例が多数にのぼるため、関係者に施設撤去を徹底するよう、働きかけを強化する。

⑤南関東を中心とした集合住宅共聴施設への対応強化

集合住宅共聴施設のデジタル化対応の把握・確認を大幅に強化するために、デジタル化状況の訪問確認、不動産業界やケーブルテレビ事業者への情報提供依頼、関係者の協力による近隣・社宅等の確認活動の展開、地デジカ・ステッカーの配布等を、南関東を中心に集中的に実施する。

また、不動産業界と連携し、デジタル化改修等が必要な集合住宅に対して助成金制度の活用を促すとともに、物件情報にデジタル化対応の有無を表記して利用者が検索可能とするよう働きかけを強化する。

⑥ケーブルテレビ等による地上デジタル放送のみの再送信サービスの促進

受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設のデジタル化対応を大幅に促進するために、これらの施設を対象エリアに含む全てのケーブルテレビ事業者において、地上デジタル放送のみの再送信サービスについて、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を検討し、導入することが望ましい。また、ブロードバンドによる地上デジタル放送のみの再送信サービスの普及促進を図ることも必要である。

第7章 テレビ放送が受信できなくなる世帯等への対策

1. 課題

地形的要因によりテレビ放送が受信できなくなる地区（「新たな難視」地区）については、電波測定調査等を行い地域を特定した上で、「地上デジタル放送難視地区対策計画」を策定し、同計画に基づき、対策が講じられている。

新たな難視地区のうち、シミュレーションにより抽出された地区は、今年度内に電波測定調査等を終了し、対策を策定（衛星による暫定対策を含む。）するべく関係者が取り組むとともに、最終的には全ての難視地区の解消に向けて、中継局や辺地共聴対策等に加え、「光の道」構想により整備されるネットワークの利用等幅広い対策手法の活用を検討していくことが必要である。

これに加え、最終段階において、エリア内等電波が届いているとされる地域において、地形的要因、構造物による影響、電波の混信等により極小的にデジタル放送が受信できない世帯等が多く発生することが懸念されるところであり、これまでの対応に加え、過渡的な対応方策についても検討を行い万全の対策を講じるべきである。

2. 提言

アナログ放送終了までの対策期間が限られている状況等を踏まえ、来年7月のアナログ放送停波によりテレビが視聴できなくなることの回避を最優先に、次の対策を講じるべきである。なお、地デジ難視対策衛星放送の活用にあたっては、暫定的な措置（平成27年3月末で放送終了予定）であることを十分に周知する必要がある。

①難視の早期把握と工事の促進

極小的な難視の把握は、申告によらざるを得ない。このためには、様々な手法による周知を通じてデジタル放送視聴を強く促すことが不可欠であり、また、地域の電器店等工事関係者からの適切な情報収集体制を構築すべきである。

さらには、申告について、各家庭の受信設備の不具合や未対応の問題と難視を切り分けられるよう相談と工事とが連携した体制を構築し、工事可能なものはできる限り実施するとともに、視聴者を含めた関係者間で地域の難視情報の共有を行うべきである。

②地デジ難視対策衛星放送の活用

電器店等での解決が技術的に困難なものや、やむを得ず対策工事が遅れるものについては、地デジ難視対策衛星放送を活用すべきである。このため、国等関係者はその利用対象、利用方法等について検討するとともに、BS受信設備を保有していない場合の対応方策（簡易な工事ほか）についても検討すべきである。

③地デジ難視対策衛星放送以外の暫定対策についての検討

都市部においては、南面が遮へいされている等により地デジ難視対策衛星放送が利用できない事例もあること等から、ケーブルテレビ等整備地区においては、暫定対策として、ケーブルテレビに一時的に加入する等の方策についても検討すべきである。

第8章 その他の課題

前章までに提言した重点項目以外にも、本審議会の議論の過程で今後1年間に取り組むべき事項として、以下の意見があった。

国においては、これらの意見を参考に、関係者と連携して取り組むべきである。

(1) 公共施設等のデジタル化

第1章でも記述したとおり、公共施設及び公共施設等による受信障害施設のデジタル化は、本年12月末に完了することを目標として取り組んでいるところである。この目標達成に向けて、国及び地方公共団体は、引き続き、自らの施設のデジタル化対応に責任を持って取り組むべきである。

(2) 政府をあげた危機管理体制の構築

昨年4月に、関係閣僚等で構成する「デジタル放送移行完了対策推進会議」（議長：内閣官房長官）が設置され、アナログ放送終了に向けて政府をあげた体制が整備されている。アナログ放送終了の最終段階で、全ての国民が混乱することなくデジタル放送に円滑に対応できるよう、同推進会議の活用を含めて、万全の危機管理体制構築に向けて検討を行うべきである。

(3) IP再送信

IP再送信の現状については、第1章で記述したとおりである。IP再送信を実施している電気通信役務利用放送事業者は、IP再送信の実施に関するロードマップを本年中に公開するべきである。

地上デジタルテレビ放送に関する 浸透度調査

平成 22 年 5 月
総務省 情報流通行政局
社団法人 デジタル放送推進協会

目 次

	(ページ)
1 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率	2
2 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況	9
3 今後のデジタル化の予定	13
4 共同受信施設における対応状況	17
5 地上アナログテレビ放送停波に関する認知度	19
6 地上デジタルテレビ放送に関する認知度	21
7 その他	24

調査概要

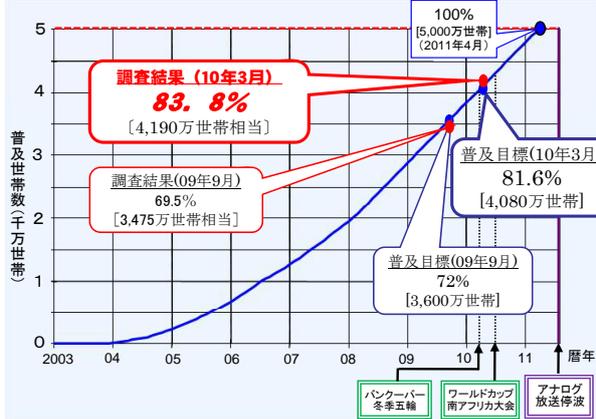
○調査実施時期	平成 22 年 3 月
○調査対象地域	全国 47 都道府県の全域
○調査対象者	男女 15 歳以上 80 歳未満の個人
○調査方法	RDD法によりサンプルを抽出した後、郵送調査を実施
○有効サンプル数	12,875
○調査実施団体	社団法人デジタル放送推進協会
○調査委託先	株式会社サーベイリサーチセンター※
	※総務省テレビ受信者支援センターの運営団体である社団法人デジタル放送推進協会より請負

1-1 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 ー概要ー

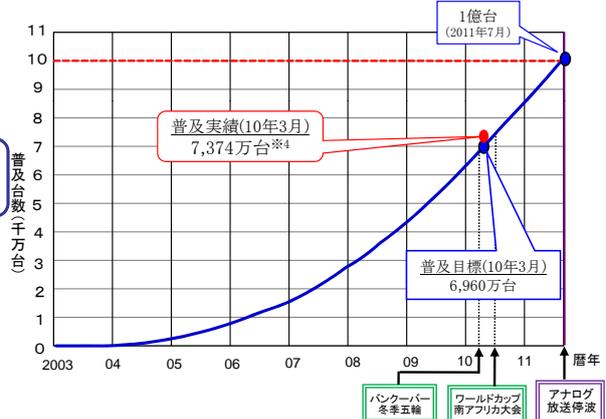
地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率^{※1}は、エコポイントの効果等による受信機の普及を反映して大幅に上昇し、83.8%となり、前回調査^{※2} (69.5%)から14.3ポイント増加した。これは当初の普及目標(本年3月末時点で81.6%)^{※3}を2.2ポイント上回っている。

※1 チューナー内蔵テレビ、チューナー内蔵録画機、外付けチューナー、チューナー内蔵パソコン、ケーブルテレビ用セットトップボックスのいずれかを保有している世帯の割合。
 ※2 総務省、社団法人デジタル放送推進協会「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2009年9月)
 ※3 「デジタル放送推進のための行動計画」(2003年4月より策定)。

【普及世帯数の目標と実績】



(参考)普及台数の目標と実績



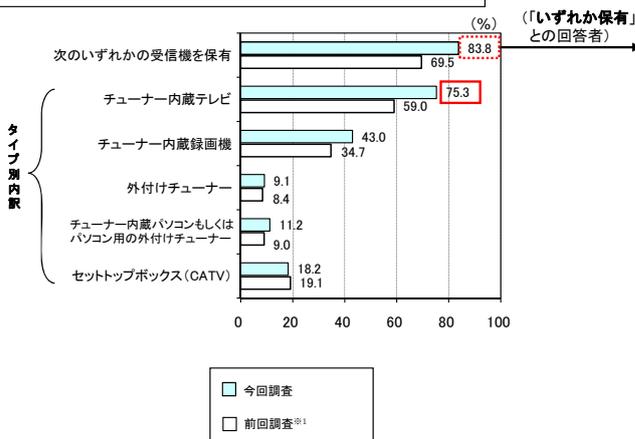
※4 2010年3月末、社団法人電子情報技術産業協会、社団法人日本ケーブルラボ調べ。

1-2 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 ー受信機の種別、購入動機ー

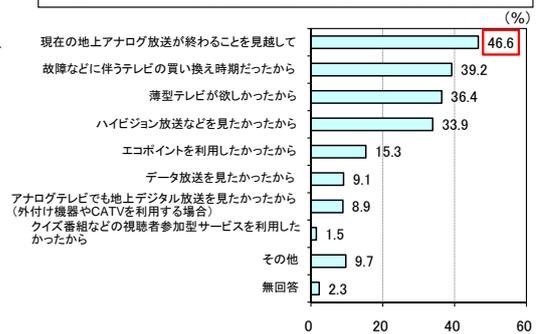
チューナー内蔵テレビの世帯普及率は75.3%となり、前回調査^{※1} (59.0%)から16.3ポイント増加した。また、購入動機としては、地上アナログ放送の終了を見越して受信機を購入した世帯が約半数を占めた。

※1 総務省、社団法人デジタル放送推進協会「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2009年9月)

地上デジタルテレビ放送対応受信機の保有状況(複数回答) (全員)^{※2}



地上デジタルテレビ放送対応受信機購入動機(複数回答) (%)



※2 ()内は各調査項目の回答者、以下同様

1-3 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 - 地方ブロック別の状況 -

都道府県別の地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率は、いずれも増加した。地域差については前回調査※とほぼ同等であった。

※ 総務省、社団法人デジタル放送推進協会“地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査”(2009年9月)

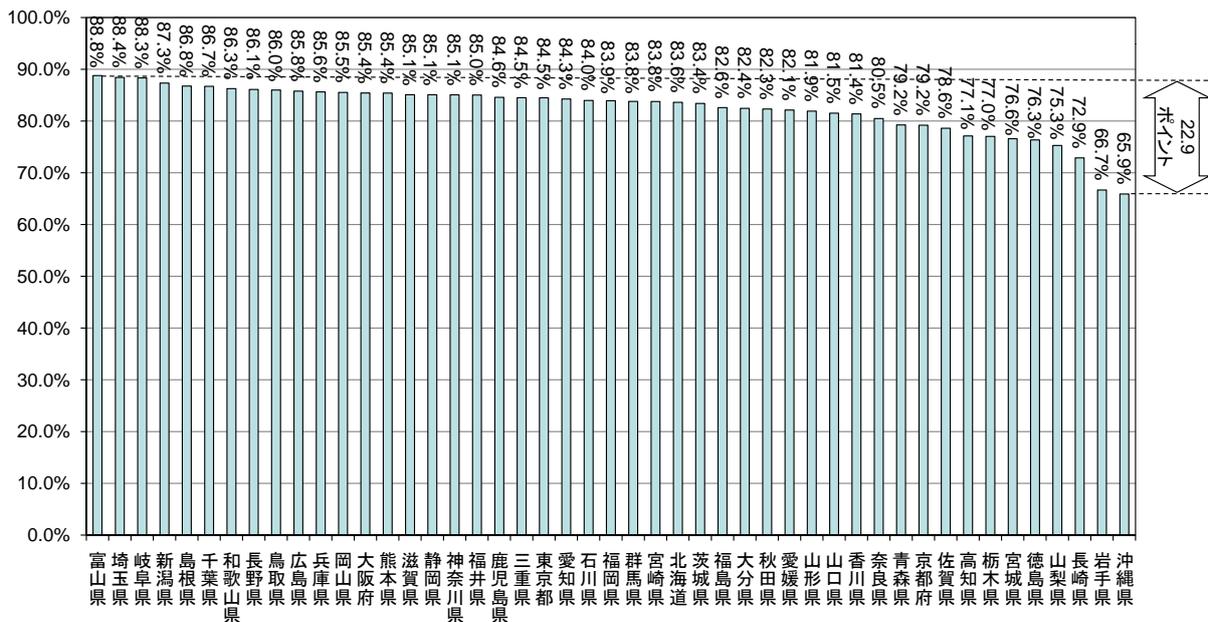
サンプリング数		普及率(%)		サンプリング数		普及率(%)		サンプリング数		普及率(%)		
北海道	409	83.6		新潟県	444	221	87.3	鳥取県	1096	207	86.0	
東北	1258	78.1	青森県	212	79.2	長野県	223	86.1	島根県	204	86.8	
			岩手県	192	66.7	富山県	205	88.8	岡山県	221	85.5	
			宮城県	222	76.6	石川県	604	212	84.0	広島県	253	85.8
			秋田県	198	82.3	福井県	187	85.0	山口県	211	81.5	
			山形県	210	81.9	岐阜県	1130	223	88.3	徳島県	186	76.3
			福島県	224	82.6	静岡県	268	85.1	香川県	204	81.4	
			茨城県	241	83.4	愛知県	413	84.3	愛媛県	207	82.1	
関東	2917	85.0	栃木県	209	77.0	三重県	226	84.5	高知県	201	77.1	
			群馬県	216	83.8	滋賀県	201	85.1	福岡県	1457	317	83.9
			埼玉県	423	88.4	京都府	250	79.2	佐賀県	187	78.6	
			千葉県	391	86.7	大阪府	521	85.4	長崎県	188	72.9	
			東京都	722	84.5	兵庫県	362	85.6	熊本県	185	85.4	
			神奈川県	529	85.1	奈良県	205	80.5	大分県	188	82.4	
			山梨県	186	75.3	和歌山県	211	86.3	宮崎県	191	83.8	
										鹿児島県	201	84.6
										沖縄県	1012	65.9

(注) いずれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安は以下の通り。

・都道府県別: サンプル数に応じて±3~7%前後、ブロック別: サンプル数に応じて±1~4%前後

4

(参考1) 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 - 都道府県別の状況 - (今回調査)

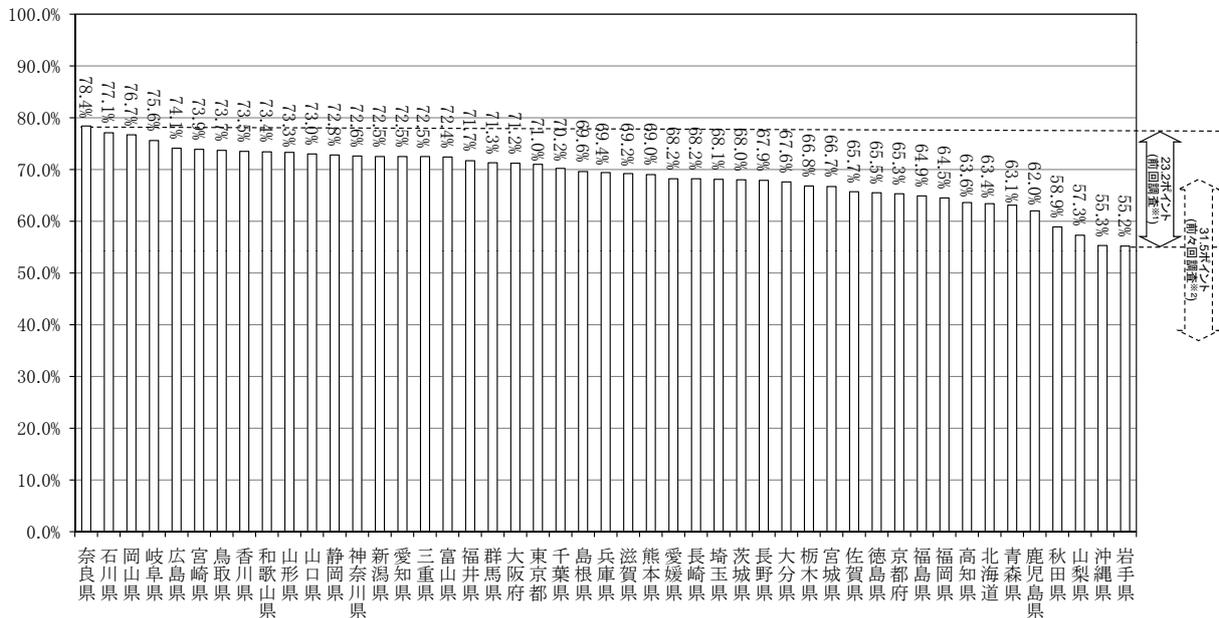


(注) いずれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安はサンプル数に応じて±3~7%前後。

5

(参考2) 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 ー都道府県別の状況ー (前回調査※1)

※1 総務省、社団法人デジタル放送推進協会“地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査”(2009年9月)
 ※2 総務省“地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査”(2009年3月)

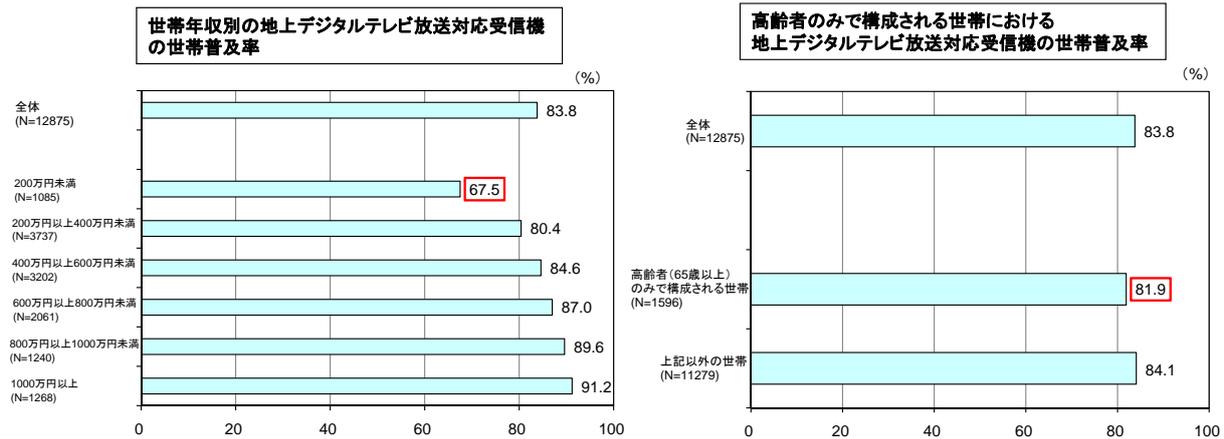


(注)いずれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安はサンプル数に応じて±3〜8%前後。

6

1-4 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 ー世帯年収別、世帯構成年齢別の状況ー

年収が200万円以上の世帯における世帯普及率は8割を超えている。一方、年収が200万円未満の世帯における世帯普及率は67.5%だった。また、高齢者(65歳以上)のみで構成される世帯における世帯普及率は81.9%であり、それ以外の世帯における世帯普及率とほぼ同程度であった。



(注)いずれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安はサンプル数に応じて±1〜3%前後。

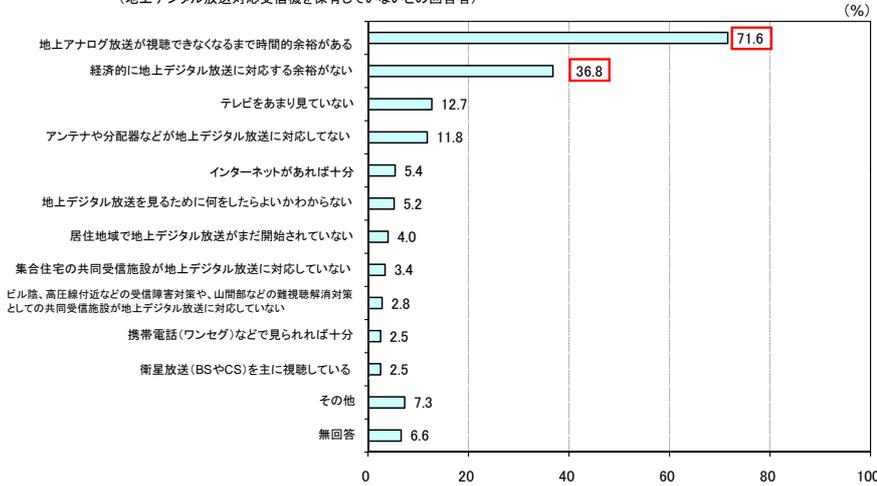
7

1-5 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 ー 対応受信機を保有していない理由 ー

地上デジタル放送対応受信機を保有していない理由としては、地上アナログ放送の停波まで時間的余裕がある(約7割)、経済的に余裕がない(約4割)との回答が多くあげられた。

地上デジタルテレビ放送対応受信機を保有していない理由(複数回答)

(地上デジタル放送対応受信機を保有していないの回答者)



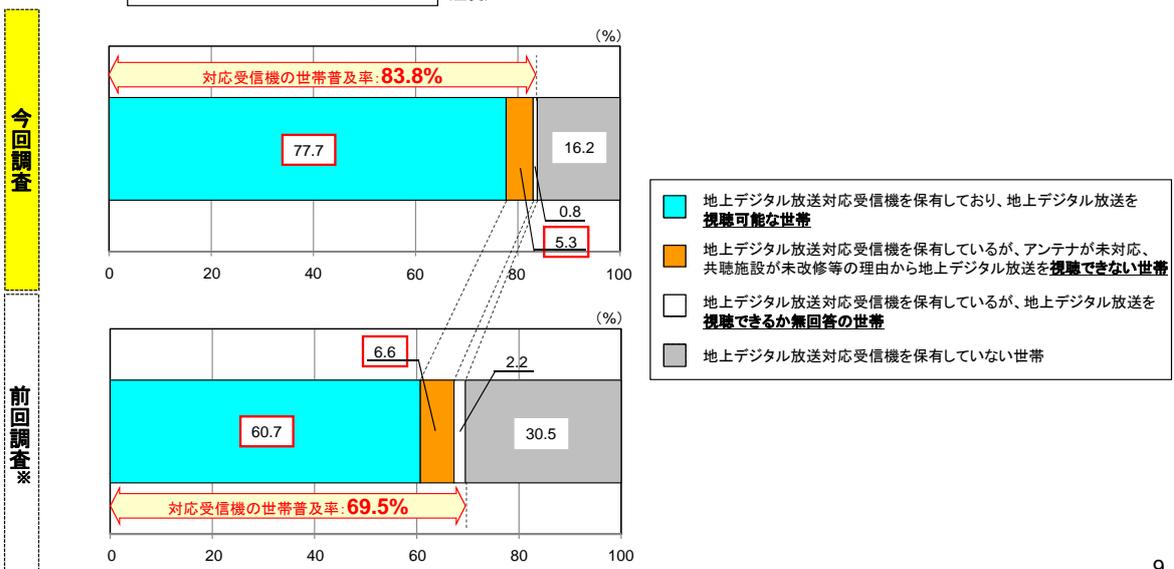
8

2-1 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 ー 概要 ー

デジタル中継局の整備や共聴施設のデジタル化対応促進の効果を反映し、地上デジタル放送対応受信機を保有し地上デジタル放送を視聴できる世帯の割合は、大幅に上昇して77.7%となり、前回調査※(60.7%)から17ポイント増加した。一方、地上デジタル放送対応受信機を保有していても地上デジタル放送を視聴できないとする世帯の割合は5.3%となり、前回調査※(6.6%)から1.3ポイント減少した。

地上デジタルテレビ放送の受信状況 (全員)

※ 総務省、社団法人デジタル放送推進協会“地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査”(2009年9月)

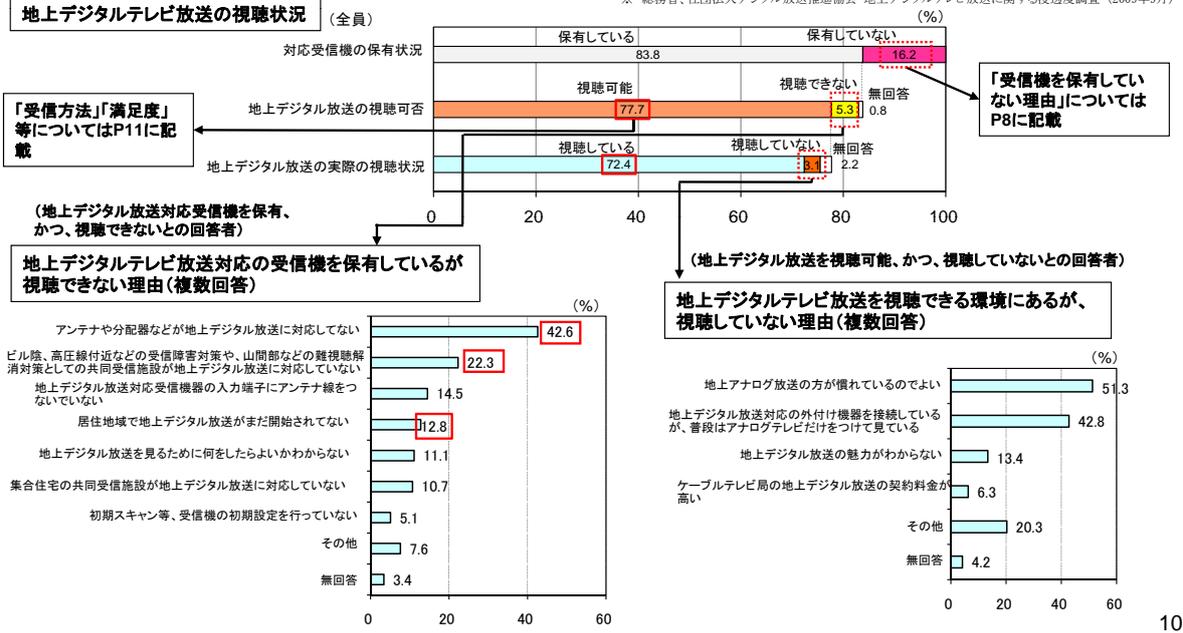


9

2-2 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 - 視聴できない理由、視聴可能だが視聴していない理由 -

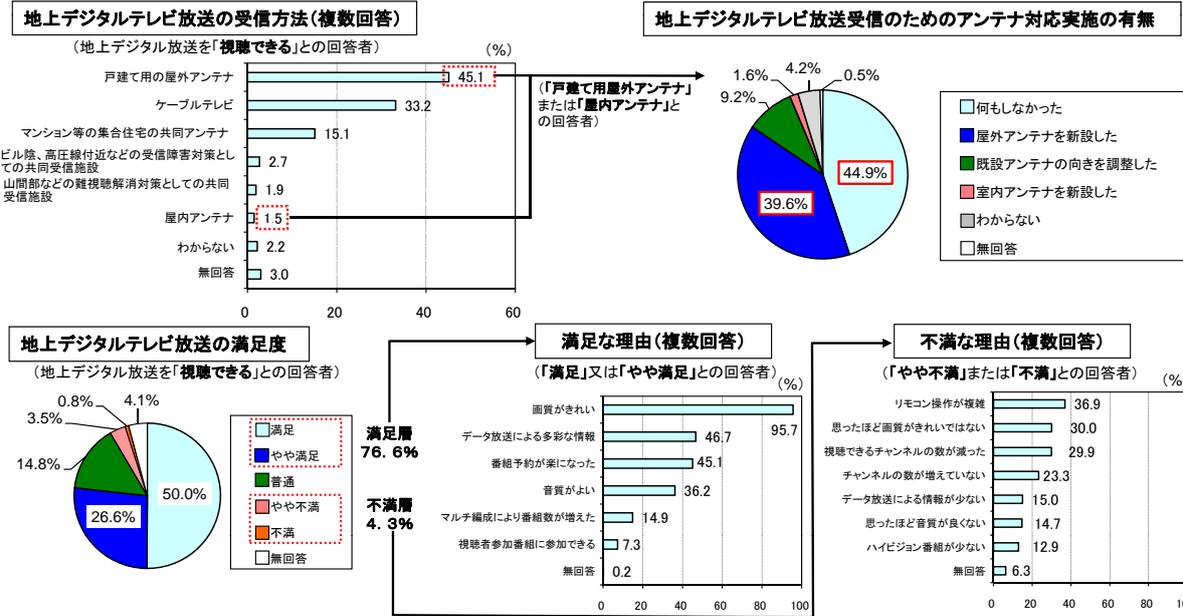
地上デジタル放送を視聴できる世帯の割合は77.7%であり、実際に視聴している世帯は72.4%であった。視聴できない理由としては、アンテナや分配器が未対応(42.6%)、受信障害対策及び難視聴解消対策用の共聴施設が未対応(22.3%)との回答が多く、放送が未開始との回答は12.8%と、前回調査※(22.2%)から減少した。

※ 総務省、社団法人デジタル放送推進協会「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2009年9月)



2-3 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 - 受信方法、満足度 -

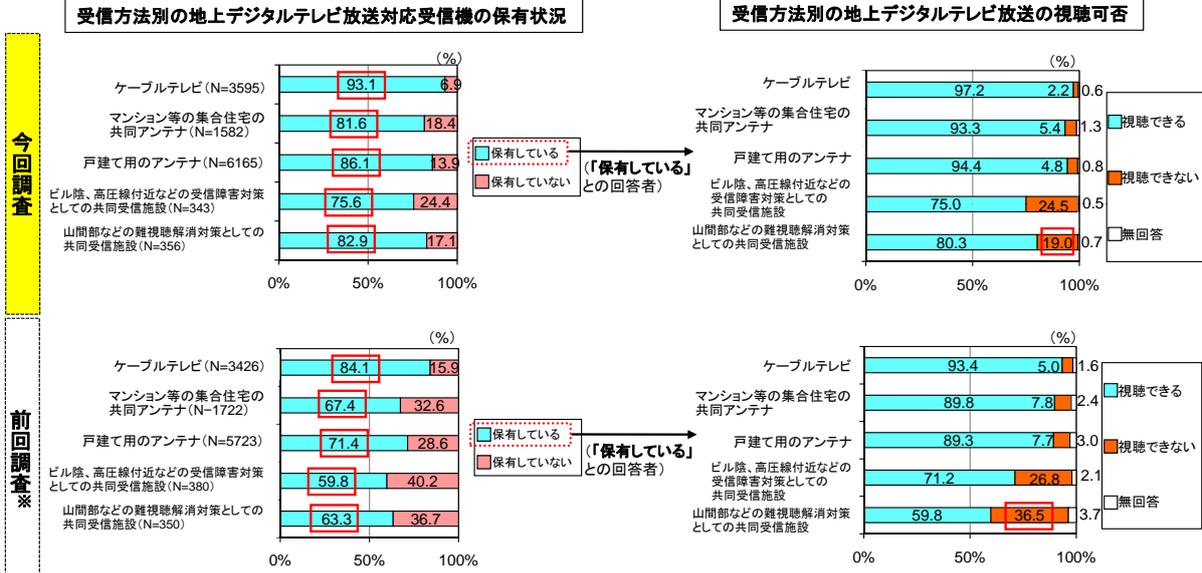
戸建て用の屋外アンテナまたは屋内アンテナで受信している世帯では、既設のアンテナで受信できた世帯と、アンテナを新設または方向調整した世帯がほぼ同数であった。



2-4 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 —受信方法別—

受信方法にかかわらず、地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率、視聴可能な世帯の割合は着実に上昇している。特に、山間部などの難視聴解消対策としての共同受信施設においては、対応受信機を保有しているも地上デジタル放送を視聴できない世帯の割合が大幅に減少した。

※ 総務省、社団法人デジタル放送推進協会「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2009年9月)



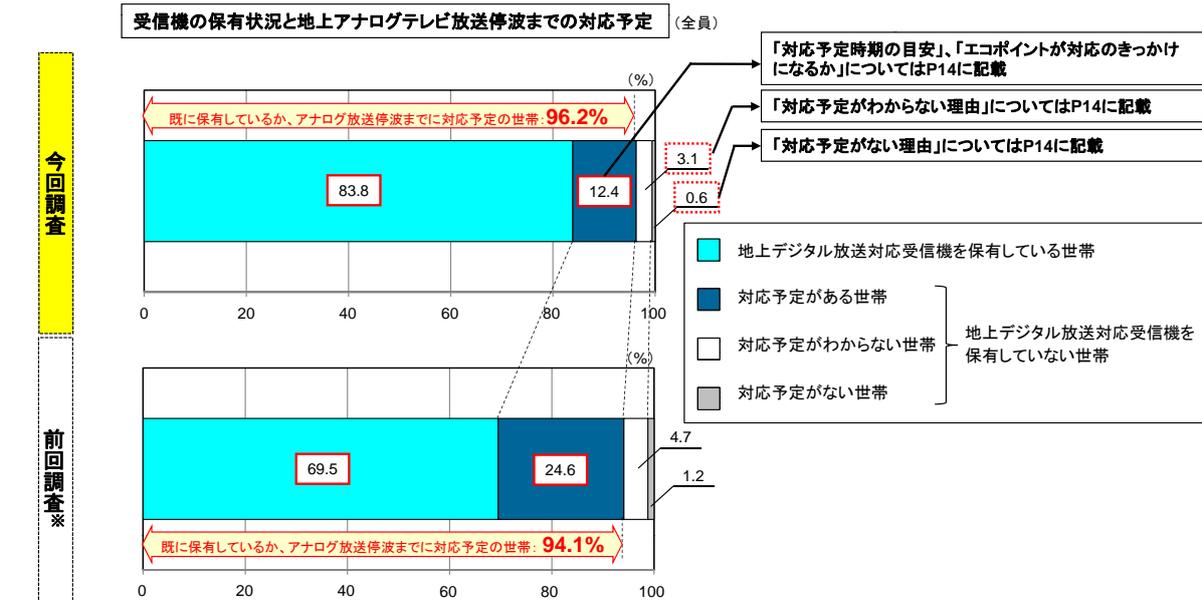
注 本項での受信方法とは地上アナログ放送又は地上デジタル放送の受信方法を示す。なお、両方が視聴可能な場合は地上デジタル放送の視聴方法で分類した。

12

3-1 今後のデジタル化の予定 —概要—

既に地上デジタルテレビ放送対応受信機を保有している世帯と、保有していないがアナログ放送停波までに対応予定とする世帯を合計すると、全体の96.2%となり、前回調査※(94.1%)から2.1ポイント増加した。

※ 総務省、社団法人デジタル放送推進協会「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2009年9月)

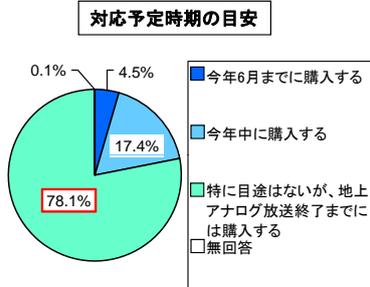


13

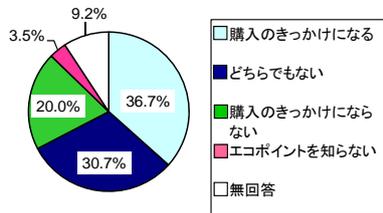
3-2 今後のデジタル化の予定 ー対応予定時期、対応予定がわからない理由、対応予定がない理由等ー

対応予定がある世帯では、特に目途はないがアナログ放送停波までには対応との回答が約8割を占めた。対応予定がわからない理由としては、経済的に余裕がない(約4割)、時間的余裕がある(約3割)との回答が多くあげられた。対応予定がない理由としては、これを機会にテレビは見ない(約3割)との回答が多くあげられた。

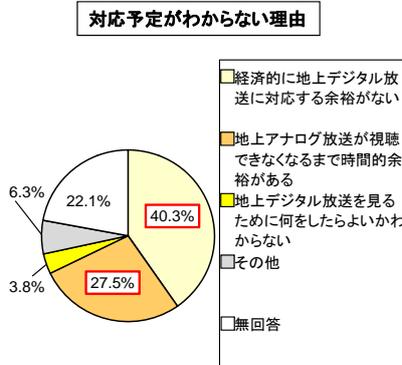
地上アナログテレビ放送停波までに**対応予定がある**との回答者(全体の12.4%)



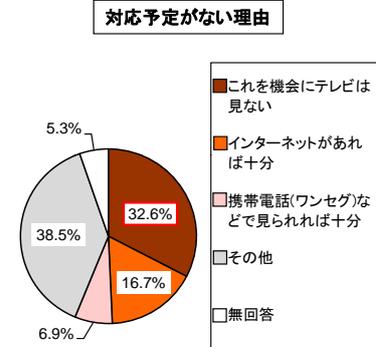
エコポイントが対応のきっかけとなるか



地上アナログテレビ放送停波までの**対応予定がわからない**との回答者(全体の3.1%)



地上アナログテレビ放送停波までの**対応予定がない**との回答者(全体の0.6%)

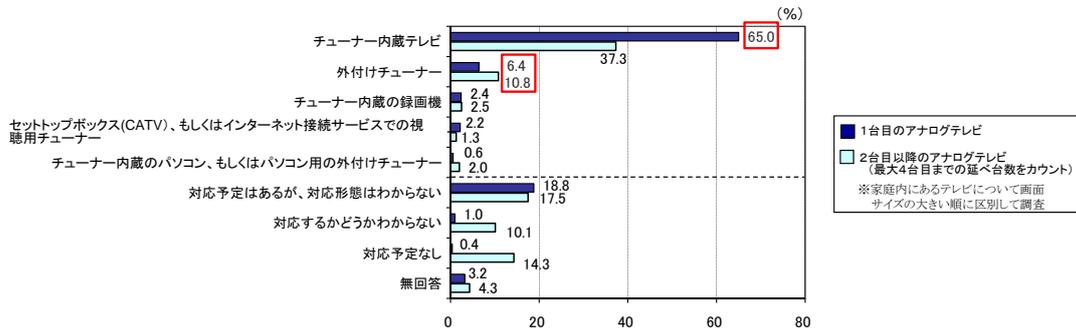


3-3 今後のデジタル化の対応 ー対応受信機未保有世帯のテレビー

対応受信機未保有だが対応予定のある世帯の中で、世帯の最も大きな画面のテレビについてチューナー内蔵テレビを導入したいとする世帯は6割を超える。それ以外のテレビについては、約7割について何らかの対応が予定されているが、最も画面サイズが大きいテレビに比較して外付けチューナーで対応する傾向がある。

地上デジタルテレビ放送へ未対応のテレビに関する今後のデジタル化対応

(地上デジタル放送対応受信機を「1台も保有していない」が、地上アナログ放送停波までに「対応予定がある」との回答者)



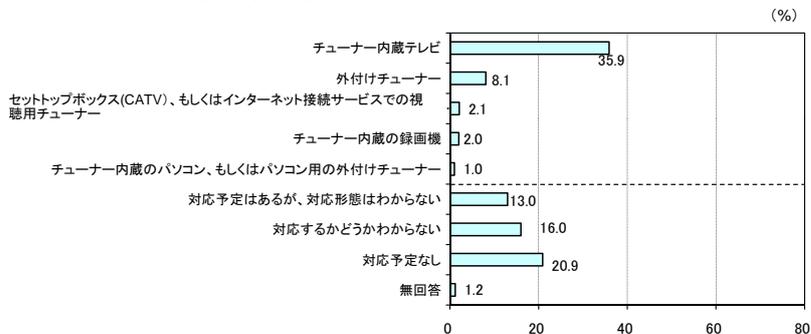
3-4 今後のデジタル化の対応 ー対応受信機保有世帯の未対応テレビー

対応受信機を既に保有している世帯においては、未対応のテレビのうち、約6割について対応予定であり、その対応方法については、対応受信機未保有世帯における最も大きな画面のもの以外のテレビについての対応予定と同様の傾向にある。

地上デジタルテレビ放送へ未対応のテレビ*に関する今後のデジタル化対応

*※家庭内にあるテレビについて、最大4台までの延べ台数をカウント

(地上デジタル放送対応受信機を「いずれか保有」しているとの回答者)



16

4-1 共同受信施設における対応状況 ー集合住宅ー

共同受信施設が地上デジタル放送対応済と回答した世帯の割合は、分譲集合住宅の方が賃貸集合住宅より15.8ポイント高い。一方、前回調査*(分譲集合住宅:75.7%、賃貸集合住宅:52.5%)からの上昇は、賃貸集合住宅の方が分譲集合住宅より高い。

* 総務省、社団法人デジタル放送推進協会「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2009年9月)

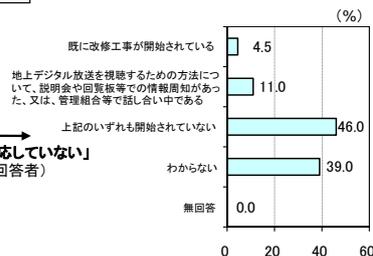
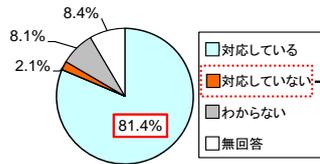
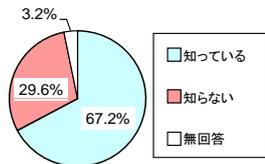
視聴するための手続き等についての認知度

共同受信施設の地上デジタルテレビ放送への対応状況

共同受信施設の工事の進捗状況

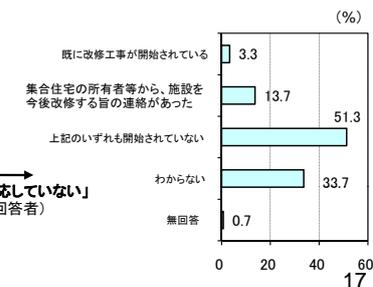
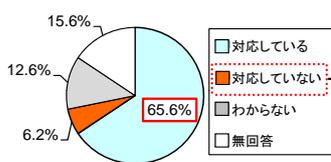
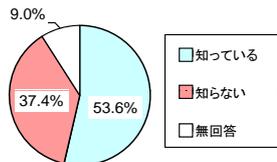
分譲集合住宅にお住まいの方
(N=786)

Q. 一般的に、集合住宅で地上デジタル放送を視聴するためには、必要に応じて、「共同受信施設」を改修することについて「管理組合等で話し合い」を行い承認が得られたのちに「共同受信施設の改修工事」が必要になる場合があることをご存じですか。



賃貸集合住宅にお住まいの方
(N=1326)

Q. 一般的に、賃貸集合住宅(社宅・官公舎を含む)で地上デジタル放送を視聴するためには、必要に応じて、集合住宅の所有者が「共同受信施設の改修工事」を進めていく必要があることをご存じですか。



4-2 共同受信施設における対応状況 -ビル陰、高圧線付近などの受信障害対策-

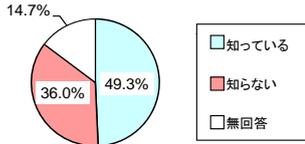
受信障害対策としての共同受信施設で地上デジタル放送が視聴できると回答した世帯の割合は41.7%となり、前回調査※(34.6%)より、約7ポイント増加した。視聴できないとの回答があった共同受信施設に関して行われている対応状況については、施設管理者から直接受信可能との連絡があったとの回答は46.5%となり、前回調査※(31.4%)から約15ポイント増加した。

※ 総務省、社団法人デジタル放送推進協会「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2009年9月)

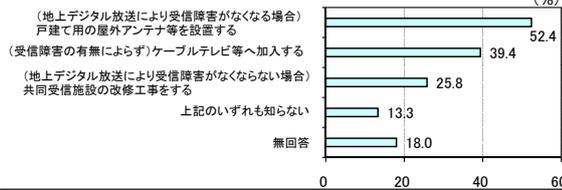
地上アナログテレビ放送をビル陰、高圧線付近などの受信障害対策としての共同受信施設で視聴している方(N=436)

地上デジタルテレビ放送の特性や視聴するための方法についての認知度

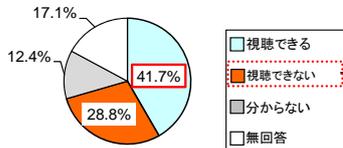
Q1. 地上デジタル放送は、地上アナログ放送に比べて受信障害に強い方式を採用しているため、受信障害が生じる地域が小さくなり、戸建て用の屋外アンテナ等を設置するなどして、直接、地上デジタル放送を視聴できる可能性が高まることをご存じですか。



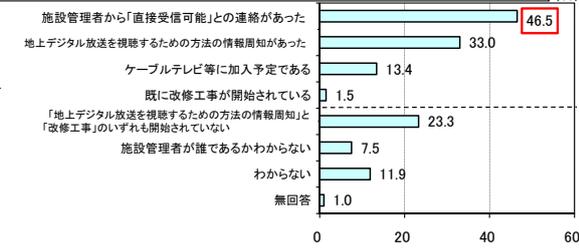
Q2. 現在、地上アナログ放送用の共同受信施設を利用している方が、今後、地上デジタル放送を視聴するための方法について、あなたをご存じのことを、次の中からいくつでもお知らせください。(複数回答可)



共同受信施設での地上デジタルテレビ放送の視聴可否



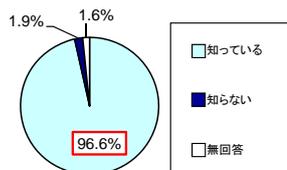
視聴できないとの回答があった共同受信施設の対応状況(複数回答)



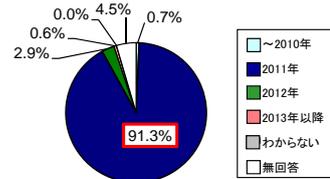
5-1 地上アナログテレビ放送停波に関する認知度

ほぼ全ての方が地上アナログ放送の停波について知っている。2011年に地上アナログ放送が停波することについても、約9割の方が知っている。

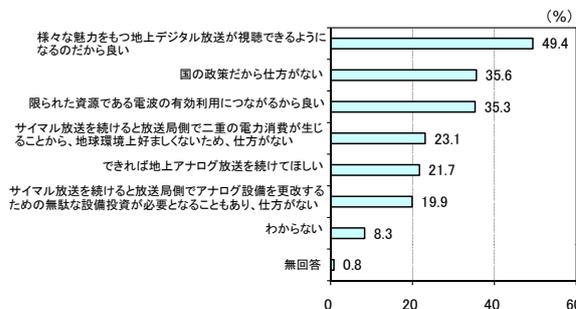
地上アナログテレビ放送停波についての認知度 (全員)



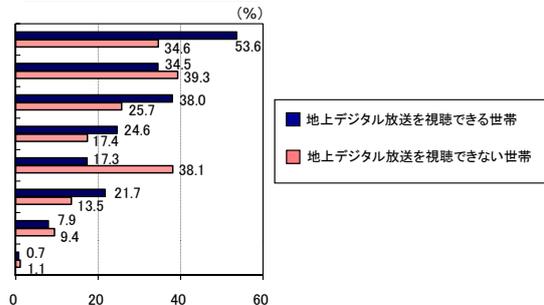
地上アナログテレビ放送停波の時期についての認知度 (全員)



地上アナログテレビ放送停波についての感想(複数回答) (全員)



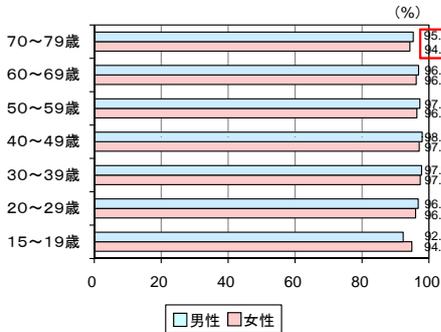
(地上デジタル放送視聴可否別)



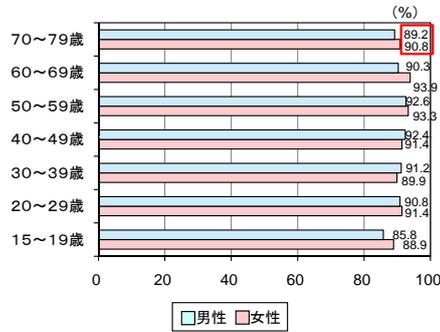
5-2 地上アナログテレビ放送停波に関する認知度 一年代・性別の状況一

年代及び性別にかかわらず、地上アナログ放送停波及び停波時期について約9割の方が知っている。70歳代の方についても他の年代の方と同程度の認知度である。

地上アナログテレビ放送停波についての認知度 (全員)



地上アナログテレビ放送停波の時期についての認知度 (全員)



年代・性別のサンプル数

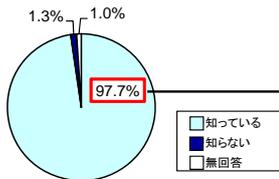
	男性	女性	小計
70~79歳	982	794	1776
60~69歳	1317	1330	2647
50~59歳	1090	1298	2388
40~49歳	948	1120	2068
30~39歳	903	1136	2039
20~29歳	609	735	1344
15~19歳	287	326	613
合計	6136	6739	12875

20

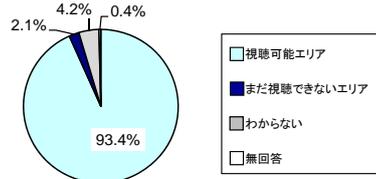
6-1 地上デジタルテレビ放送に関する認知度

ほぼ全ての方が地上デジタル放送を知っている。また、地上デジタル放送のメリットとしては、画質や音質の良さ(93.5%)、データ放送による情報表示(77.5%)、電子番組表(65.7%)について多くの人が知っている。

地上デジタルテレビ放送の認知度 (全員)

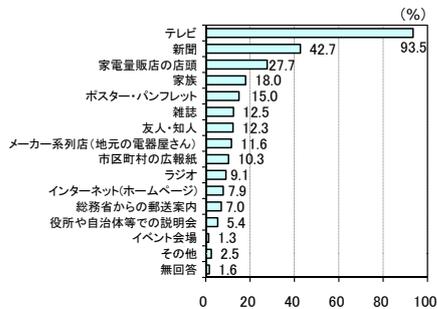


居住地域での地上デジタルテレビ放送視聴可否の認知度



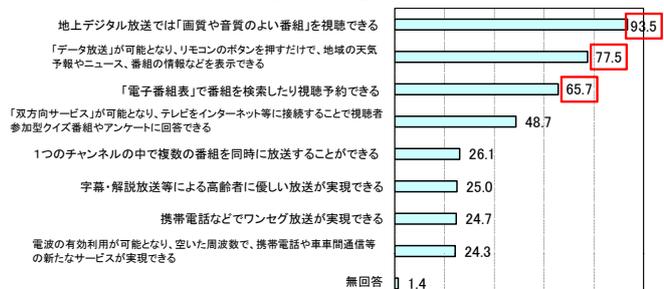
地上デジタルテレビ放送等についての認知経路 (複数回答)

(地上デジタル放送もしくは地上アナログ放送停波を「知っている」との回答者)



地上デジタルテレビ放送のメリットについての認知度 (複数回答)

(地上デジタル放送を「知っている」との回答者)



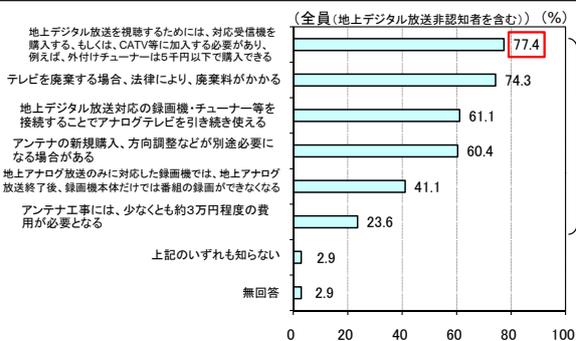
21

6-2 地上デジタルテレビ放送に関する認知度 —視聴するための作業や手続き—

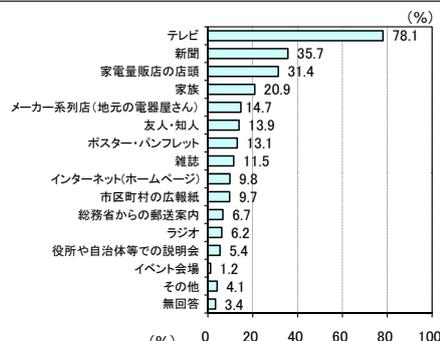
地上デジタル放送を視聴するために対応受信機購入が必要であることを多くの方が知っている。また、国の相談窓口等に関する認知は上昇傾向にあり、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）についての認知は、前回調査※（5.3%）から11.3ポイント上昇した。

※ 総務省、社団法人デジタル放送推進協会“地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査”（2009年9月）

地上デジタルテレビ放送視聴のための作業・手続きの認知度（複数回答）

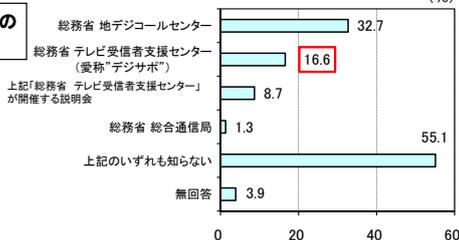


地上デジタルテレビ放送視聴のための作業・手続きの認知経路（複数回答）



地上デジタルテレビ放送に関する国の相談窓口等についての認知度（複数回答）

（全員（地上デジタル放送非認知者を含む））

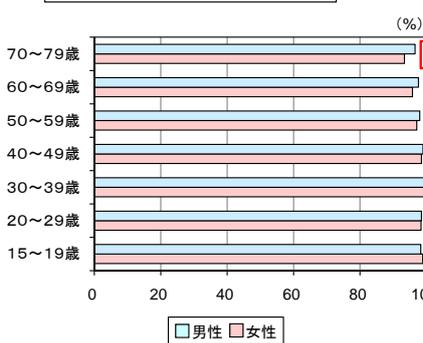


22

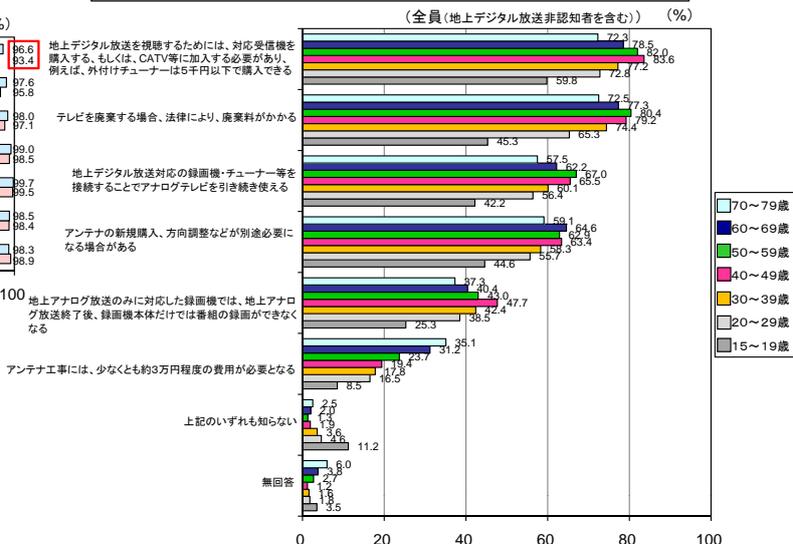
6-3 地上デジタルテレビ放送に関する認知度 —年代・性別の状況—

地上デジタル放送の認知度は、年代及び性別にかかわらず高く、70歳代の方についても他の年代の方と同程度の認知度である。

地上デジタルテレビ放送の認知度（全員）



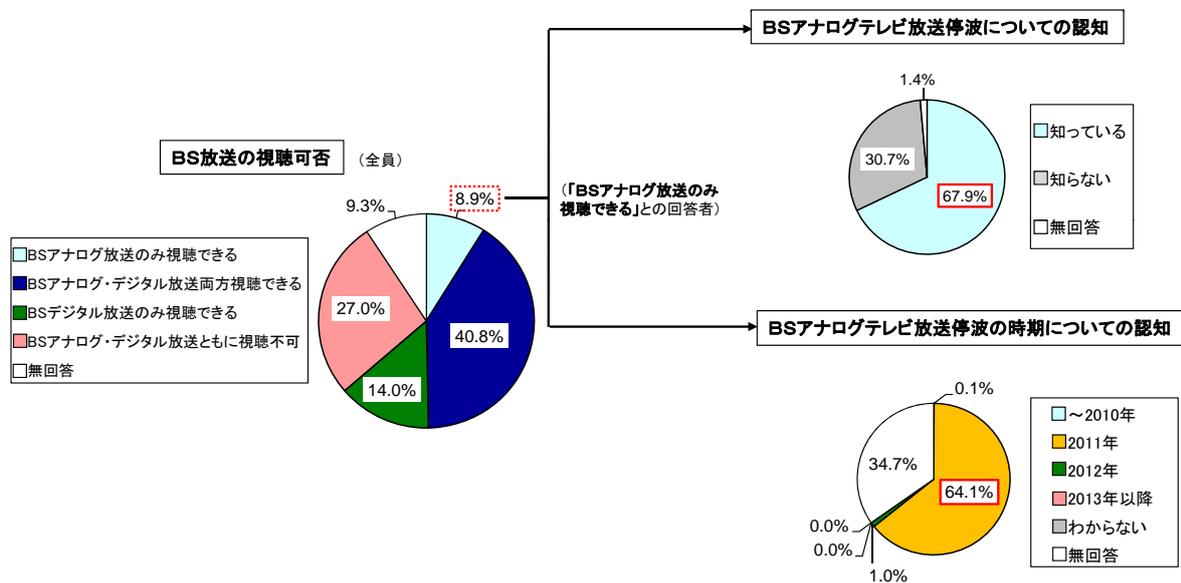
地上デジタルテレビ放送視聴のための作業・手続きの認知度（複数回答）



23

7-1 その他 -BSアナログテレビ放送停波に関する認知度-

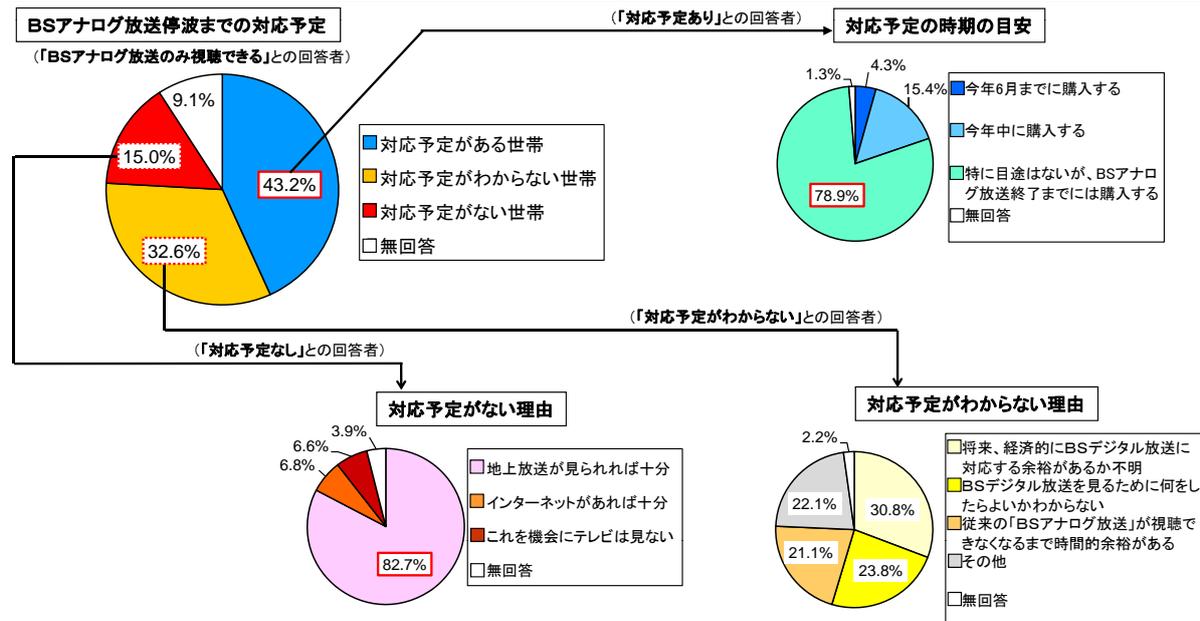
「BSアナログ放送のみ視聴できるとの回答者(8.9%)」のうち、BSアナログ放送が停波することについては67.9%、2011年に停波することについては64.1%の方に認知されている。



24

7-2 その他 -今後のBSのデジタル化予定-

「BSアナログ放送のみ視聴できるとの回答者(8.9%)」のうち、43.2%がBSデジタル放送への対応予定があると回答した。一方、BSデジタル放送への対応予定がない理由としては、地上放送が見られれば十分との回答が82.7%であった。



25

平成 22 年度 予算実施項目及び所要額

デジタル放送受信に関する相談体制の強化

① 地デジコールセンターの運営	【継続 18.4億円】
② 全都道府県のデジサポによる受信相談・現地調査等	【継続 110.6億円】
③ 高齢者・障がい者等を中心にきめ細かな説明会・戸別訪問の実施	【継続 74.6億円】

受信機器の購入支援

④ 経済的弱者に対するチューナーの購入等の支援	【継続 337.5億円】
-------------------------	--------------

電波が届かない過疎、離島地域などでの支援

⑤ デジタル中継局の整備に対する支援	【拡充 43.4億円】
⑥ 新たな難視対策	【新規 18.2億円】
⑦ 暫定的な衛星利用による難視聴対策	【継続 87.0億円】
⑧ デジタル混信の解消	【継続 10.8億円】
⑨ アナログ停波後のチャンネル切替	【拡充 8.1億円】

電波が届かない場合の共同アンテナ等に対する支援

⑩ 辺地共聴施設のデジタル化の支援	【拡充 60.4億円】
⑪ 受信障害対策共聴施設のデジタル化の支援	【拡充 57.1億円】
⑫ 集合住宅共聴施設のデジタル化の支援	【新規 19.2億円】
⑬ デジアナ変換の導入による円滑な受信環境整備の推進	【新規 18.8億円】

その他(地方局経費・各種調査等)	【継続 1.9億円】
------------------	------------

<計 約870億円>

(注)すべて電波利用料財源。一部を除き、国庫債務負担行為を講じる。

家電エコポイントの活用によるデジタルテレビの購入支援の概要

家電エコポイント制度

- ◇ 家電エコポイント制度とは、地球温暖化対策、経済の活性化及び地上デジタル対応テレビの普及を図るため、グリーン家電(統一省エネラベル4☆相当以上の「地上デジタル放送対応テレビ」、「エアコン」、「冷蔵庫」の家電)の購入により様々な商品・サービスと交換可能な家電エコポイントが取得できるものです。

対象機器

- ◇ 2010年4月1日以降は、より省エネ性能の高い4☆以上の地上デジタル放送対応テレビ

対象期間

- ◇ 2009年5月15日から2010年12月31日までの期間に対象機器を購入した場合

支援措置

- ◇ 以下の表のとおり、エコポイントを付与

	地上デジタル放送対応テレビ	
		46V以上
統一省エネラベル4☆相当以上の製品の購入	42V、40V	23,000
	37V	17,000
	32V、26V	12,000
	26V未満	7,000
＋リサイクル(買換)を行う場合		3,000

予算規模

予算	5,268億円	〔平成21年度1次補正 2,946億円(テレビ分 1,950億円) 平成21年度2次補正 2,322億円(テレビ分 1,683億円)〕
----	---------	--

デジサポの概要

■地デジの周知・広報活動

- 自治体広報誌や町内会向け広報など地デジに関するさまざまな周知・広報活動を行います。
- 地域のイベントや地デジ関連の催しものなどを通じて、周知・広報活動を展開します。
- BSアナログ放送の終了なども地上デジタル放送の周知・広報に含め、幅広く活動を行います。

地デジ広報と普及促進

■地デジの調査・分析活動

- 地上デジタル放送の市場動向や浸透度調査など普及の実態を把握するための調査・分析を行います。
- 地上アナログ放送の終了に伴う影響を把握し、地上デジタル放送の普及促進に努めます。

■デジサポが丁寧に訪問対応

- 選信や電波が弱いなど、コールセンターで原因が特定できない相談について、受信方法の助言等丁寧な対応を行うとともに、必要に応じてデジサポが訪問対応します。
- 新たな離視地域や受信障害地域に丁寧なサポートを行います。

丁寧な説明・訪問対応

■高齢者、障がい者等への支援

- 自治会、町内会、福祉施設等を開し、地デジの基礎から説明します。
- 高齢者、障がい者の世界を中心に戸別訪問を行います。
- 「地デジアドバイザー」を育成し、より多くのおみなさまへの丁寧な説明を目指します。

■地デジコールセンターにご相談ください!

- みみなさまからのお電話は、総務省 地デジコールセンターがお受けし、デジサポが対応します。
- 地域の受信環境の改善に向けて迅速に対応するため、地域のデジサポの電話番号も併設しています。(裏面)

デジサポの活動

わたしたちは全国のテレビ放送事業者のノウハウを結集し、関係団体のご協力をいただき、地上デジタル放送の完全移行に向けて、その意義や導入方法などを丁寧に説明し、相談に応じていきます。



■共聴施設(自主共聴)への戸別説明

- 施設管理者への説明会の開催や、各施設へ向けて改修説明を行います。(各自治体および総合通信局と連携・協力して実施します。)

■集合住宅管理会社等への働きかけ

- デジタル化未対応物件の早期改修のために管理会社等を訪問・サポートします。

共聴施設の改修支援

■受信障害対策共聴(ビル陰共聴)の改修促進

- 共聴の改修や個別アンテナへの移行など、地デジへの対応方法を助言するほか、必要な調査も行います。

■集合住宅・受信障害対策共聴のデジタル化改修等をサポートします。

- 建物などが原因となって電波が遮られる状況や老朽化・小規模等の共同住宅に設置された受信障害対策共聴施設や老朽化・小規模等の共同住宅に設置された共聴施設のデジタル化改修等(ケーブルテレビへの移行を含む)に係る改修費用の一部を助成します。
- 改修等に当たって当事者間に争いが生じた場合、あっせん・調停を行います。

■新たな離視地域をサポートします。

- 地上デジタル放送離視地域対策計画により特定された新たな離視地域について、高性能アンテナへの改修等(ケーブルテレビへの移行を含む)に係る改修費用の一部を助成します。

■デジタル混信の改善・デジタル周波数再編対策に伴う改修をサポートします。

- 立地条件などによりデジタル放送に混信が生じる状況の改善やデジタル周波数再編対策に伴う改修に係る改修費用の一部を助成します。

※詳細は、デジサポのホームページ(<http://digisuppo.jp/>)をご覧ください。

受信状況の調査・把握

■受信不良地区の把握と情報共有

- 測定車による調査で受信不良地区を把握します。
- 把握した受信不良地区情報は放送事業者へ提供し、対策検討を要請します。
- 関係団体へ情報を提供し、受信環境の改善を支援します。



各地域のデジサポ一覧

デジサポ 各都道府県の支援センター

<http://digisuppo.jp/>

要称「デジサポ〇〇」と呼んでください。(例: デジサポ東京西、デジサポ大阪)

北海道地域	総務省 北海道中央 テレビ受信者支援センター 011-351-1155	総務省 北海道東 テレビ受信者支援センター 0154-99-0101	総務省 北海道北 テレビ受信者支援センター 0166-30-0101	総務省 北海道南 テレビ受信者支援センター 0138-38-0101	近畿地域	総務省 滋賀県 テレビ受信者支援センター 077-503-0101	総務省 京都府 テレビ受信者支援センター 075-303-3030	総務省 奈良県 テレビ受信者支援センター 0742-90-2222	総務省 和歌山県 テレビ受信者支援センター 073-403-4141	中国地域	総務省 奈良県 テレビ受信者支援センター 0742-90-2222	総務省 和歌山県 テレビ受信者支援センター 073-403-4141	四国地域	総務省 徳島県 テレビ受信者支援センター 088-603-0200	総務省 香川県 テレビ受信者支援センター 087-883-5521	総務省 愛媛県 テレビ受信者支援センター 089-903-0101	総務省 高知県 テレビ受信者支援センター 088-813-0000
	総務省 青森県 テレビ受信者支援センター 017-771-1010	総務省 岩手県 テレビ受信者支援センター 019-903-0101	総務省 宮城県 テレビ受信者支援センター 022-745-1500	総務省 秋田県 テレビ受信者支援センター 018-803-1100		総務省 鳥根県 テレビ受信者支援センター 0852-35-5411	総務省 岡山県 テレビ受信者支援センター 086-899-6060	総務省 広島県 テレビ受信者支援センター 082-553-0101									
東北地域	総務省 山形県 テレビ受信者支援センター 023-606-1100	総務省 福島県 テレビ受信者支援センター 024-505-1010	関東地域	総務省 茨城県 テレビ受信者支援センター 029-307-0101	総務省 栃木県 テレビ受信者支援センター 028-333-3331	総務省 群馬県 テレビ受信者支援センター 027-202-1100	総務省 埼玉県 テレビ受信者支援センター 048-610-8080	総務省 福岡県 テレビ受信者支援センター 092-303-0101	総務省 佐賀県 テレビ受信者支援センター 0952-43-1212	総務省 長崎県 テレビ受信者支援センター 095-804-5500	総務省 熊本県 テレビ受信者支援センター 096-300-8800	九州地域	総務省 福岡県 テレビ受信者支援センター 092-303-0101	総務省 佐賀県 テレビ受信者支援センター 0952-43-1212	総務省 長崎県 テレビ受信者支援センター 095-804-5500	総務省 熊本県 テレビ受信者支援センター 096-300-8800	
信越地域	総務省 新潟県 テレビ受信者支援センター 025-333-0011	総務省 長野県 テレビ受信者支援センター 026-403-2100		総務省 千葉県 テレビ受信者支援センター 043-333-7100	総務省 東京都中央 テレビ受信者支援センター 03-6743-0500	総務省 東京都西 テレビ受信者支援センター 042-716-2525	総務省 東京都東 テレビ受信者支援センター 042-716-2525	総務省 大分県 テレビ受信者支援センター 097-515-8300	総務省 宮崎県 テレビ受信者支援センター 0985-68-2211	総務省 鹿児島県 テレビ受信者支援センター 099-833-2020	沖縄地域		総務省 大分県 テレビ受信者支援センター 097-515-8300	総務省 宮崎県 テレビ受信者支援センター 0985-68-2211	総務省 鹿児島県 テレビ受信者支援センター 099-833-2020	総務省 徳島県 テレビ受信者支援センター 088-603-0200	総務省 香川県 テレビ受信者支援センター 087-883-5521
北陸地域	総務省 富山県 テレビ受信者支援センター 076-403-0101	総務省 石川県 テレビ受信者支援センター 076-203-0101	東海地域	総務省 岐阜県 テレビ受信者支援センター 058-203-5400	総務省 静岡県 テレビ受信者支援センター 054-333-5700	総務省 愛知県 テレビ受信者支援センター 052-308-3930	総務省 三重県 テレビ受信者支援センター 059-993-5511	総務省 福井県 テレビ受信者支援センター 0776-31-0101	九州地域	総務省 福岡県 テレビ受信者支援センター 092-303-0101		総務省 佐賀県 テレビ受信者支援センター 0952-43-1212	総務省 長崎県 テレビ受信者支援センター 095-804-5500	総務省 熊本県 テレビ受信者支援センター 096-300-8800	総務省 徳島県 テレビ受信者支援センター 088-603-0200	総務省 香川県 テレビ受信者支援センター 087-883-5521	総務省 愛媛県 テレビ受信者支援センター 089-903-0101
北陸地域	総務省 富山県 テレビ受信者支援センター 076-403-0101	総務省 石川県 テレビ受信者支援センター 076-203-0101		総務省 滋賀県 テレビ受信者支援センター 077-503-0101	総務省 京都府 テレビ受信者支援センター 075-303-3030	総務省 奈良県 テレビ受信者支援センター 0742-90-2222	総務省 和歌山県 テレビ受信者支援センター 073-403-4141	総務省 鳥根県 テレビ受信者支援センター 0852-35-5411		総務省 岡山県 テレビ受信者支援センター 086-899-6060	総務省 広島県 テレビ受信者支援センター 082-553-0101	総務省 徳島県 テレビ受信者支援センター 088-603-0200	総務省 香川県 テレビ受信者支援センター 087-883-5521	総務省 愛媛県 テレビ受信者支援センター 089-903-0101	総務省 高知県 テレビ受信者支援センター 088-813-0000	総務省 徳島県 テレビ受信者支援センター 088-603-0200	総務省 香川県 テレビ受信者支援センター 087-883-5521

高齢者等に対する戸別訪問の実施

- デジサポでは、地デジに関する情報が届きにくいと思われる高齢者等へのきめ細かなサポートの一環として、戸別訪問事業を実施。
- 地域の電器店やCATV事業者が「地デジサポーター」として、御自宅まで訪問を行い、世帯が具体的に地デジ対応できるまでの道筋を御提案。能動的に訪問するほか、相談会参加者やコールセンター等への電話相談者に対して積極的に戸別訪問を御案内。
- 地デジ詐欺等悪質商法への対策として、「地デジサポーター」は戸別訪問を行う際、必ず、ID、腕章、ユニフォームを着用。

戸別訪問時の地デジサポーターの服装



悪質商法の現状

悪質商法の事案は総務省で把握しているもので54件(H16.2～)発生。

うち7件については被害届が出されている。

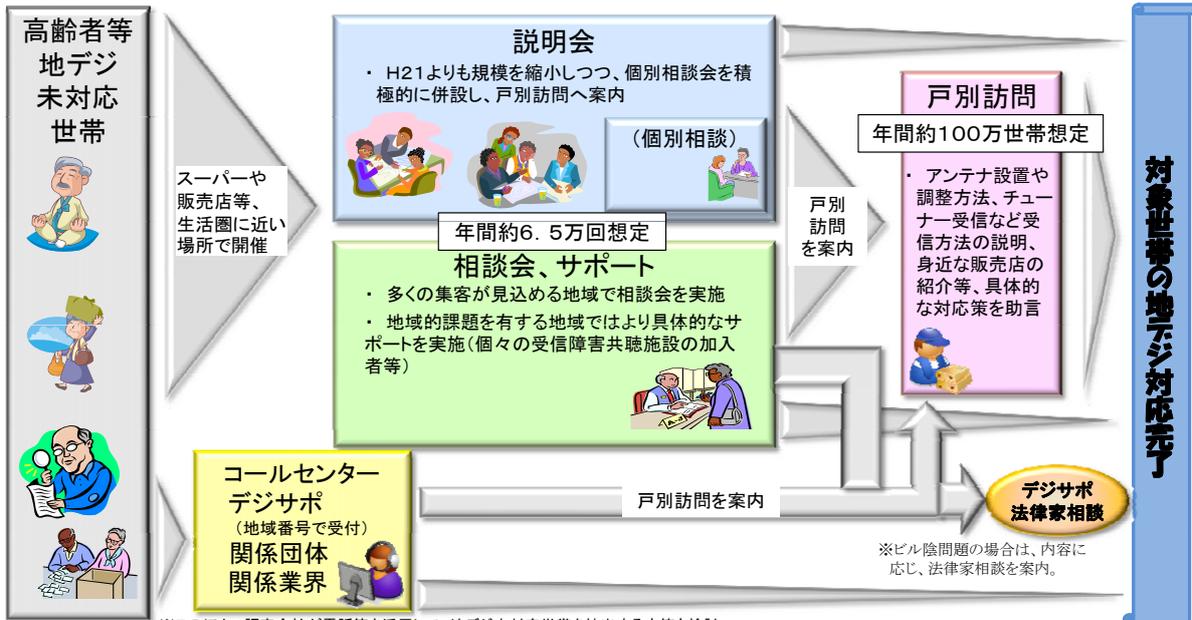
また、54件中、高齢者に係るものは23件発生している(H19年度は6件、H20年度は11件、H21年度は15件、H22年度は5件)。

(典型的な手口の類型)

- －アンテナ工事業者等を装い家庭を訪問、前金を受け取り工事を実施しないもの
- －公的機関等を装い、ビラやハガキなどにより地デジ対応の申込代金等を指定口座に振り込ませようとするもの
- －電話で国や放送事業者等を騙り、工事の勧誘や工事代金の振込の要求等を行うもの

平成22年度 相談会、戸別訪問のフロー

- 説明会、相談会への参加者に加え、コールセンターやデジサポへの電話での相談者にも戸別訪問が可能であることを積極的に案内することにより、高齢者等地デジ未対応世帯に対して具体的対応策を助言。

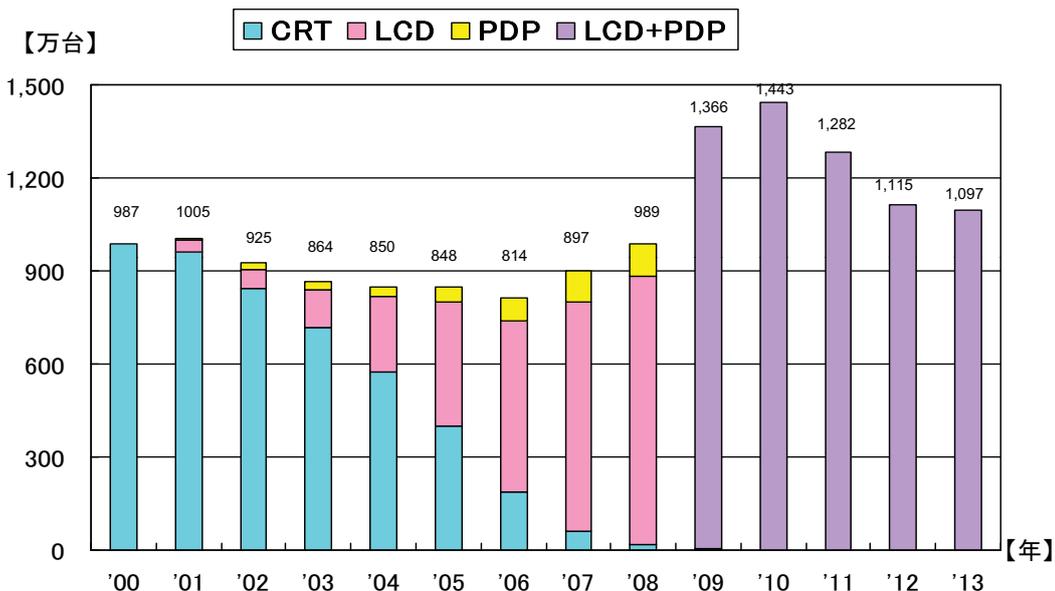


2011年 地上アナログ放送終了に伴うテレビの排出台数予測

2010年 5月24日
(社)電子情報技術産業協会

テレビの需要予測

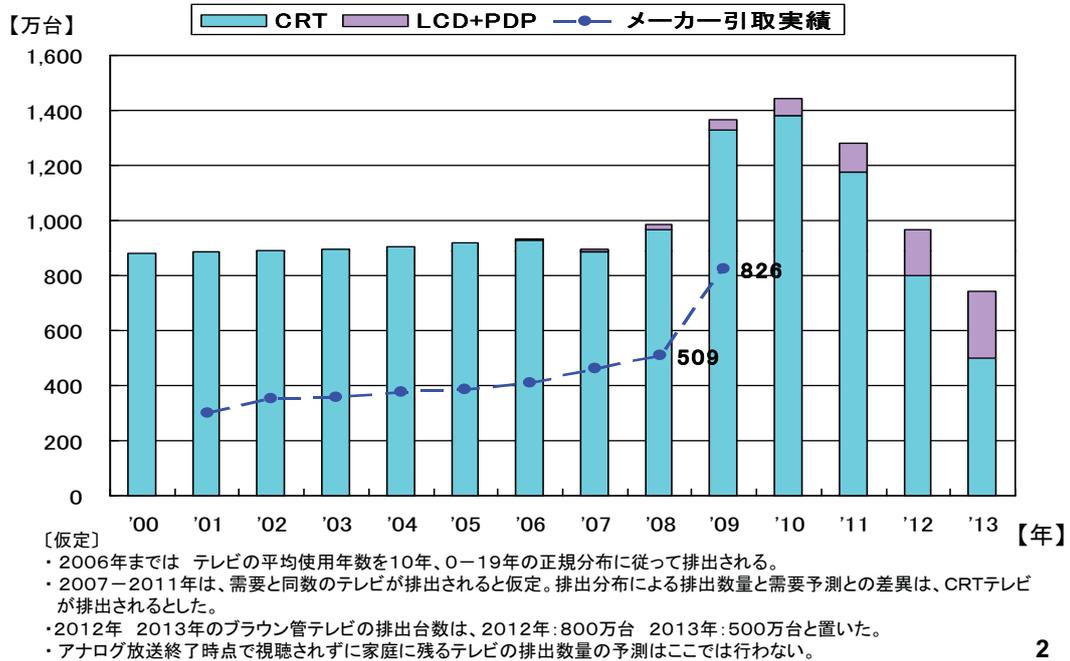
●2010年は、2011年のアナログ放送終了及びエコポイント制度により、デジタルテレビの出荷台数が大幅に増加すると推定されている。2009年実績は、昨年推計値より317万台増。



・2013年までは、JEITA『AV主要品目世界需要動向(2010年3月)』による。
・2009年までは出荷実績。

テレビの買い替え需要に基づく排出数量予測

● 2007年～2011年は、テレビの需要はデジタルテレビへの買い替え需要が中心と仮定し、需要と同数のテレビが排出されると仮定した。



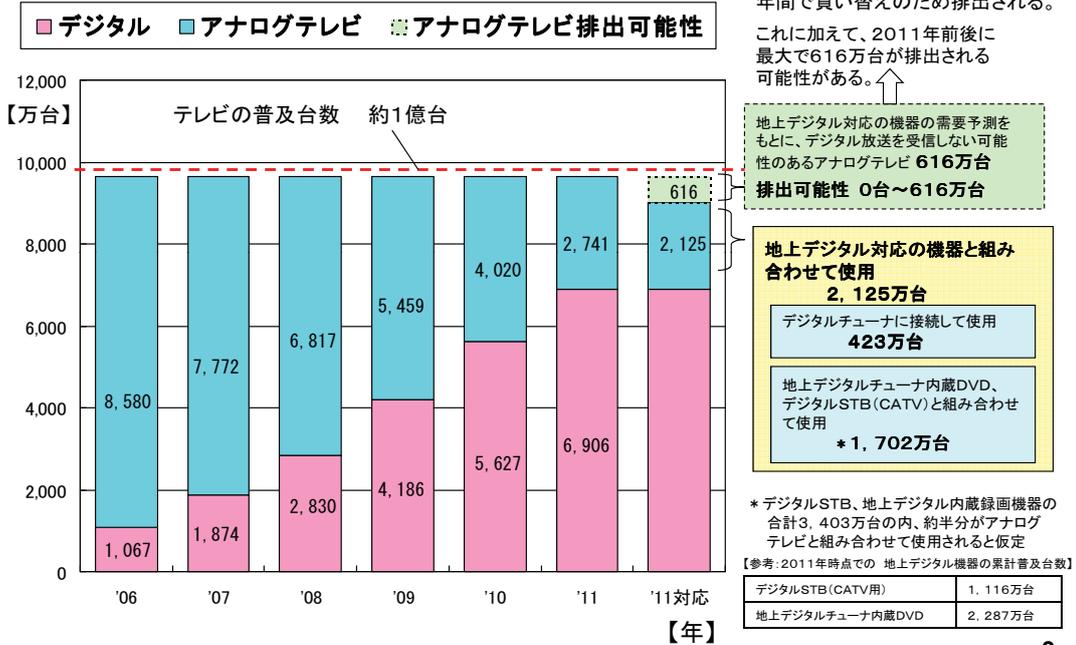
2

2011年：アナログテレビ残存数予測

● アナログテレビの残存台数：
2006年 8,580万台 ⇒ 2011年 2,741万台

06年末時点でのアナログテレビの残存数量は8,580万台あり、そのうち、約6,000万台が今後5年間で買い替えのため排出される。

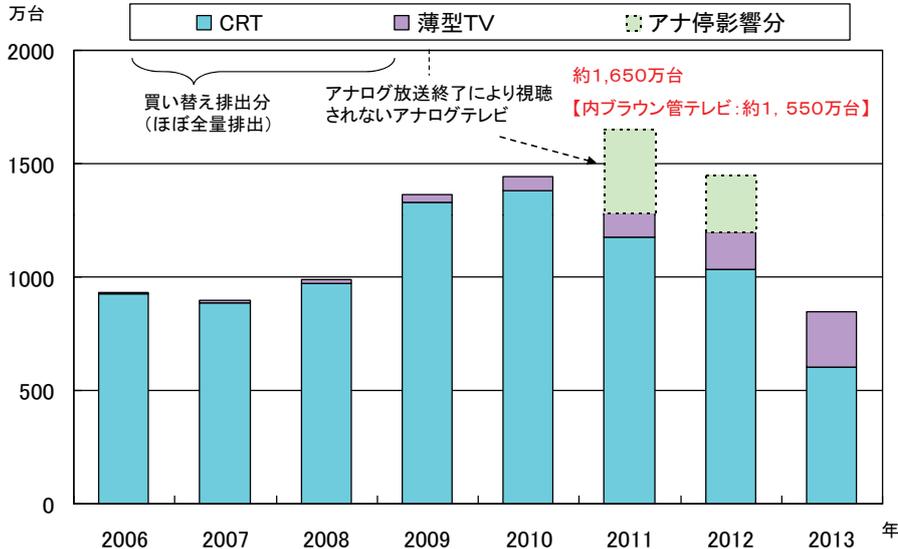
これに加えて、2011年前後に最大で616万台が排出される可能性がある。



3

2011年前後のアナログテレビの排出可能性の考察(年)

● 買い替えに伴う排出に加えて、アナログ放送の終了により視聴されないアナログテレビは、一部は家庭内に蓄積され、2011年、2012年にかけて排出されると仮定する。
【2011年に約6割、2012年に約4割と仮定】

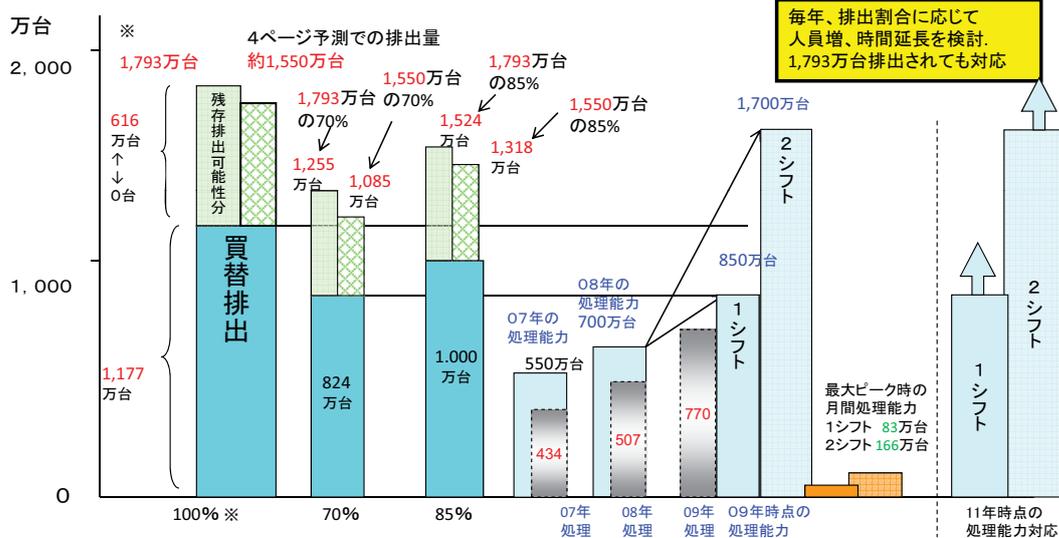


・アナログテレビの排出可能性分(616万台)が2011年から2012年にかけて、排出されると仮定する。
2011年には約6割の370万台が排出され、2012年に残りの246万台が排出されると仮定した。
この 追加に排出されるテレビはブラウン管テレビと仮定した。

4

排出の可能性とブラウン管式テレビのメーカー処理能力

- ① 買い替え排出以外の増加可能性分が、1年間で排出されず2011年、2012年に分けられて排出されると仮定すれば2011年の排出量は約1,550万台となる。このうち、85%がメーカーに引き渡されるとすれば、約1,300万台となる。
- ② 一方、エコポイントの効果等で、2009年の排出台数が大幅に増加した(約826万台)為、09年に各プラントが処理能力の増強を行い、2009年の処理能力(1シフト)は、約850万台である。【必要に応じて残業等により対応】
- ③ 現在の処理能力をベースに人員増、残業、休日操業、2シフト対応 等の対応を行うことで、2011年に想定される排出台数の処理は可能。



※ 買替分と視聴しないアナログテレビのすべてが国内で1年間に排出されメーカースキームに戻る場合の合計数量

5

2011年に向けてブラウン管テレビ排出増予測に対する取組み

エコポイント制度の効果により、アナログテレビからデジタルテレビへの移行が前倒しで進んでいる。また、簡易チューナーの普及の拡大の効果もあり、アナログ放送終了の2011年に想定されるブラウン管テレビの排出台数も、当初予測のような急激な増加ではなく、アナログ放送終了による増加可能成分を考慮し、引取り比率を85%としても2010年→2011年では、前年比10%～20%の増加と想定されるが、この増加分は、人員増、残業、または2シフト等で対応可能。

1. 2009年

エコポイントの効果もあり、アナログテレビから、デジタルテレビへの移行が前倒しで進んでいる。それに伴い、2009年のブラウン管テレビの排出台数も2008年から大幅に増加した。【直近の引取り比率: 約70%】処理能力も1シフトで850万台に増強した。

	2008年	2009年
引取り台数	509万台	826万台
処理能力	700万台	850万台(1シフト)

2. 2010年

エコポイント制度が12月まで継続される為、テレビの出荷台数として1,443万台が見込まれている。出荷と同数のテレビが排出されると仮定すると、2010年の排出台数は右記のように推定され、2009年に増強した処理能力をベースに、人員増、残業、または2シフト等の時間延長により対応可能と考える。

引取り比率	テレビ全体	ブラウン管テレビ
100%	1,443万台	1,380万台
85%	1,227万台	1,173万台
70%	1,010万台	966万台

3. 2011年

買い替えによる排出に加え、デジタル放送を受信できないテレビの排出が予想されるが、簡易チューナーの普及等により、デジタル放送を受信できない残存アナログテレビの台数は当初予測より大きく減少する。残存アナログテレビの約6割が、2011年に排出されると仮定すると2011年の排出台数は1,318万台程度で、人員増、残業、または2シフト等で対応可能と考える。

引取り比率	テレビ全体	ブラウン管テレビ
100%	1,652万台	1,550万台
85%	1,404万台	1,318万台
70%	1,156万台	1,085万台

別添5

各省庁所管の施設のデジタル化改修計画及び受信障害への対応計画について

平成22年3月31日
内閣官房副長官補室

省庁名	デジタル化改修計画					受信障害対応計画				
	対象施設数	改修未了施設数		H22(～12月)	未定その他	対象施設数	対応未了施設数		H22(～12月)	未定その他
		施設数	割合(%)				施設数	割合(%)		
内閣官房	5	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0
内閣府	15	5	33.3%	0	5	0	0	0.0%	0	0
公正取引委員会	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0
警察庁	279	22	7.9%	22	0	7	0	0.0%	0	0
金融庁	1	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0
消費者庁	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0
総務省	40	0	0.0%	0	0	3	0	0.0%	0	0
法務省	1,554	467	30.1%	328	139	120	89	74.2%	24	65
外務省	11	2	18.2%	2	0	2	2	100.0%	0	2
財務省	2,182	640	29.3%	622	18	232	66	28.4%	65	1
文部科学省	13	4	30.8%	2	2	3	1	33.3%	1	0
厚生労働省	1,180	419	35.5%	395	24	18	14	77.8%	13	1
農林水産省	1,679	107	6.4%	90	17	4	1	25.0%	0	1
経済産業省	36	8	22.2%	6	2	2	2	100.0%	2	0
国土交通省	2,837	837	29.5%	656	181	147	52	35.4%	38	14
環境省	117	58	49.6%	9	49	1	1	100.0%	0	1
防衛省	8,330	2,269	27.2%	1,254	1,015	137	137	100.0%	137	0
合計	18,279	4,838	26.5%	3,386	1,452	676	365	54.0%	280	85

地方公共団体施設のデジタル化対応計画の策定状況

2010.3.31現在

都道府県名	都道府県				市区町村				
	対応済み	策定済み	策定中	策定予定なし等	市区町村数	対応済み	策定済み	策定中	策定予定なし等
北海道		1			179	80	64	35	0
青森県		1			40	16	14	6	4
岩手県		1			34	8	20	6	0
宮城県		1			35	17	3	4	11
秋田県				1	25	12	4	3	6
山形県		1			35	12	13	0	10
福島県		1			59	16	13	5	25
茨城県			1		44	13	13	18	0
栃木県	1				27	14	10	3	0
群馬県		1			35	11	11	13	0
埼玉県		1			64	10	34	10	10
千葉県		1			54	8	31	15	0
東京都			1		62	11	22	28	1
神奈川県		1			33	5	14	10	4
山梨県		1			27	7	8	12	0
新潟県		1			30	9	15	2	4
長野県		1			77	49	18	7	3
富山県		1			15	6	9	0	0
石川県		1			19	14	5	0	0
福井県		1			17	7	10	0	0
岐阜県		1			42	16	14	10	2
静岡県		1			35	9	8	16	2
愛知県		1			57	11	27	9	10
三重県		1			29	8	13	7	1
滋賀県			1		19	3	1	0	15
京都府		1			26	7	9	2	8
大阪府		1			43	6	12	3	22
兵庫県		1			41	9	26	6	0
奈良県		1			39	17	19	2	1
和歌山県		1			30	14	10	5	1
鳥取県		1			19	8	5	5	1
島根県		1			21	5	8	2	6
岡山県		1			27	5	10	3	9
広島県			1		23	5	8	4	6
山口県		1			19	6	4	2	7
徳島県		1			24	7	5	5	7
香川県		1			17	6	5	0	6
愛媛県		1			20	4	11	4	1
高知県		1			34	10	15	5	4
福岡県		1			60	21	11	16	12
佐賀県		1			20	4	8	8	0
長崎県		1			21	5	5	9	2
熊本県	1				45	16	11	10	8
大分県		1			18	9	4	2	3
宮崎県		1			26	4	10	9	3
鹿児島県			1		43	7	15	21	0
沖縄県		1			41	8	11	14	8
全国計	2 4.3%	39 83.0%	5 10.6%	1 2.1%	1750	555 31.7%	616 35.2%	356 20.3%	223 12.7%

平成 20 年 7 月 10 日
 デジタル放送への移行完了の
 ための関係省庁連絡会議 決定
 平成 21 年 12 月 25 日
 一 部 改 正

地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2009

第 1 はじめに

アナログ放送がカバーしていた地域にあまねくデジタル放送を提供し、全ての世帯でデジタル放送を良好に受信・視聴できる環境を整えるとともに、電波法令に定められた移行期限である平成 23 年(2011 年) 7 月 24 日までには、大きな社会的な混乱を招くことなく円滑にアナログ放送を終了するためには、国と関係者が一体となって総合的な取組を推進することが必要である。

従前は、総務省に設置された情報通信審議会や地上デジタル放送総合対策本部における各種施策の検討やその取組が中心であったが、国民に親しまれ、生活に最も身近な存在であるテレビが有する社会的影響力の大きさにかんがみ、これらの取組に加えて、関係省庁が相互に連携し政府を挙げた取組を推進するなど万全の体制を確保することが必要となる。また、関係省庁においては、総務省の取組を踏まえつつ、移行完了の必要性、移行に向けた課題について認識を共有化し、互いに一層連携した取組を強化する必要がある。

このため、平成 19 年 9 月に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」を内閣官房に設置し、課題の洗い出し及びそれに対する施策の検討を進めてきた。その過程で、平成 20 年 7 月に「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」を取りまとめたが、移行期限まで 2 年を切り、今後さらなる地上デジタル放送への移行を促進していくため、当該アクションプランを見直すこととした。

第 2 具体的な取組

第 1 章 公共施設のデジタル化

公共施設のデジタル化については、①設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については早期かつ確実にデジタル化される必要があること及び②国又は地方公共団体の施設については各地域における工事の平準化等の観点から早期にデジタル化改修されることが望ましいこと等から、平成 22 年 12 月末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組む。

(1) 国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化【関係省庁】

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの(特に、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。)について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設の所管省庁から、随時注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。

なお、重要公共施設のうち、国又は地方公共団体が自ら所有するものについては、(2)又は(3)の取組として実施することとし、(2)又は(3)に該当する施設に優先してデジタル化対応を行うこととする。

(2) 国の施設のデジタル化【全省庁】

各省庁は、所管の施設(所管の独立行政法人の施設を含む。)について、デジタル化の改修状況及びデジタル受信機への置換状況を把握し、平成 20 年 8 月末まで(ただし、所管の独立行政法人については平成 21 年 3 月末まで)に改修計画を策定し、内閣官房において各省庁の計画をとりまとめ、公表を行ったところである。今後も、各省庁は、毎年度 9 月末及び 3 月末時点における同計画の達成状況を確認し、内閣官房が政府全体としての達成状況を取りまとめの上、公表する。また、同計画については、各省庁において必要な見直しを行う。

(3) 地方公共団体の施設のデジタル化【総務省・関係省庁】

地方公共団体の施設(住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。)について、総務省及び関係省庁は、地方公共団体に對して、各地方公共団体施設のデジタル化改修状況を速やかに把握し、デジタル化改修の計画策定を行うこと及び毎年度末(ただし平成 22 年度は 9 月末及び 3 月末)時点における同計画の達成状況を確認し公表することを要請したところである。また、学校等各施設の所管省庁においては、平成 21 年度当初予算や補正予算において必要な予算等の措置を講じているところであり、その他の公共施設(消防本部・消防署所等、公立病院、地方公共団体庁舎等)についても、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等の財源の活用を促しつつ、整備を促進しているところである。

引き続き、計画未策定の地方公共団体における計画策定を要請するとともに、計画に沿った地方公共団体の施設のデジタル化を促進する。

第2章 公共施設等による受信障害への対応

公共施設等を原因とする受信障害については、受信障害対策共同受信施設（共聴施設）の設置等により対策が講じられており、デジタル放送においても受信障害が継続する場合には当該共聴施設のデジタル化対応が必要である。

公共施設等により受信障害が生じている場合には、国民のデジタル放送視聴を阻害することのないよう、平成22年12月末までに全ての公共施設等による受信障害へのデジタル化対応が終了することを目標として、共聴施設のデジタル化対応に率先して取り組む。

(1) 国の施設等による受信障害への対応【全庁】

各庁において、所管の施設（所管の独立行政法人の施設を含む。）による受信障害の現状等を速やかに把握し、作成したデジタル化対応に向けた具体的計画を踏まえ、受信障害範囲の調査、共聴施設による視聴者等への適切な周知説明と対応方法、費用等に係る話し合い等を進め、共聴施設のデジタル化対応を推進する。

また、各庁において、毎年度9月末及び3月末時点における同計画の達成状況を確認し、内閣官房が政府全体としての達成状況を取りまとめ公表する。同計画については、各庁において必要な見直しを行う。

(2) 航空機による受信障害への対応【国土交通省・防衛省】

民間航空機による受信障害の有無について、国土交通省は、その現状を把握し、地域住民からの申告等も踏まえつつ受信状況について必要な調査を行い、デジタル放送の受信障害防止のために必要な措置を講じる。

また、民間空港に係る航空機による受信障害についても、各空港会社は、国直轄空港と同等の対応を行う。

自衛隊等の航空機による受信障害の有無について、防衛省は、地域住民からの申告等も踏まえつつ受信状況について必要な調査を行い、デジタル放送の受信障害防止のために必要な措置を講じる。

(3) 地方公共団体の施設等による受信障害への対応【総務省・関係省庁】

総務省及び関係省庁において、各地方公共団体に対して、地方公共団体の施設（住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。）による受信障害の現状等を把握するとともにデジタル化対応に向けた具体的計画を策定し、その後、当該計画を踏まえ、受信障害範囲の調査、共聴施設による視聴者等への適切な周知説明と対応方法、費用等に係る話し合い等を進め、共聴施設のデジタル化対応を推進するよう要請したところである。また、併せて、各地方公共団体において毎年度末（ただし平成22年度は9月末及び3月末）時点における同計画の達成状況を確認し公表することを要請したところである。今後、計

3

画の策定状況等を踏まえて、必要があれば再度の協力要請を行う。

なお、地方公共団体では、受信障害への対応についても、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等の財源の活用を促しつつ、対応を促進しているところである。

引き続き、計画未策定の地方公共団体における計画策定を要請するとともに、計画に沿った地方公共団体の施設等による受信障害への対応を促進する。

(4) 公益事業者による受信障害への対応【総務省・関係省庁】

総務省は、関係省庁の協力を得て、所管の電力、鉄道等大規模な施設を用いて公益性の高い事業を行う者（以下「公益事業者」という。）に関して公益事業固有の施設に関する共聴施設や受信障害の現状等の把握、適切な周知広報等、デジタル化に向けた視聴者への早期の対応を働きかけ、他の受信障害対策共聴施設の状況と併せて平成21年5月に公表を行った。今後も、定期的に対応の進捗状況を確認し、公表を行う。

また、総務省は、平成21年度に受信障害対策共聴施設のデジタル化改修等への支援施策を創設したところであり、公益事業者による受信障害についても、この支援措置の活用等による対応が図られるように、周知広報する。

第3章 廃棄・リサイクル対策

(1) アナログ受信機の継続使用が可能であることを周知する取組【総務省・経済産業省】

外付けのデジタルチューナーやデジタルチューナー内蔵の録画機との接続や一定の条件を満たすケーブルテレビへの加入により、アナログ放送の終了後も、引き続きアナログテレビが使用できることについて、周知広報を徹底する。

また、平成19年12月に（社）デジタル放送推進協会（Dpa）がとりまとめた「『簡易なチューナー』の仕様ガイドライン」を踏まえて、簡易で低廉なチューナーの開発をメーカーに働きかけた結果、簡易なチューナーの低廉化が進んでいる。今後とも、このような外付けチューナーの活用を促進する。

(2) アナログ受信機の廃棄・リサイクルの時期・台数の予測の見直し【総務省・経済産業省・環境省】

アナログ受信機の廃棄・リサイクルの時期・台数の予測については、（社）電子情報技術産業協会（JEITA）において試算しており、直近の販売動向や調査結果を踏まえて、毎年度見直しを行うよう、関係省庁が共同で要請しているところである。今後とも、廃棄・リサイクルの動向を注視し、必要な対策があれば検討を行う。

(3) アナログ受信機の排出に適切に対応できる体制の整備【経済産業省・環境省】

経済産業省及び環境省は、メーカーに対して、仮に、アナログ受信機の排出量が予測を上回る不測の事態になった場合でも、家電リサイクル法に基づき義務を果たせるよう、適切に対応することを指導する。

4

めの調査を前年度に引き続き、平成21年度も実施する。

第4章 悪質商法等対策

(1) 関係省庁間の連絡体制の強化【消費者庁・警察庁・総務省・経済産業省】

関係省庁は、悪質商法等による被害が発生した際、その情報を速やかに共有し、報道機関にも提供できる仕組みとして、平成20年7月に「デジタル移行完了のための関係省庁連絡会議悪徳商法等ワーキンググループ」を設置し、各省庁が把握した事例について情報交換するなど、関係省庁間の連携体制を強化した。

また、悪質商法等対策を進めるために、関係省庁が独自に情報収集を行うほか、全国消費生活情報ネットワークシステム（P10-NET）の「消費生活相談情報データベース」等を活用して、悪質商法等に関する情報を収集・共有し、これらの情報を踏まえて、関係省庁が連携して対策を講じる。

その他、関係省庁において、(2) から (5) に挙げた取組を進める。

(2) 国民生活センター等を通じた消費者への周知の要請【消費者庁】

消費者庁は、引き続き国民生活センターを通じて、消費者トラブルの事例について、消費者への周知を図る。

(3) 警察庁ホームページにおける注意喚起・広報啓発及び取締りの推進【警察庁】

警察庁は、関係機関と連携し、振り込め詐欺や悪質商法について、警察庁ホームページにおいて、随時注意喚起、広報啓発を行う。また、振り込め詐欺や悪質商法の取締りを推進する。

(4) リーフレット等を通じた注意喚起の実施【総務省】

総務省は、リーフレット、ホームページ、説明会等を通じた注意喚起を実施するとともに、実際に事例が発生した場合は、関係機関と連携して、情報提供・注意喚起を実施し、再発防止に努めている。また、実際に事例が発生した場合は、放送事業者への協力要請等により、被害の発生・拡大の防止に努めている。また、地方公共団体に對しても注意喚起等の依頼を行った。引き続き、これらの取組を強化する。

(5) 訪問販売規制やクーリング・オフの方法等についての周知・広報の実施【消費者庁・経済産業省】

消費者庁及び経済産業省は、両省の共管である広報サイト「消費生活安心ガイド」等の手段を利用し、特定商取引法のルール（訪問販売等の規制）やクーリング・オフの方法等について周知・広報を行う。

第5章 国民視聴者に対する周知広報の充実

5

(1) 放送事業者のスポット・番組による周知広報【総務省】

総務省は、これまで行われている放送事業者による地上デジタル放送への移行を促進するためのスポット放送や、「アナログ放送終了計画」に示された取組を着実に実施するよう、放送事業者に働きかけるとともに、全国地上デジタル放送推進協議会等の場において、放送事業者とともに更なる取組の強化を検討する。

(2) 全戸郵送の実施【総務省】

総務省は、「総務省テレビ受信者支援センター（デジタルポ）を拠点に、平成21年度末までに、全国の全ての家庭に、地上デジタル放送に関するお知らせを送付する。

(3) 説明会等の開催【総務省】

総務省は、「デジタルポ」を拠点に、全国できめ細かく地デジ説明会を開催し、地上デジタル放送のメリットや受信方法、電波の地域特性等について説明するとともに、可能な限り個別の質問や相談にも応じる。

(4) 戸別訪問の実施【総務省】

総務省は、「デジタルポ」を拠点に、高齢者等のご家庭に訪問し、地上デジタル放送の受信方法のアドバイスなどのサポートを行う。

(5) 地域の相談・支援体制の強化【総務省】

総務省は、「デジタルポ」について、平成21年度中に、その相談・支援内容が拡充されるよう取り組む。特に、テレビが日常生活の一部となっている高齢者に対しては、デジタル移行に必要な機器や工事に関し、きめ細かく相談に応じ、助言できる体制を整える。

(6) 地方公共団体を通じた周知広報【総務省】

総務省は、地方公共団体に対して、広報物等への掲載、総務省ポスター・パンフレットの窓口への提示・据置き、地域イベントの機会を捉えた周知等について、協力依頼を行っているところであるが、今後さらに、周知広報活動のボランティア募集や説明会の開催への協力などの取組について、協力依頼を行う。協力依頼に際しては、国と地方公共団体の役割分担等について、十分に配慮する。

(7) 所管団体による周知広報【全省庁】

各省庁は、所管団体（業界団体の他、高齢者団体、障害者団体等の団体を含む。）に対して、平成20年9月に、当該団体の参加者へのアナログ放送の終了に関する周知を速やかに行うことを依頼したところであるが、今後も、状況に応じて、アナログ放送終了1年前や半年前などの節目で適宜依頼を行う。

なお、依頼等を行う団体は、公益法人、独立行政法人及び特殊会社をはじめとする全ての所管団体とすることを原則とし、個々の団体の性質等に応じて各省庁において判断を行う。

6

第6章 デジタル受信機 の普及

- (1) エコポイントを活用したデジタル受信機の普及【総務省・経済産業省・環境省】
環境に配慮しつつデジタルテレビの普及を促進し、もって経済活性化に資するために、省エネ効果が高いデジタルテレビの購入に対してエコポイントを活用した支援を行う(約1,500万台相当)。
また、併せてアナログテレビをリサイクルした場合に、リサイクル料金相当分のエコポイントを付与することにより、適切な廃棄・リサイクルを推進する(約1,500万台相当)。
- (2) 低廉で簡易なチューナーの開発・流通の促進【総務省・経済産業省】
総務省及び経済産業省は、連携して、アナログ受信機に接続してデジタル放送が視聴できるチューナーが低価格で適切に提供されるよう、平成19年12月に社団法人デジタル放送推進協会がとりまとめた『簡易なチューナー』の仕様ガイドライン』を踏まえつつ、引き続き、簡易で低廉かつ、安全や省エネルギー等にも配慮したチューナーの開発・供給をメーカーに働きかける。
- (3) デジタル受信機の供給【総務省・経済産業省】
総務省は、「地上デジタルテレビジョン放送に関する浸透度調査」(平成21年度は9月と3月に実施)を実施し、引き続きデジタル化対応状況の現状把握と進捗管理に努めるとともに、併せて未対応のアナログテレビの今後のデジタル化意向の有無についても把握に努める。これら結果の公表により、メーカー等への情報提供を図り、確実な対応を促進する。また、地域に応じたデジタル受信機の普及対策を講じる。
経済産業省は、テレビメーカーに対し、製品安全等には万全を期しつつ、より低廉で多様な、そしてより使いやすいデジタルテレビ・デジタルチューナーの開発・供給を推進すること、家電流通店業界に対しては、国民視聴者の多様な選択を可能とするデジタルテレビ・デジタルチューナーの流通を促進すること等を様々な機会を活用して継続的に要請する。
- (4) デジタル受信機器購入等への支援等【総務省・厚生労働省】
総務省は、自己負担によりデジタル受信機の購入等が困難なNHK受信料全額免除世帯に対し、厚生労働省等の関係省庁や地方公共団体等の協力を得ながら、簡易チューナー及びアンテナ工事等を無償で提供する。
なお、聴覚障害者が利用している「情報受信装置」については、アナログ放送にのみ対応しているものであるが、厚生労働省において地上デジタル放送対応型の「情報受信装置」への買換支援を行う。

第7章 放送基盤の整備

- (1) 中継局の整備促進【総務省】
総務省は、デジタル中継局について、「中継局ロープアップ」(平成21年9月公表)に沿って平成22年12月末までに着実に整備されるよう取り組む。また、「デジタルテレビ中継局整備事業」により、デジタル中継局整備に対する支援を行う。
- (2) 辺地共聴施設の改修・整備促進【総務省】
総務省は、平成22年12月末までに辺地共聴施設のデジタル化改修を完了すべく、平成20年12月に「辺地共聴施設デジタル化ロープアップ」(平成20年9月末現在)を公表(平成21年12月に同年9月末現在で改定)し、自主共聴施設の計画的なデジタル化改修の実施について取り組みを進めている。
引き続き、「辺地共聴施設整備事業」による施設改修の支援等を活用しつつ、地方公共団体等との連携・協力を図りながら、辺地共聴施設のデジタル化改修を加速させるよう取り組む。
なお、NHK共聴施設については、NHKが計画的に施設のデジタル化改修に取り組んでいる。
- (3) 新たな難視地区への対策【総務省】
地上アナログ放送は受信可能であるが、地上デジタル放送は受信困難となる新たな難視地区について、総務省と放送事業者が、実測調査によりその地区を特定し、対策手法、対策時期等を明示した「地上デジタル放送難視地区対策計画(初版)」を平成21年8月に公表した。今後、引き続き新たに開局したデジタル中継局等について新たな難視地区の特定等を進め、本対策計画を定期的に改定し、地元の理解・協力を得ながら関係者と対策を進め、新たな難視地区を最小化するよう取り組む。
また、総務省は、こうした取り組みによってもなお、平成23年の地上アナログ放送終了までに地上系の放送基盤で地上デジタル放送を送り届けることができない地域において、アナログ放送終了により地上テレビ放送が視聴できなくなる世帯が生じないよう、暫定的・緊急避難的措置として、衛星を活用して地上デジタル放送を送り届けることとし、平成22年3月の運用開始を目指す。この措置の該当地域にあっては、最終的に平成27年3月までに地上系の放送基盤による対策の実施を目指す。
- (4) 受信障害対策共聴施設の改修等の促進【総務省・関係省庁】
総務省は、平成21年度から、受信障害対策共聴施設のデジタル化改修等に対する支援措置を講じているところであり、今後、同支援措置の活用等により、受信障害対策共聴施設のデジタル化改修等を促進する。
また、総務省は、平成22年度末までに受信障害対策共聴施設の改修等を完了すべく、共聴施設のデジタル化の現状等を継続的に把握し、それをもとに計画的な周知広報と進捗状況のフォローアップを図る。さらに、総務省は、公益事業者等に対して、受信障害の現状等の把握や視聴者等への適切な周知広報などデジタル化に向けた早期の対応を働

きかける。

- (5) デジタル混信による受信障害の解消に向けた対応【総務省】
総務省は、放送事業者とともに、デジタル混信障害について、実測調査を行い、平成21年9月に「地上デジタル放送のデジタル混信に対する対策計画」を一部地域について策定したところであり、今後、同計画に基づき対策を講じる。

- (6) 集合住宅共聴施設の改修等の促進【総務省】
総務省は、平成21年度補正予算で、集合住宅共聴施設のデジタル化改修等に対する支援措置を講じたところであり、同支援措置の活用等により、集合住宅のデジタル化改修等を促進する。

さらに、平成22年度末までに集合住宅共聴施設の改修等を完了すべく、不動産会社・管理会社・保守業者等の協力も得て、施設管理者等の情報やデジタル化対応の状況等を継続的に把握し、それに基づき、計画的な周知広報、早期の改修の働きかけと進捗状況のフォローアップ等の取組を行う。また、不動産取引関係業界等に対し、賃貸の際に地上デジタル放送の視聴の可否を把握している場合は情報提供を行うように働きかけを行う。

(7) ケーブルテレビの整備・デジタル化促進【総務省】

総務省は、「地域情報通信基盤整備推進交付金」等の活用により、デジタル放送が難視聴となる地域（共聴施設のデジタル化改修が困難な場合を含む）におけるケーブルテレビの整備をはじめ、市町村や第3セクターが既に整備したケーブルテレビのデジタル化対応を促進し、平成23年初頭までにケーブルテレビの全加入世帯においてデジタル放送の視聴が可能となるよう取り組む。また、総務省は、平成20年12年にケーブルテレビ事業者等に対して、地上デジタル放送のみの再送信サービスへの早期導入に向けた提供条件等の検討を要請したところである。さらに、平成23年7月以降も継続使用されるアナログ受信機への対応や、デジタル化対応の検討が進まない共聴施設がケーブルテレビに移行するに際しての合意形成を加速するため、ケーブルテレビ事業者に対して、緊急避難的な暫定的措置としてアナログ受信機でも視聴できるサービス（デジタル変換サービス）導入の検討を平成21年度中に要請する。

(8) 公設型光ファイバの活用【総務省・国土交通省】

条件不利地域等の電波による地上デジタル放送の受信が困難な地域において、地上デジタル放送の再送信を行うことを可能とするため、光ファイバ回線を活用することを検討する。

総務省は、「地域情報通信基盤整備推進交付金」等の活用により、農山村等の条件不利地域における光ファイバ網等の整備を推進する。

総務省は、公共施設管理用光ファイバの活用に対する具体的ニーズを全国的に把握し、国土交通省は、そのニーズに基づき、国の管理する河川・道路管理用光ファイバの活用について検討する。

9

(9) 離島等特殊な地域への対応【内閣府・総務省・国土交通省】

総務省は、離島地域において、内閣府や国土交通省と連携を行いつつ、デジタル中継局等の整備を推進する。

総務省は、本土と東京都小笠原村間の海底ケーブルの整備を推進するとともに、その後の村内のデジタル化方策について、地元地方公共団体等とともに検討を行う。

内閣府及び総務省は、沖縄振興の一環として、沖縄本島と南大東島間の海底ケーブルの整備を推進するとともに、その後の南大東村及び北大東村内におけるデジタル化方策について地元地方公共団体等とともに検討を行う。

第8章 地上デジタル放送の有効活用

(1) 各分野における有効活用の促進【関係省庁】

防災分野（総務省・国土交通省）、教育分野（文部科学省）、医療分野（厚生労働省）、電子政府・電子自治体（全省庁）において、有効活用に向けた取組みを推進する。

(2) 字幕・サラウンド放送等の普及促進【総務省・経済産業省】

総務省は、平成19年10月に策定・公表した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を踏まえ、引き続き、字幕放送等の普及促進に取り組む。

また、総務省と経済産業省は、5月1日の「サラウンドの日」などを活用し、5.1chサラウンド放送の推進や、5.1chサラウンド放送対応機器の普及に取り組む。

(3) 活用事例の集積・公表【関係省庁】

(1)の地上デジタル放送の有効活用事例について、内閣官房において毎年度とりまとめを行い、公表する。

第9章 その他

(1) デジタル関連工事の供給【総務省・経済産業省】

総務省は、デジタル関連工事の供給については、工事集中回避の観点から、周知広報、説明会の開催等を通じて、視聴者の地上デジタル放送対応の前倒しを働きかけるとともに、「地上デジタルテレビジョン放送に関する浸透度調査」の調査結果を踏まえ、工事事業者等に対し、需要に対応した供給体制を構築するよう働きかける。

経済産業省は、一般家庭のデジタル関連工事を請け負うことの多い地域の町の電気機器販売店の全国団体に対して、今後も継続して関連する情報提供を実施する。

(2) 簡易なりまごん等の開発・流通【総務省・経済産業省】

総務省及び経済産業省は、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)に対して、平成20年

10

2月に関係各メーカーにおける簡易なリモコンの開発と普及推進について協力を依頼しており、このような高齢者が地上デジタル放送に移行することを容易にするような取組の促進に、今後とも引き続き取り組む。

(3) 環境に配慮したデジタル受信機の推奨【経済産業省】

経済産業省は、テレビメーカーに対し、省エネルギー、環境等に配慮した機器を推奨する取組を進めており、今後とも引き続き実施する。

(4) デジタル放送の受信実態把握及び将来予測【総務省・経済産業省】

総務省の「地上デジタルテレビジョン放送に関する浸透度調査」の中で、新たに実施した2台目以降の各アナログテレビのデジタル化意向に関する調査結果を有効に活用するとともに、他の民間調査との協力・連携等の可能性を検討しつつ、引き続き、国民視聴者のデジタル化対応状況の把握に努める。

経済産業省は、デジタル受信機等の出荷や販売の動向を正確に把握するため、受信機メーカーや販売店からの、出荷・販売等情報の収集に努め、精度の高い地上デジタル放送受信実態のモニタリングに協力する。

(5) アナログ放送終了手順の告知及びリハーサル実施【総務省】

総務省は、平成23年7月までにアナログ放送を終了させる具体的な手順、手法について、「アナログ放送終了計画」としてとりまとめ、放送事業者とともに、同計画を実施しているところである。今後、同計画の内容を一層国民に対して広く周知するとともに、同計画案を着実に推進する。また、アナログ放送終了時に無用の社会的混乱が生じないようにするため、平成21年7月24日に石川県珠洲市にてアナログ放送を1時間休止したところであるが、さらに長時間休止や他地域へのリハーサル実施の検討などの取組を行う。

第3 移行に向けた連携体制の強化とアクションプランの見直し

関係省庁連絡会議での取組状況等を踏まえ、官房長官を議長とし関係閣僚等を構成員とするデジタル放送移行完了対策推進会議を、平成21年4月に設置し、「地上デジタル放送への移行完了に向けて緊急に取り組むべき課題への対応策について」を決定したところである。引き続き、同推進会議及びデジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議において、地上デジタル放送への完全移行に向けた取組を行うこととし、平成22年7月を目標に、このアクションプランを見直すこととする。



2011年7月地デジ化完了
Analog broadcast will fully switch over to Digital broadcast by July 2011.

「共聴施設デジタル化加速プログラム」

～ビル陰やアパート等の地デジ化加速に向けて～

平成22年3月11日

総務省

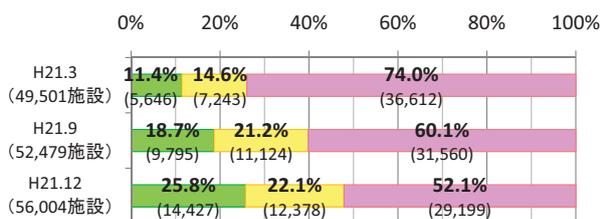


共聴施設デジタル化の現状



- 受信障害対策共聴施設のデジタル化率は、施設数で25.8%、世帯数で30%（21年12月末現在）。「計画あり」を加えると、施設数で47.9%。
- 集合住宅共聴施設のデジタル化率は、施設数で71.3%、世帯数で76%（21年12月末現在）。

受信障害対策共聴施設



■ 対応済 (H21.4以降廃止含む) ■ 計画あり ■ 未定又は未把握

対応済率：25.8%（9月末比 +7.1%）

* 上記は施設数ベース、世帯数ベースでは約30%
（行動計画におけるH22.3目標値：50%）

- 【注1】デジタル対応済施設は、以下のいずれかによって必要な対応が終了した施設
- ・デジタル化改修済（もとよりサイマル放送されている場合を含む）の施設
 - ・個別受信移行について施設管理者より受信者に周知済の施設

【注2】H21.4以降廃止にはケーブルテレビ移行等により廃止された施設を含む

集合住宅共聴施設



■ 対応済 ■ 未対応+未確認

対応済率：71.3%（9月末比 +4.9%）

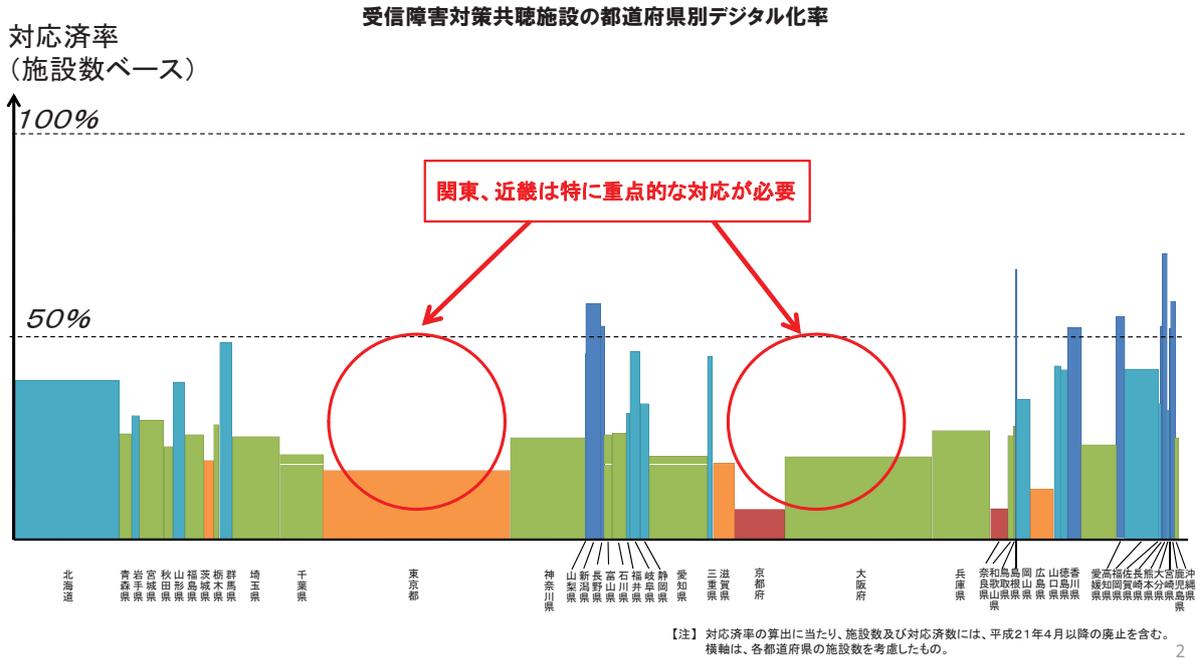
* 上記は施設数ベース、世帯数ベースでは約76%
（行動計画におけるH22.3目標値：80%）

- 【注】デジタル対応済施設は、以下のいずれかによって地デジ視聴が可能であると見込まれる施設
- ・NHKやデジサポによる現地確認等
 - ・総合通信局の情報
 - ・ケーブルテレビ事業者からのCATV加入情報
 - ・NHKによるシミュレーション（アナログ放送時の設備で受信可の地域）

【参考】受信障害対策共聴施設デジタル化の都道府県別状況(平成21年12月末)



○ 関東や近畿では、施設数が多いにもかかわらず対応率が低いため、特に重点的な対応が必要。

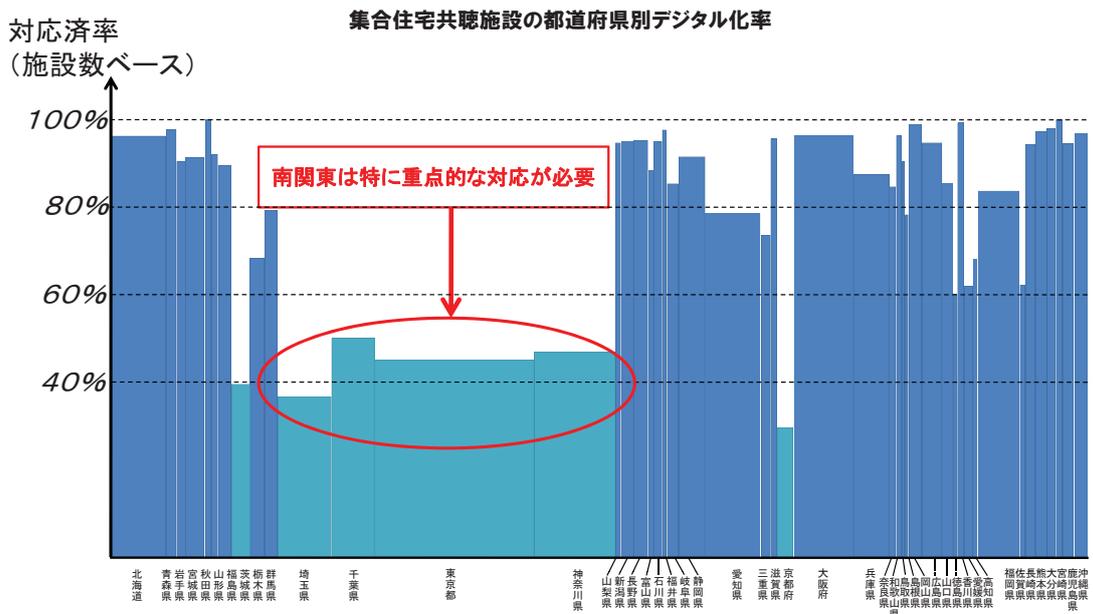


2

【参考】集合住宅共聴施設デジタル化の都道府県別状況(平成21年12月末)



○ UHFアンテナの設置されていない集合住宅が多数存在する南関東では、特に重点的な対応が必要。



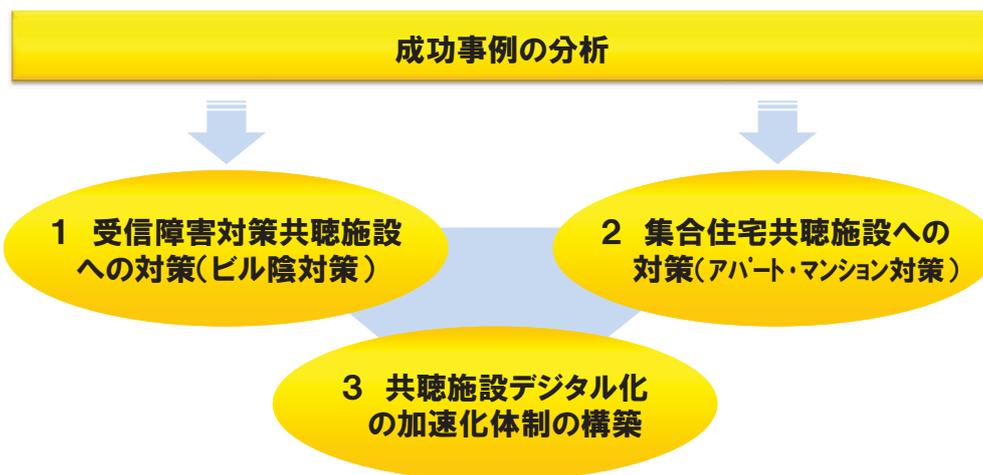
【参考】「デジタル化対応済等」には、NHKによる電波シミュレーションによる受信可能と判断される施設を含む。なお、電波シミュレーションでは、アナログ放送と同一局からデジタル放送を受信する(開局予定を含む)地域のように、UHFアンテナが適切な方向に向けて設置済であるため、特段の対応を要せずデジタル放送を受信できると想定される場合を対応不要としている。横軸は、各都道府県の施設数を考慮したもの。

3

「共聴施設デジタル化加速プログラム」の構成



- 2011年7月24日の地デジ完全移行に向け、対応の遅れている共聴施設のデジタル化を大幅に加速させることが緊急の課題。
- 関係者の間で危機意識を共有し、戦略的に政策を総動員して目標達成を図るため、「共聴施設デジタル化加速プログラム」を策定。
- 加速化体制を構築し、ビル陰対策とアパート・マンション対策を全力で推進。



4



2011年7月地デジ化 完了
Analog broadcast will fully switch over to Digital broadcast by July 2011.

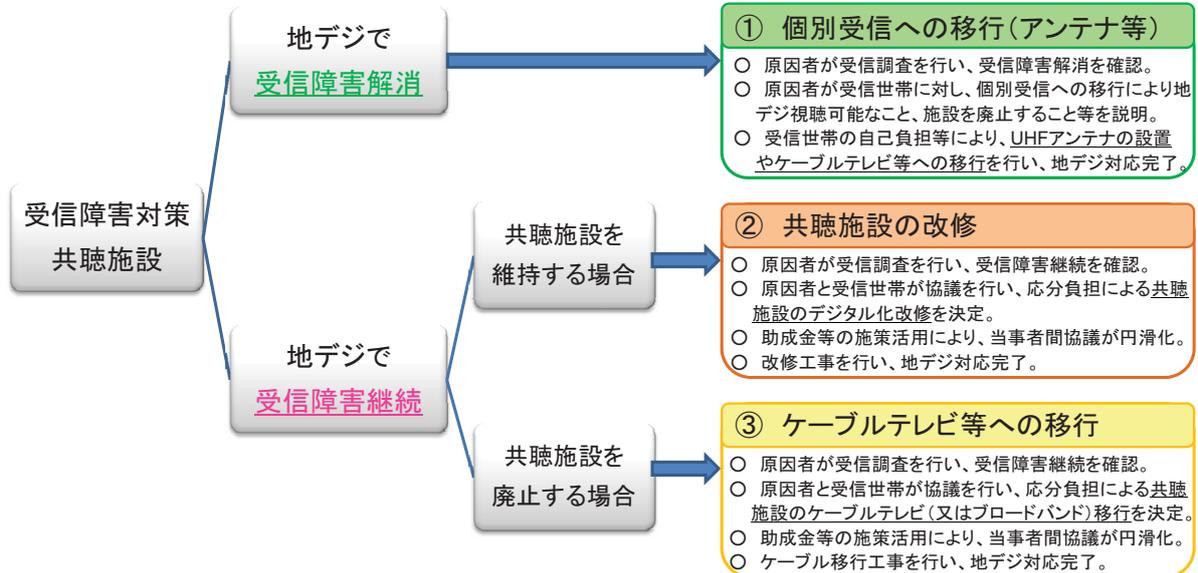
1 受信障害対策共聴施設への対策(ビル陰対策)



5

受信障害対策共聴施設のデジタル化対応の成功事例の分析

- 受信障害対策共聴施設のデジタル化対応方法は、次の3種類が典型的。
 - ①個別受信への移行(アンテナ等) / ②共聴施設の改修 / ③ケーブルテレビ等への移行
- 地デジで受信障害が解消する地域が多いため、①による対応を加速化させることが必要。

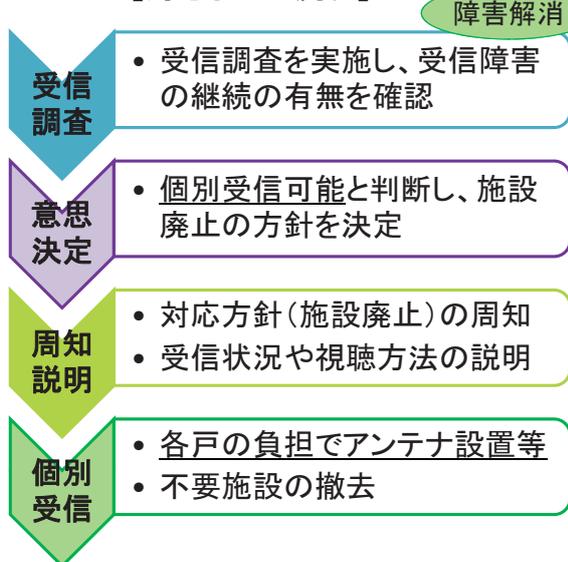


6

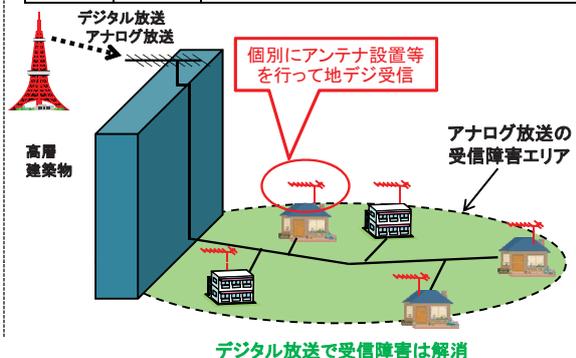
【参考】事例①:個別受信への移行(アンテナ等)

- 受信調査で受信障害解消が判明した場合は、個別受信への移行により地デジ視聴可能。
- 原因者が受信世帯に対し、個別受信への移行により地デジ視聴可能なこと、施設を廃止すること等を説明することが必要。
- 住民が自己負担でUHFアンテナの設置やケーブルテレビ移行等を行い、地デジ対応完了。

【対応までの流れ】



事例	
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共聴施設のデジタル化対応の検討に際し、まず、デジタル受信調査を自ら実施。 ・ 地デジでは全域で受信障害が解消されることを確認し、2011年7月の施設廃止を決定。 ・ 受信世帯に、受信調査結果・施設廃止・個別受信への移行の必要性を年1回、周知。 ・ 住民説明会を開催し、具体的な個別受信方法を紹介。 ・ 町内会やケーブルテレビ事業者と連携し、個別受信の移行を促進。
商業ビル(60階)による共聴施設	
1万世帯を対象	



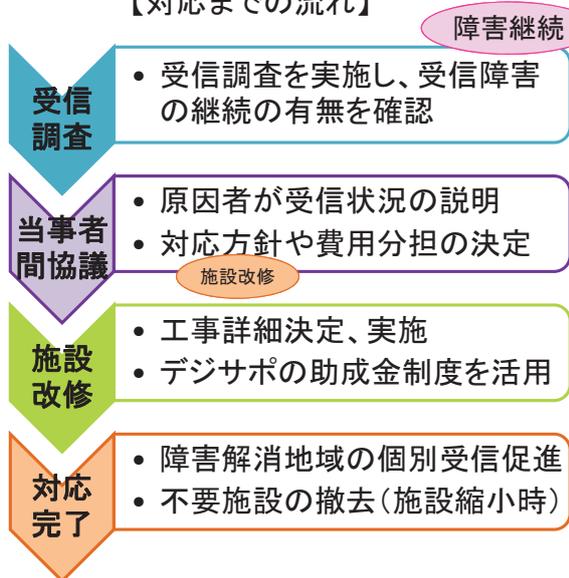
7

【参考】事例②：共聴施設の改修



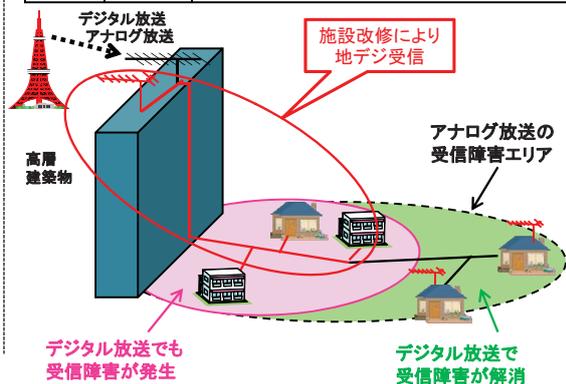
- 受信調査で受信障害継続が判明した場合は、施設のデジタル化対応の検討が必要。
- 原因者と受信世帯が協議を行い、応分負担による共聴施設のデジタル化改修を決定。
- 助成金等の施策活用により、当事者間協議が円滑化。改修工事を行い、地デジ対応完了。

【対応までの流れ】



事例

三重県	分譲マンション(10階)による共聴施設 106世帯を対象	<ul style="list-style-type: none"> デジタル受信調査を実施した結果、受信障害が一部世帯で継続(17世帯)することが判明。 デジサポの施設管理者訪問により、助成金制度を活用したデジタル化対応の提案を実施。 受信障害解消世帯への周知とともに、受信障害が継続する世帯の施設改修について当事者間協議を実施し、助成金制度の活用によるデジタル化改修について合意。 施設改修によりデジタル化対応。
-----	---------------------------------	--



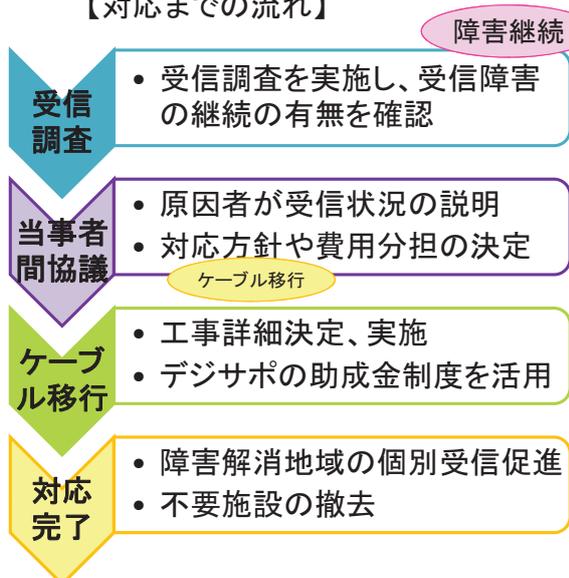
8

【参考】事例③：ケーブルテレビ等への移行



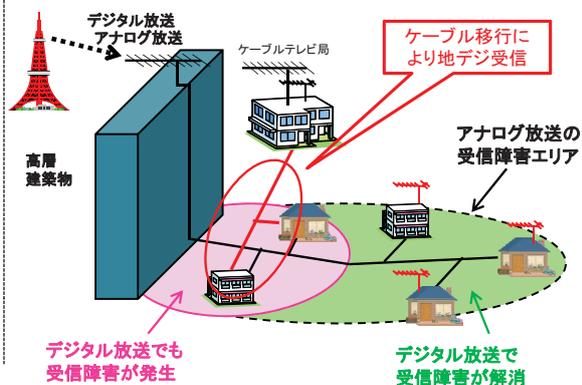
- 受信調査で受信障害継続が判明した場合は、施設のデジタル化対応の検討が必要。
- 原因者と受信世帯が協議を行い、応分負担によるケーブルテレビ移行を決定。
- 助成金等の施策活用により、当事者間協議が円滑化。ケーブル工事を行い、地デジ対応完了。

【対応までの流れ】



事例

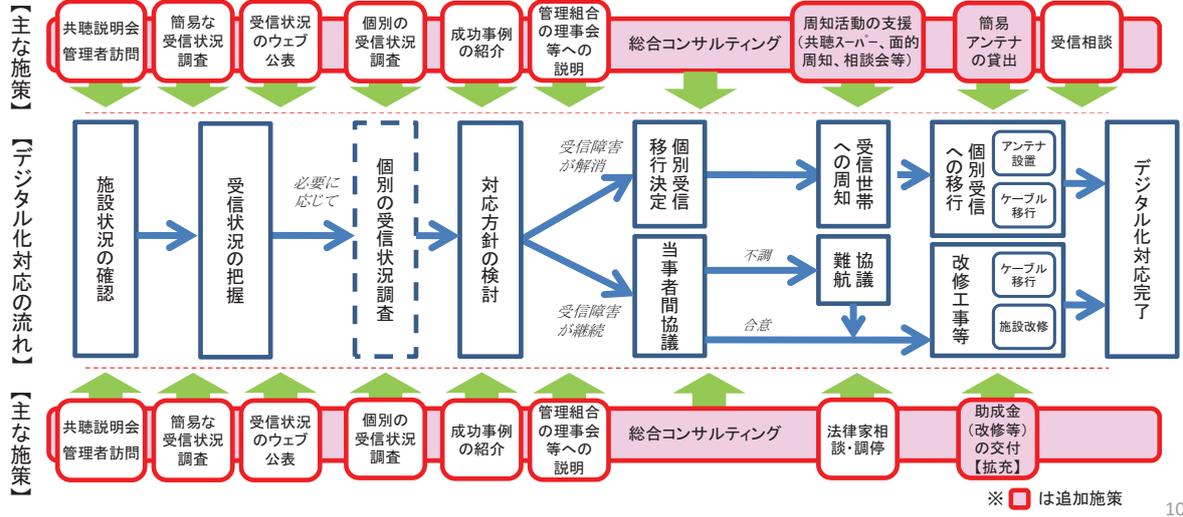
大阪府	商業ビル(50階)による共聴施設 361世帯を対象	<ul style="list-style-type: none"> デジタル受信調査を実施した結果、受信障害が一部世帯で継続(15世帯)することが判明。 デジサポの施設管理者訪問により、助成金制度を活用したデジタル化対応の提案を実施。 受信障害解消世帯への周知とともに、受信障害が継続する世帯のケーブルテレビ移行について当事者間協議を実施し、助成金制度の活用によるケーブルテレビ移行について合意。 ケーブルテレビ移行により、デジタル化対応。
-----	------------------------------	---



9

受信障害対策共聴施設のデジタル化対応の流れと推進施策

- まずは地デジ受信状況を調査した上で、デジタル化の方針を決定することが重要。
 - ① 受信障害が解消する場合は、個別受信への移行等の方針を決定し、受信世帯に周知することが必要。
 - ② 受信障害が残る場合は、施設改修や費用負担等について当事者間協議を行い、改修工事等の実施が必要。
- 施策として、共聴説明会、管理者訪問、受信状況調査、受信状況のウェブ公表、成功事例の紹介、法律家相談などの既存施策に加え、「周知活動の支援」、「簡易アンテナ貸出」、「助成金拡充」を新たに実施。さらに、「総合コンサルティング」によりデジタル化を丁寧に促進。デジタル化対応の各局面で必要なツールを提供。



主な推進施策の概要(その1)

受信調査・管理者訪問・助成金交付

21年度より、デジサポを通じ、受信調査・施設管理者訪問・助成金交付を実施。22年度も、引き続き同様の予算施策(助成金はP16に示す拡充後の内容)を計上。予算が成立次第、速やかに申請受付を開始予定。

■受信調査

受信障害地域の地デジ受信状況調査(簡易連続調査及び個別詳細調査)を実施(平成21年度予算額27.5億円(1.1万カ所)、平成22年度予定額16.3億円)

■施設管理者訪問

受信障害対策共聴施設の管理者への訪問を実施。(平成21年度予算額5億円(5万件)、平成22年度予定額4.2億円)

■助成金交付

受信障害対策共聴施設の改修・ケーブル移行・新設の経費の一部を助成。(平成21年度予算額64.2億円、平成22年度予定額57.1億円)
※21年は世帯あたり負担額3.5万円超の場合のみ助成。22年2月からは3.5万円以下の場合も含めて助成。



個別受信可能地域での簡易アンテナの利用促進

地上デジタル放送専用のアンテナで、電波が強い地域でベランダ・壁面などの屋外に比較的簡易に取付けができる安価な簡易アンテナを、個別受信移行を検討する世帯に対して普及啓発。

【ベランダ取付例】



【壁面取付例】



「地上デジタル放送受信アンテナ」利用ガイド
～簡易アンテナの利用促進に向けて～

■デジサポ説明会・相談会で簡易アンテナを紹介



地デジ受信状況のウェブ公表

地デジ受信の目安をインターネットで公表して、受信障害が解消する地域を開示し、地デジ移行に伴い共聴施設を廃止する地域での当事者間協議や個別受信移行を促進。



デジサポホームページでのウェブ公表

- 第1次公表(21年12月24日)
東京23区、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市
- 第2次公表(22年1月18日)
札幌市、仙台市、新潟市、浜松市、広島市、北九州市、福岡市、金沢市、那覇市、浦添市
- 第3次公表(22年2月10日)
東京・大阪広域圏エリア近隣の34市
- 第4次公表(22年2月25日)
主な県庁所在地など24市

※3月以降も公開対象地域を拡大

個別受信可能地域における周知活動支援

受信障害が解消し個別受信に移行することが可能な地域で、地デジ受信の目安をお知らせするチラシ等を各戸に配布し、個別受信への移行を促進するための効果的な周知活動を展開。※12デジサポが、21地区で実施



デジサポが各戸に配布したチラシの例

デジサポ名	世帯数	対象地区
伊豆群	10,000	伊豆市
伊予群	15,000	盛岡市、北上市、花巻市
宮城群	55,000	仙台市若林区
山形群	4,100	山形市の一部
埼玉群	40,800	蕨市
千葉群	29,300	浦安市の一部、柏市の一部
東京都中央	6,900	東京都目黒区の一部
東京都西	286,800	沼津市、武蔵野市、調布市、三鷹市
神奈川県	382,000	川崎市高津区(溝口を除く)、中原区、幸区、川崎区
静岡県	5,000	静岡市駿河区の一部
愛知県	10,000	名古屋市守山区の一部
岡山群	600	岡山市北区東古松の一部
合計	844,700	

11

主な推進施策の概要(その2)

無届施設へのアプローチ強化

受信障害対策共聴施設には無届施設が多数存在すると見られているため、無届施設を洗い出し、デジタル化対応の状況把握やデジタル化の働きかけを実施。

■電力会社やNTTの電柱共架情報の活用
共架料金請求時にパンフレットを同封し、無届施設も含めた効果的な周知を展開



地デジ対応を促すパンフレット(左図)や助成金の案内チラシを同封。

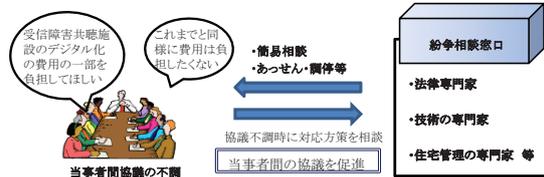
<発送予定>
3月初旬:関西電力
4月初旬:他の電力会社
22年度~:NTTと調整中

■無届施設の受信調査
総通局による管理簿への掲載及び届出指導を行い、届出準備を開始した施設について個別調査を実施(21年11月より)。

■届出手続の簡素化
記入要領(書類見本、添付図面の記載例等)のウェブ掲載等により、届出に伴う手続を簡素化。

デジサポ・法律家相談

ビル陰などの受信障害対策共聴施設のデジタル化対応について、施設加入者(受信者)や施設管理者からの相談や調停の申込を受付。法律の専門家が無料で対応することで、当事者間の協議を促進。



平成21年9月28日(月)より開始。全国で180人の登録弁護士が相談に対応。

受信障害対策共聴施設の地デジ伝送実態調査

NHKが把握している受信障害対策共聴施設の情報(無届施設を含む)について、NHKの協力により全施設のUHF伝送実態を調査し、調査結果を共有。

<調査内容>
・受信障害対策共聴施設の加入者の宅内において、アンテナ端子から地デジ伝送状況を調査
・調査時の加入者ヒアリングを通じて施設管理者等を把握

<実施時期>
平成21年11月～平成22年3月26日

<調査対象施設>
NHKが把握している受信障害対策共聴施設
*南関東の中弱電界地区施設から順次実施
(要調査施設のみ)



管理会社・施設管理者の成功事例の紹介

個別受信可能地域で共聴施設を廃止する際の受信者対応や、受信障害が残る地域での共聴施設の改修などについて成功事例をウェブで紹介し、配布文書等のサンプルを活用できるようにする。

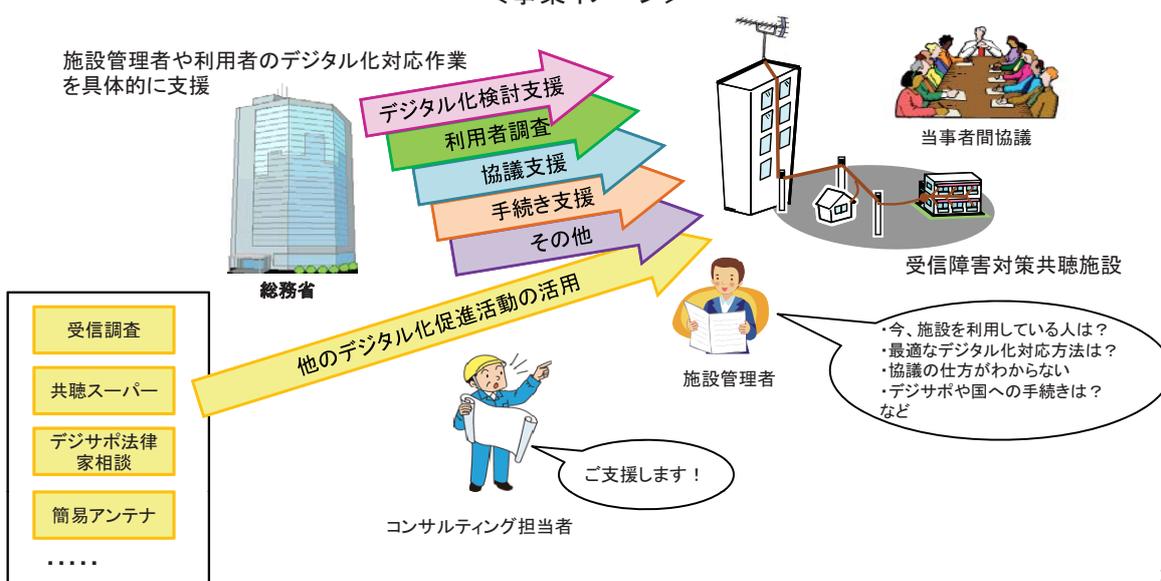


デジサポホームページでの事例紹介(平成22年2月5日より掲載開始)

追加施策①: 受信障害地域への相談・サポートの実施

- 受信障害が継続する地域において、デジタル化対応が特に遅れている共聴施設に対し、施設管理者や利用者のデジタル化対応作業についてデジタル化完了まで具体的な作業を支援。
- 総合的なコンサルティングを行うことで、共聴施設のデジタル化対応を強力に促進。

<事業イメージ>



追加施策④： 受信障害対策共聴施設向け助成金制度の拡充



- 受信障害対策共聴施設のデジタル化支援として、21年度からデジサポが助成金を交付。
- 助成金の内容を拡充し、工事費の世帯当たり負担が3.5万円以下の場合も助成対象に追加。
- 平成22年2月1日からデジサポで申請受付を開始。平成22年度も同様の内容で実施予定。

<助成制度概要>

- 申請対象者
受信障害対策共聴施設の管理者(共聴組合を含む。)
- 助成額

従前の助成条件である「世帯当たりの負担が3.5万円を超える場合に限る」を廃して、平成22年2月1日から申請受付を開始。

施設改修: 受信障害対策共聴施設を、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的として改修する場合に、デジタル化に必要な**経費の1/2を助成**

ケーブルテレビ移行: 受信障害対策共聴施設を、有線テレビジョン放送施設への置換により地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とする場合に、デジタル化に必要な**経費の1/2を助成**

施設新設: 地上デジタルテレビ放送の受信障害対策のため共聴施設を新設する場合に、デジタル化に必要な**経費の2/3を助成**
(当該地域に対して地上デジタル放送が開始された後に建築物その他の工作物が設置されたことに起因する場合を除く)

共聴施設の改修

ケーブルテレビ移行

共聴施設の新設

デジタル化に必要な経費	申請者負担額	助成額
20万円の場合	10万円	10万円
50万円の場合	25万円	25万円
100万円の場合	50万円	50万円

デジタル化に必要な経費	申請者負担額	助成額
150万円の場合	50万円	100万円
300万円の場合	100万円	200万円
600万円の場合	200万円	400万円

<ケーブルテレビに切り換える場合の主な条件>

- ・ 共聴施設を「改修」する場合より、ケーブルテレビに切り換えた方が安価な場合に限られます。
- ・ 助成対象となる経費には、ケーブルテレビへの加入金と工事費は含まれますが、毎月の利用料は含まれません。

・ 受信障害対策のために、ケーブルテレビにより、地上アナログ放送の信号供給を受けている場合、デジタル化工事は助成対象外です。

<受信障害対策施設新設の場合の主な条件>

- ・ アナログ放送の送信所とデジタル放送の送信所の場所が異なる等により、デジタル放送で受信障害が新たに生じる場合に限ります。

16



2011年7月地デジ化完了
Analog broadcast will fully switch over to Digital broadcast by July 2011.

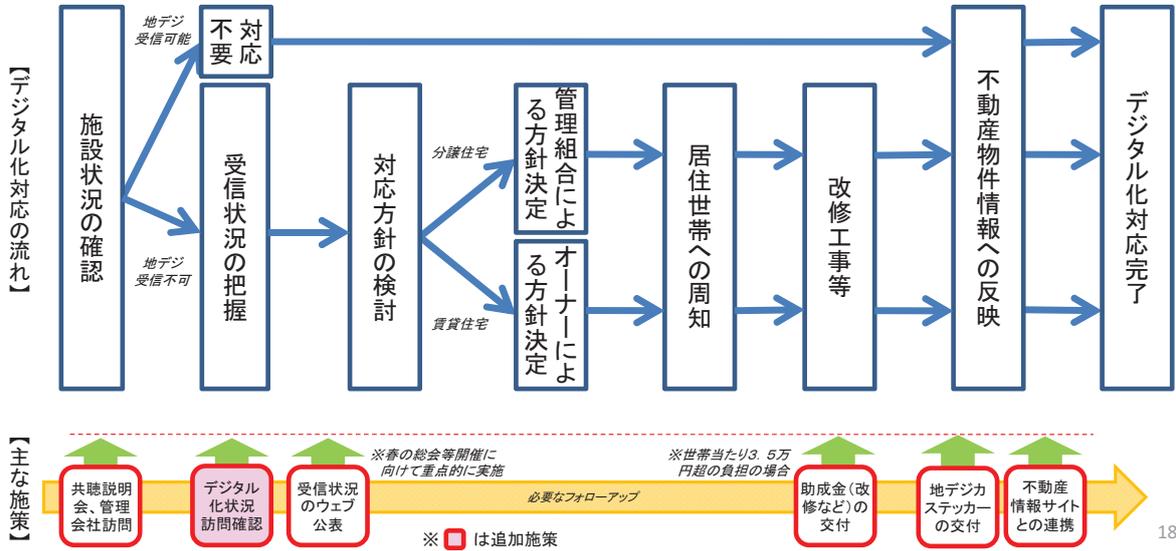
2 集合住宅共聴施設への対策(アパート・マンション対策)



17

集合住宅共聴施設のデジタル化対応の流れと推進施策

- まずは地デジ受信状況を調査した上で、管理組合やオーナーが、デジタル化の方針を決定することが重要。
 - ①分譲住宅の場合は、管理組合等が総会等を通じて方針決定することが必要。
 - ②賃貸住宅の場合は、オーナー等が方針決定することが必要。
- 施策として、共聴説明会・管理会社訪問、助成金交付、地デジカステッカーの交付、不動産情報サイトとの連携などの既存施策に加え、「デジタル化訪問確認」を新たに実施。デジタル化対応の各局面で、必要なツールを提供。特に分譲については、春の総会等の開催に向けて重点的に実施。



主な推進施策の概要

管理会社訪問・助成金交付

21年度より、デジサポを通じ、管理会社訪問・助成金交付を実施。22年度も、引き続き同様の予算施策を計上。予算が成立次第、速やかに申請受付を開始予定。

■管理会社訪問
集合住宅の管理会社等への訪問を実施。
(平成21年度予算額6億円(約6万件)、平成22年度予定額6億円)

■助成金交付
集合住宅共聴施設の改修・ケーブル移行の経費の一部を助成。
(平成21年度予算額74.6億円、平成22年度予定額19.2億円)
※世帯あたり負担額3.5万円超の場合のみ助成。



不動産情報サイトとの連携

不動産情報サイトの主要事業者と連携し、不動産物件情報に「地デジ対応済み」を位置づけ検索可能としたり、地デジ関連情報の提供及びキャンペーン、相互リンクを実施する等、順次対応していく予定。(一部対応済み)



集合住宅用「地デジカ・ステッカー」の提供

地デジ化対応済みの集合住宅に貼付する「地デジカ・ステッカー」を、自己確認した集合住宅の管理会社・管理者等に配布して地デジ化の機運を高め、集合住宅の地デジ化対応を促進。



- 申請状況
2009年11月16日に申込受付を開始。2010年2月末日時点で約2.6万件申請。
- 申請方法
左図のチラシを使った郵送・FAXでの申請のほか、ウェブでの申請も可能。
- 報道状況
福島県、沖縄県など全国各地で、ステッカーの貼付第一号をテレビや新聞で報道。

地デジ化対応済み集合住宅の情報提供

「地デジカ・ステッカー」が貼付されているなど、地デジ化対応済みの集合住宅をデータベース化してウェブ上で検索可能とすることで、集合住宅の地デジ化対応を促進。

地デジカ アパート・マンション 検索

検索条件: 東京都 市町村区 市町村区

検索結果を絞り込む

住所	物件名	地デジ化済みの部屋数	検索結果	ステッカー
東京都目黒区目黒1-1-1	パワハラビル	100	地デジ化済	あり
東京都目黒区目黒1-1-2	パワハラビル	100	地デジ化済	あり
東京都目黒区目黒1-1-3	パワハラビル	100	地デジ化済	あり
東京都目黒区目黒1-1-4	パワハラビル	100	地デジ化済	あり
東京都目黒区目黒1-1-5	パワハラビル	100	地デジ化済	あり
東京都目黒区目黒1-1-6	パワハラビル	100	地デジ化済	あり
東京都目黒区目黒1-1-7	パワハラビル	100	地デジ化済	あり
東京都目黒区目黒1-1-8	パワハラビル	100	地デジ化済	あり

凡例: 地デジ化済 管理会社、オーナー、施工業者、CATV事業者等に、地デジ化対応が確認された部屋

※「地デジカ・ステッカー」の普及状況を踏まえつつ、検索システムを導入する予定。

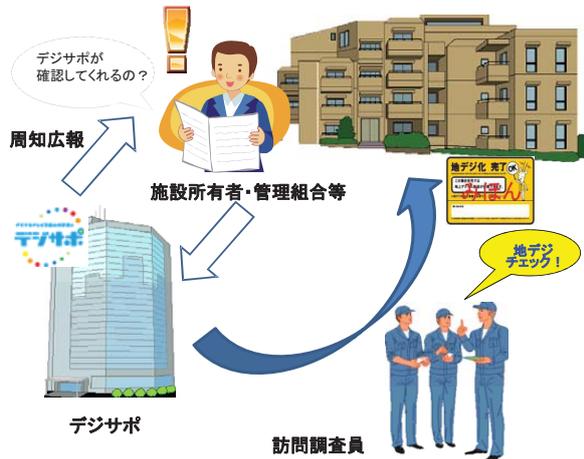
追加施策①： 集合住宅へのデジタル化訪問確認



- 集合住宅を訪問して、共聴施設の地デジ受信確認調査を実施し、施設の所有者や管理組合のデジタル化対応の必要性に対する認識向上を図る。
- 地デジ受信が確認できた場合は地デジカステッカーを交付。確認できない場合は、デジタル化対応方法(施設改修やケーブルテレビ移行等)を紹介し、共聴施設のデジタル化を促進。

<事業イメージ>

<実施地域> 15デジサポ、21地区で22年1～2月に実施。



デジサポ名	計画数(棟)	対象地区
北海道南	100	全域
岩手県	500	全域
宮城県	600	仙台及び近郊
山形県	600	全域
茨城県	100	取手市、牛久市、竜ヶ崎市
東京都西	1000	都市部全域
神奈川県	500	川崎市高津区、中原区、幸区、川崎区
長野県	100	全域
岐阜県	200	全域
三重県	100	全域
京都府	100	京都市山科区、伏見区・宇治市
香川県	1000	全域
愛媛県	1000	全域
高知県	1000	全域
鹿児島県	500	鹿児島市内
合計	7400	

20



2011年7月地デジ化完了
Analog broadcast will fully switch over to Digital broadcast by July 2011.

3 共聴施設デジタル化の加速化体制の構築



21

主な推進施策の概要



「市区町村別ロードマップ」の公表

受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設について、市区町村別のデジタル化対応率を半期毎に集計し、年度末の目標値を設定してロードマップを作成し、各自治体と情報共有。

2009年 9月末	市町村別ロードマップ公表(12月公表済)
2009年12月末	進捗状況公表(3月公表)
2010年 3月末	市町村別ロードマップ公表(5月公表予定)
2010年 6月末	進捗状況公表(8月公表予定)
2010年 9月末	市町村別ロードマップ公表(11月公表予定)
2010年12月末	進捗状況公表(2月公表予定)
2011年 3月末	市町村別ロードマップ公表(5月公表予定)

「地域スクラム」の展開

総合通信局、デジサポ、地域の関係者(放送事業者、ケーブルテレビ事業者、不動産業界、工事業者等)を中心に、地域事情に応じた地域独自の取組を進める「地域スクラム」の活動を展開。

北海道スクラム	10/30スタート	近畿スクラム	10/1スタート
東北スクラム	11/12スタート	中国スクラム	10/9スタート
関東スクラム	12/9スタート	四国スクラム	10/1スタート
信越スクラム	10/5スタート	九州スクラム	12/7スタート
北陸スクラム	10/28スタート	沖縄スクラム	12/21スタート
東海スクラム	12/15スタート		

訪問活動・説明会における共聴施設対応の強化

デジサポによる共聴施設管理者・管理会社訪問により、デジタル化の必要性や対応方法を説明(優先順位をつけて2巡目も実施)。また、共聴施設の所有者・利用者向けに特化した説明会・相談会を各地域で実施。



施設管理者訪問

5月からの一巡目訪問に加え、10月からは、改修計画を有する施設管理者等を対象に二巡目訪問を実施。

施設管理者・利用者向け説明会

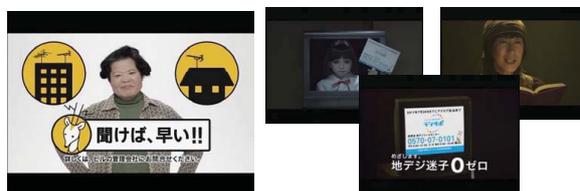
管理会社訪問

5月からの一巡目訪問に加え、10月からは、対応が遅れている管理会社等を対象に二巡目訪問を実施。

一般向け説明会に加え、共聴施設の利用者向けに特化した内容で説明会を実施。

共聴施設の受信者向けに特化したスポット

共聴施設受信者向けに、地デジ対応を促す地域独自のスポット等をテレビで放映。



(全国版)
21年11月よりNHK・民放で放映。

(地域版)
山梨県(21年7月～)、近畿(21年11月～)、富山県(21年12月～)、山形県・長野県・岡山県(22年2月～)、北海道・四国(22年3月～)で放映。
関東で制作中。

22

追加施策①： 不動産地デジ化連絡会



- 受信障害対策共聴施設・集合住宅共聴施設のデジタル化促進のため、多くの共聴施設を有する大手の不動産管理会社やデベロッパーとの連携を密にし、今後の共聴施設のデジタル化対応の促進を図ることを目的として、定期的に開催。

参加メンバー

マンション・不動産管理会社(13社・団体)
大手デベロッパー(12社) } さらに追加予定
デジサポ
総務省(本省及び関東総合通信局)

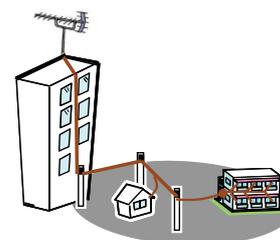
スケジュール

平成22年1月21日に第1回を開催
今後、2ヶ月に1回程度の頻度で開催予定

主な討議内容

- 地デジ推進に関する最新動向の紹介
- 総務省・デジサポによる具体的な活動内容の紹介
- 22年度予算案に盛り込まれた支援措置等の説明
- 不動産管理会社によるデジタル化の取組状況の紹介・共有
- 不動産業界からの具体的要望事項

等



23

追加施策②：ケーブルテレビ事業者との連携(1)



- 受信障害対策共聴施設・集合住宅共聴施設のデジタル化促進のため、ケーブルテレビ事業者による低廉な地デジ再送信サービスの一層の導入促進を図る。
- ケーブルテレビへのデジアナ変換の暫定的導入により、アナログ受信機の継続利用要望への対応や、共聴施設のデジタル化に関する関係者間の合意形成促進等を図る。

低廉な地デジ再送信サービスの導入促進

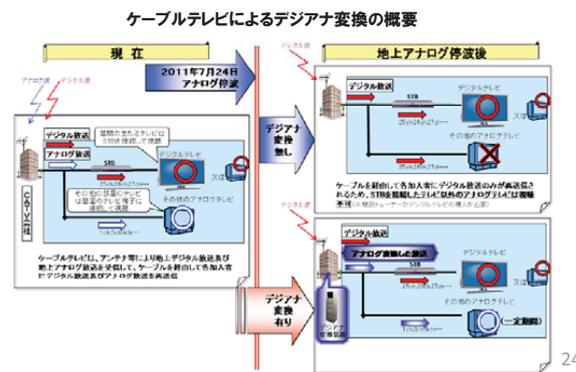
- ・地デジにより受信障害が解消する場合、施設利用者が円滑に個別受信に移行するため、低廉な地デジ再送信サービスの提供が有効。
- ・このため、有線テレビジョン放送事業者等の協力が必要不可欠。
- ・平成21年9月末現在、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」を提供している事業者は、286社(53.4%)。

料金	事業者数	割合
無料	8 (8)	2.8% (3.1%)
1円 ~ 500円	31 (29)	10.8% (11.2%)
501円 ~ 1,000円	136 (120)	47.6% (46.5%)
1,001円 ~ 1,500円	54 (48)	18.9% (18.6%)
1,501円 ~ 2,000円	40 (39)	14.0% (15.1%)
2,001円 ~ 2,500円	16 (13)	5.6% (5.0%)
2,501円 ~	1 (1)	0.3% (0.4%)
合計	286 (258)	100% (100%)

※1 有線テレビジョン放送施設を有する有線テレビジョン放送事業者のうち自主放送を行う530事業者を対象として行ったもの。
 ※2 「料金」は、STBのレンタル料金を含まない月額料金(税抜き)。
 ※3 各項目の割合は四捨五入して表記している。

デジアナ変換の暫定的導入の要請

- ・有線テレビジョン放送事業者等に対し、「ケーブルテレビへのデジアナ変換の暫定的導入」の積極的な取組等について要請(平成22年2月19日)。
- ・アナログ受信機の継続利用の要望への対応、2台目以降の買換え等に要する視聴者負担の平準化、共聴施設のデジタル化に関する住民等の合意形成の加速化に寄与。



追加施策③：ケーブルテレビ事業者との連携(2)



- デジサポによる受信障害対策共聴施設の管理者訪問活動にケーブルテレビ事業者等が協力し、地デジ化対応に関する具体的な説明を行うことで、デジタル化のスピードアップを図る。
- 助成金制度の一層の活用促進に向け、施設管理者の負担軽減を図るため、ケーブルテレビ事業者による各種手続きの支援を強化する。

■ 共聴施設管理者への同行支援 —重点地区対応—

概要：共聴施設のデジタル化が遅れている関東・関西に特化し、デジサポ主体の共聴施設管理者訪問に日本ケーブルテレビ連盟会員事業者が同行(公平性の観点から日本CATV技術協会会員の改修業者も同行)

目的：周知説明と同時に具体的な地デジ対応を説明し、デジタル化のスピードアップを促進



担当ケーブル事業者は営業エリアに関係なく対応することで、デジサポの事業者判定作業を軽減

※東海地域でも一部実施中

■ 助成金申請手続き、届出申請手続きの無償支援 —無届施設解消—

概要：助成金申請に必要な各種申請を無償で支援

目的：経済的理由を解決し、特に遅れているマンション管理組合が保有する共聴施設のデジタル化を促進

無届施設の把握及び助成金制度を活用したデジタル化促進を図る



2011年7月地デジ化完了
Analog broadcast will fully switch over to Digital broadcast by July 2011.

参 考



26

「共聴施設デジタル化加速プログラム」のスケジュール



○ 共聴施設デジタル化を促進するため従来から取り組んでいる施策に、追加対策を加えて体系化した施策パッケージを「共聴施設デジタル化加速プログラム」として策定。以下のスケジュールで実施。

		加速プログラム												
		平成22年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
共聴施設デジタル化の加速化体制	① 市区町村別ロードマップの公表				☆進捗公表		☆ロードマップ公表			☆進捗公表			☆ロードマップ公表	
	② 地域スクラムの展開													
	③ 共聴施設に特化した放送周知													
	④ 訪問活動・説明会での共聴施設対応強化													
	⑤ 不動産地デジ化連絡会													
	⑥ ケーブルテレビ事業者との連携													
受信障害対策共聴施設への対策	① 受信調査													
	② 助成金(改修、新設、ケーブル移行)													
	③ ばばっと調査結果のウェブ公表													
	④ 個別受信可能地域における周知活動													
	⑤ 地デジ専用簡易アンテナの利用促進													
	⑥ 管理会社・施設管理者の成功事例紹介													
	⑦ 無届施設へのアプローチ強化													
	⑧ 受信障害施設の地デジ伝送実態調査													
	⑨ デジサポ・法律家相談													
	⑩ 共聴スーパー装置の活用													
	⑪ 受信障害地域への相談・サポート													
集合住宅共聴施設への対策	① 助成金(改修、ケーブル移行)													
	② 集合住宅用「地デジカ・ステッカー」提供													
	③ 地デジ化対応済み集合住宅の情報提供													
	④ 不動産情報サイトとの連携													
	⑤ 集合住宅デジタル化確認キャンペーン													

【注】 → : 既存施策 → : 追加施策 27

平成21年度総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
 対応結果及びアナログ放送終了時の入電について(平成22年4月)抜粋
 (総務省 地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター・総務省 テレビ受信者支援センター)

1. 地デジコールセンター業務概要

■ 電話相談業務

国民・視聴者等から電話にて寄せられる地上デジタルテレビ放送の受信に関する質問、疑問および相談等に対して、適切な受信方法の解説や説明等の対応を実施することにより、視聴者に理解の醸成を図る業務。

- 所在地 川崎市高津区
- 受付電話番号
 - ・ナビダイヤル 0570-07-0101 ※固定電話から全国一律1分10円で通話可能
 - ・IP電話用 03-4334-1111
 - ・デジサポ岩手 019-903-0101
 - ・デジサポ愛媛 089-903-0101
 - ・デジサポ沖縄 098-993-1002
- 業務時間 平日9～21時、土日祝日9～18時(年始3日間は休止)
- 要員と回線数 統括監理者、統括事務取扱者、システムエンジニア各1名

表1 TSV・SV・OP要員数(21年度)

	技術専門相談員(TSV)			専門相談員(SV)			一般相談員(OP)		
	4.5月	6-9月	10-3月	4.5月	6-9月	10-3月	4.5月	6-9月	10-3月
平日(9-17)	8	22	25	4	11	13	25	67	75
平日(17-21)	4	4	6	2	3	3	13	13	18
土日祝(9-18)	5	17	19	3	9	10	15	52	57

1

2. 入電数と相談件数

- 21年度の入電数は昨年度比約140%の541,938件、相談件数は昨年度比約245%の454,827件で対応率は83.9%であった。
- IP用電話回線経由の件数は28,923件で全体の6.4%である。
- 21年7月24日にはNHK総合テレビで、“特番「完全デジタル化まであと2年」”が放送され、終了直後から約2時間にわたり電話が集中し、入電数は14,019件(相談件数2,963件、対応率19.9%)を記録した。また、22年3月には相談件数が初めて5万件を超えた。
- 1件の電話で複数の相談があるため、相談事項数は相談件数を上回る。21年度の相談事項数は1,312,107件で相談件数の約2.9倍にあたる。

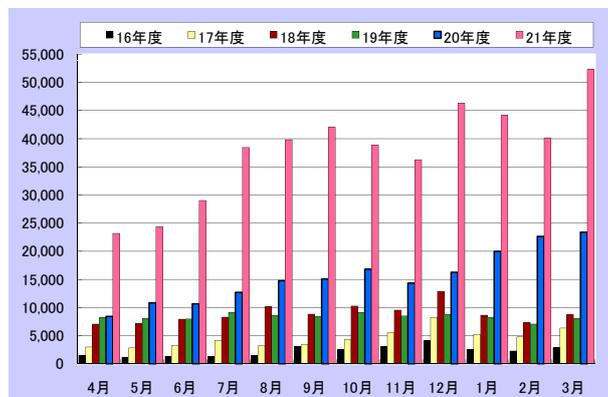


図1 月別相談件数(H16～21年度)

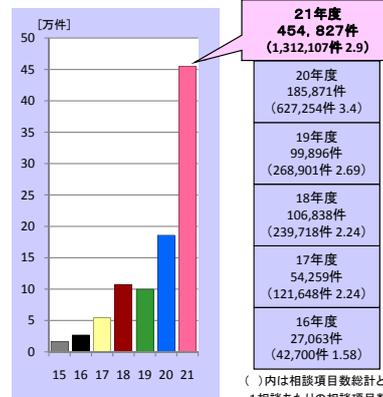


図2 相談件数の推移(H15～21年度)

()内は相談項目数総計と1相談あたりの相談項目数

2

3. 相談件数(地域別)

(1) 地域別相談件数

- 地域別の相談件数比率では、関東が40.0%と多くを占めている。東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の首都圏からの相談は約15.9万件で、全体の35%を占めている。
- 三大広域圏の占める割合は64.7%である。相談の地域分散化の傾向は見られるが、ここ数年大きな変化はない。
- 20年度と比較し、相談件数が3倍以上に増加した都道府県は10府県である。
- 21年10月から地域の電話番号による相談受付を開始した沖縄県、岩手県、愛媛県、自治体との連携が強い佐賀県や山形県の増加率が顕著である。

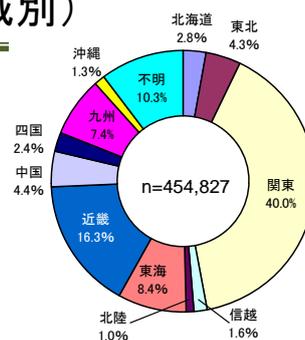


図3 地域別相談件数比

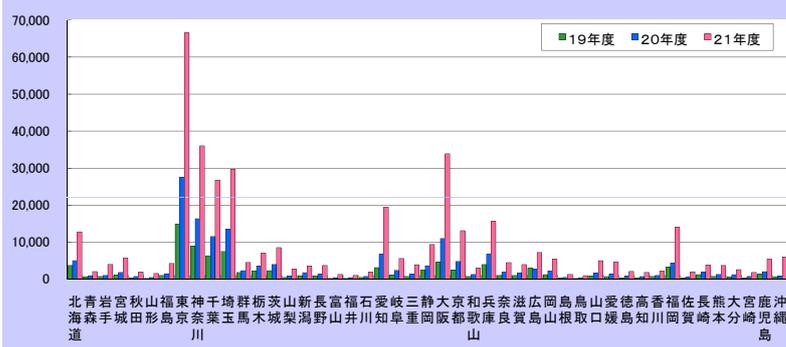


図4 県別相談件数(地域不明を除く)

表2 増加率と相談件数

	20年度	21年度	増加率
1 沖縄	887	5,985	675%
2 岩手	1,068	4,006	375%
3 佐賀	532	1,995	375%
4 山形	447	1,540	345%
5 愛媛	1,395	4,678	335%
6 富山	398	1,322	332%
7 福岡	4,351	14,082	324%
8 宮城	1,830	5,758	315%
9 山梨	891	2,752	309%
10 大阪	11,007	33,874	308%

3

4. 相談内容(概要)

(1) 概要

- 相談内容で一番多いのは「受信方法」で全体の83.5%(379,577件)が問い合わせている。他の項目と比べて突出しており、受信設備に関する知識をさらに普及させていく必要がある。
- 「受信エリア・送信諸元」については、52.2%で20年度に比べて減少傾向にある。
- 「受信機器」や「苦情」については、毎年増加傾向にあり、特に「機器」は、6~8月及び年度末に増加した。
- 放送事業者や電気店等を案内する相談は徐々に増加してきており、全体の37.6%を占めている。
- 相談のうち地域のデジサポへ対応を依頼した件数は、15,474件で相談件数(45.5万件)の3.4%にあたる

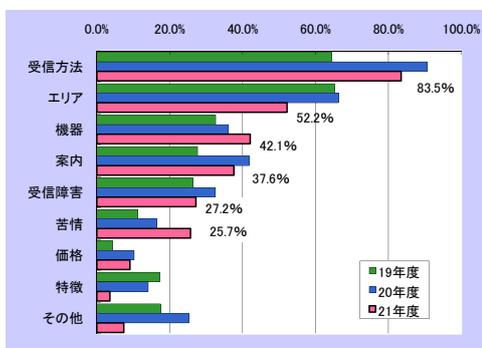


図6 相談内容(母数は相談件数)

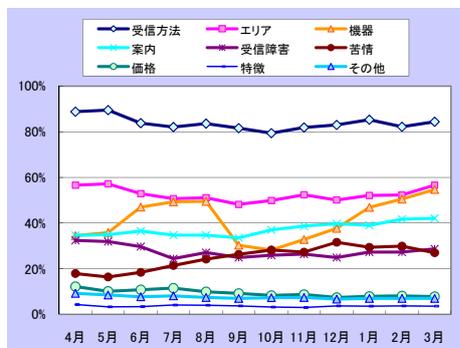


図7 相談内容の推移

4

5. 地デジコールセンター電話番号の入手先

- 「放送」が26.4%と最も多く、次いで「全戸配布」が16.4%、「インターネット」が15.2%となっている。
- 「全戸配布」による相談件数は74,680件で全体の16.4%を占めている。20年度との比較では、「全戸配布」の影響により、「放送」が7.4ポイント、「インターネット」が2.8ポイント減少しているが、「全戸配布」を除くと構成比は大きく変わってはいない。
- その他は、チラシ・パンフレット、イベント、雑誌、人に聞いた、などが含まれる。
- 放送による周知は効果が大きく、コールセンターの電話番号を表示した時点で入電が集中するため、一時的に対応率が低下する。電話番号表示の際は入電が平準化するような取り組みも必要である。
- 苦情など相談内容が厳しく、番号入手先の聞き取りができない「不明」が15.6%を占めている。

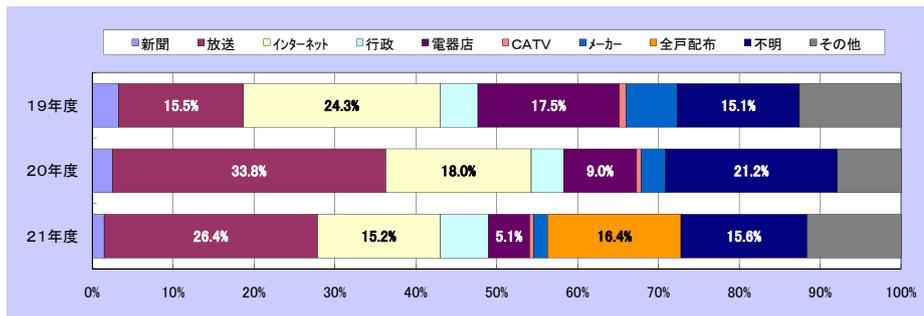


図10 地デジコールセンター電話番号の入手先

5

6. 来年7月のピーク時の入電数の予測

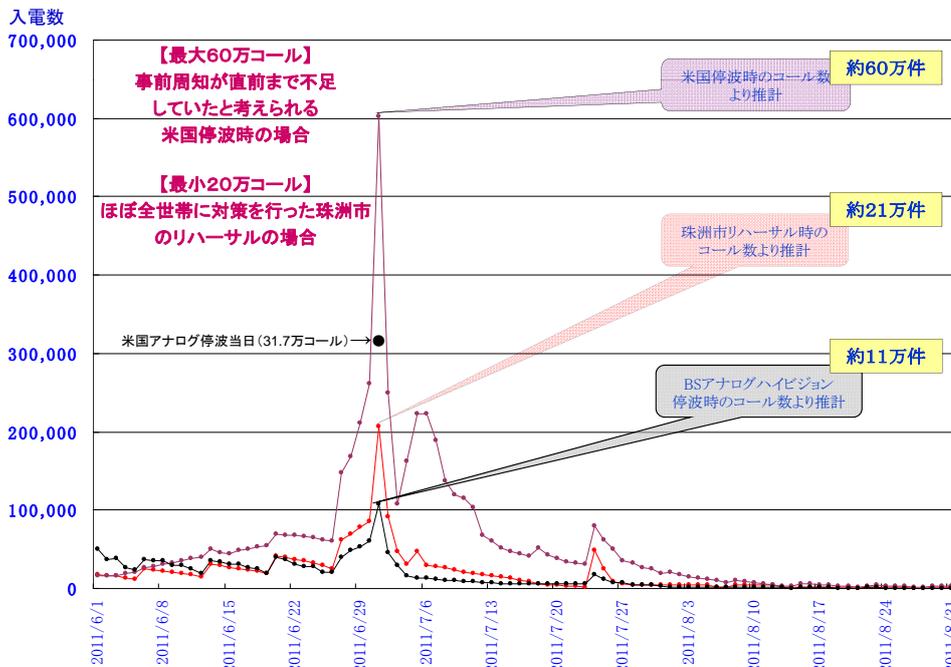


図17 事例実績によるピーク時入電予測(日付・曜日調整済み、受信機普及率100%)

6

アナログ放送終了計画(第3版)
 -アナログ放送の終了に向けた放送対応の手順について-
 全国地上デジタル放送推進協議会(平成22年4月)

アナログ放送終了の基本的な考え方

1

1. 終了の基本原則

アナログ放送の終了にあたっては、2011年7月に円滑に終了できるよう、視聴者の混乱防止の観点から、

- ① 地域間で終了時期に差を設けることはしないこと
- ② 放送終了に向けた取組を段階的に強化すること

を基本として、放送事業者が取り組む。
 また、国も、この取組が円滑に実施されるよう環境整備に取り組む。

2. 無線局の運用終了日

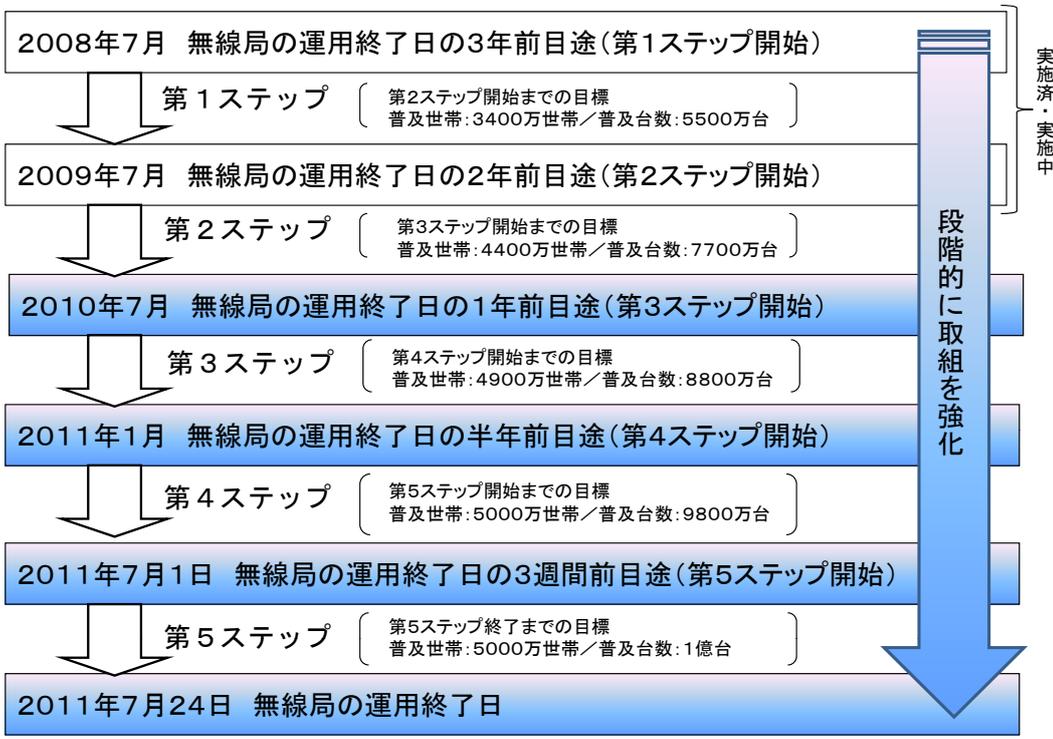
無線局の運用終了日は、2011年7月24日とする。
 (参考) 法令上は、2011年7月24日までに終了することとされている。

3. 終了方法の見直し

今後のデジタル放送の世帯普及率等を踏まえて、全国地上デジタル放送推進協議会において、適宜、本計画を見直すこととする。

アナログ放送の段階的終了(5つのステップ)

2



第1ステップの取組（3年前～2年前）

3

取組1：放送番組による理解醸成

<民放>

- ・ ネット番組：各系列でPR強化月間を設定し、多様な番組で取上げ。
(2008年5月フジテレビ、6月TBS、8月日本テレビ、9月テレビ朝日、2009年2月テレビ東京)
- ・ ローカル番組：PR共通素材を活用し、各局が臨機に放送対応。

<NHK>

- ・ 広報番組のほか定時番組、特集番組等、多様な番組で放送するとともに、地域放送においても、地域の関心に応じて継続的に取上げ。

取組2：「アナログ」ロゴマークの表示

アナログ放送画面に「アナログ」のロゴマークを表示（参考1参照）し、アナログ放送の視聴者への注意喚起を実施。

取組3：「お知らせ画面」及び「告知スーパー」の実施

2008年7月24日から、1日の放送開始時又は放送終了時に「お知らせ画面」（参考7参照）を表示。また、「告知スーパー」（参考2参照）を適宜実施。

取組4：完全移行3年前キャンペーン

完全移行3年前となる2008年7月24日に、NHK・民放ともにキャンペーンを行い、視聴者がアナログ放送終了までのスケジュールを明確に意識できるような取組を実施。特に、NHKでは、デジタル放送とアナログ放送の番組内容を変え、アナログ放送では、アナログ放送終了のお知らせ画面を30秒間表示。

第2ステップの取組（2年前～1年前）

4

取組1：放送番組による理解醸成

<民放>

- ・ 第1ステップに続き、各系列でPR強化月間を設定し、多様な番組で取上げ。
(2009年5月テレビ朝日、7月テレビ東京、8月TBSテレビ、9月日本テレビ、11月フジテレビ)
- ・ ローカル番組では、PR共通素材の活用を含め、各局が臨機応変に放送を実施。
- ・ 2010年6月のワールドカップサッカーに際し共通キャンペーンを実施

<NHK>

- ・ 第1ステップに続き、広報番組のほか定時番組、特集番組等、多様な番組で放送するとともに、地域放送においても、地域の関心に応じて継続的に取上げ。

取組2：一部時間帯での「レターボックス」実施等

アナログ放送で、一部の時間帯で「レターボックス」表示を行う（参考3参照）とともに、「レターボックス」画面上下の黒い部分を活用して告知スーパーを随時実施（参考4参照）。また、第3ステップ開始に向けて、2010年4月編成から「レターボックス」の番組数の拡充に努める。

取組3：地域課題を踏まえた番組・スポット

各地域の課題を踏まえ、各地域独自の番組やスポットの放送を全国的に強化。

取組4：アナログ放送停止リハーサルの実施

石川県珠洲市において、アナログ放送を2009年7月に1時間、2010年1月に48時間休止・停波した上で、2010年7月に完全終了。

第3ステップの取組例（1年前～半年前）

5

取組1：常時レターボックス化

アナログ放送で常時「レターボックス」により放送を行うことについては、

- ・アナログ放送をご覧になっていることを一層明確に意識していただくことができる
- ・番組映像に重ねることなく上下の黒い部分にアナログ放送終了のお知らせを表示できる
- ・ハイビジョン制作の番組を4：3の画面で表示する際に両側の映像情報まで表示できるなどの効果がある。

そこで、2010年7月5日から、原則として常時「レターボックス」化を行う（参考3参照）とともに、「レターボックス」画面上下の黒い部分を活用して告知スーパーを随時実施（参考4参照）。

取組2：ソフトテストの実施

アナログ放送において、通常放送に代えて「お知らせ画面」等を表示する取組（「ソフトテスト」）を実施（参考7参照）。

取組3：放送番組による理解醸成

- ・民放 強化月間等の第2ステップの取組を引き続き実施
(2010年7月テレビ東京、8月日本テレビ、9月テレビ朝日、11月TBSテレビ、2011年1月フジテレビ)
- ・NHK 広報番組等による放送の第2ステップの取組を引き続き実施

第4ステップの取組例（半年前～2011年6月末）

6

取組1：告知スーパーの常時運用等

2011年1月から、アナログ放送で常時「レターボックス」による放送を行う際に、原則として常時「告知スーパー」を表示（参考4参照）。

取組2：お知らせ動画等の放送

アナログ放送のみで、アナログ放送終了のスポットやお知らせ動画（参考5参照）を集中的に放送するほか、アナログ放送の放送時間を差別化することも検討。

取組3：第5ステップの前倒し

デジタル化の進捗状況を勘案し、第5ステップの取組を前倒しするなど、取組の強化についても検討。

第5ステップの取組例（2011年7月1日～24日）

7

取組1：「お知らせ画面」等の常時表示

2011年7月1日から全ての放送時間帯について、「お知らせ画面」等の表示（参考5～参考7参照）による放送を実施する。

7月24日正午の停波前の一定期間、NHK及び民放がお知らせ画面のみを表示（参考8参照）することを検討する。

上記にかかわらず、緊急報道の際には通常の表示方法（参考4参照）で放送を行う。

2011年4月以降を第5ステップの前段階ととらえ、必要性和デジタル受信機の普及率を踏まえて「お知らせ画面」等の表示時間を増加させることを検討する。

取組2：アナログ放送の完全停波

原則として、2011年7月24日正午に全ての放送を終了し停波。正午に停波することが技術的に困難な場合には、各放送事業者の判断により、2011年7月24日24時まで停波。

第4ステップ開始までに実施する環境整備の例

8

第4ステップでは、放送により、アナログ放送の視聴者に対して、デジタル放送視聴への移行を強く促すことになるため、第4ステップの開始までに、以下のような環境整備を行う。

（取組例）

- 「総務省テレビ受信者支援センター」（デジサポ）を全都道府県に設置
* 2008年10月に全国11箇所を設置し、その後全都道府県（全国52箇所）に拡充済み。
- 高齢者等に十分に情報が届くよう高齢者等への説明会・戸別訪問等をきめ細かに実施
* デジサポにより、2009年度は、説明会約8万回、戸別訪問約80万世帯を実施。
- 「簡易なチューナー」の開発・市場流通
* 2007年12月「仕様ガイドライン」公表。2009年秋に5000円以下のチューナー流通。
- 経済的に困窮度の高い世帯への受信機購入等の支援
* 2009年度からNHK受信料全額免除世帯に対する支援を実施。
- 共聴施設に対する早期改修の促進
* 2009年度に受信障害共聴施設や集合住宅のデジタル化改修に対する支援を開始。辺地共聴施設のデジタル化改修支援は2007年度から実施。
- 公共施設の確実なデジタル化
* 2008年10月に国の施設のデジタル化計画を策定。地方公共団体へも総務省から要請。
- 中継局ロードマップに記載されている全ての中継局等の整備完了
* 2010年末までに完了する予定。
- 衛星による難視聴地域対策を開始
* 2010年3月から運用開始。

(参考1)アナログロゴの表示

9



(参考2)「告知スーパー」の表示

10



※画面の表示内容、表示形式等については1つの例である。

(参考3)画面の「レターボックス」化

11



(参考4)「レターボックス」で「告知スーパー」の表示

12



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

(参考5)お知らせ動画(終了告知のミニ番組)

13



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

(参考6)通常番組の上に「お知らせ画面」を表示

14



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

(参考7)アナログ番組完全終了前の「お知らせ画面」

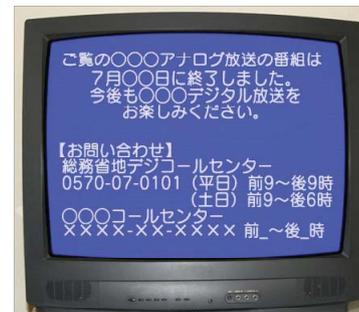
15



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

(参考8)アナログ番組完全終了後の「お知らせ画面」

16



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

諮問第 8 号
平成 16 年 1 月 28 日

情報通信審議会
会長 秋山 喜久 殿

総務大臣 麻生 太郎

諮問書

下記について諮問する。

記

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割

諮問第 8 号

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割

1 諮問理由

平成 15 年 12 月 1 日より、三大広域圏において地上デジタル放送が開始された。地上デジタル放送においては、既にデータ放送や双方向サービスなど新たなサービスの提供が開始されており、今後は、移動体受信機向けの放送や蓄積型の放送など、更に利便性の高い、多様なサービスが実現する可能性がある。こうした新たなサービスによって、テレビは「見るテレビ」から「使うテレビ」へと進化し、家庭の新たな IT 基盤となっていくことが期待される。

また、2011 年までのデジタル放送への完全移行に向け、全国各地における円滑な普及を推進するためには、地上デジタル放送の様々な利活用の可能性を視聴者に提示していくとともに、より効果的かつ着実な普及方策を多角的に検討することが必要である。

以上にかんがみ、幅広い分野における地上デジタル放送の今後の利活用の在り方や、その実現に向けた課題と解決方策について、情報通信審議会に諮問するものである。

2 答申を希望する事項

- (1) 教育、医療、防災等公共分野等における地上デジタル放送を活用した情報提供等の活用ニーズと期待される効果
- (2) 地上デジタル放送の新たな利活用を推進するための技術面等の課題とその解決方策
- (3) 地上デジタル放送の普及推進に向けた国及び地方公共団体等の役割

3 答申を希望する時期
平成 17 年 7 月頃

4 答申が得られた時の行政上の措置
今後の情報通信行政の推進に資する。

情報通信審議会委員名簿

(平成22年7月1日現在 敬称略・五十音順)

氏 名	主 要 現 職
会 長 大 歳 卓 麻	日本アイ・ビー・エム（株）会長
会長代理 坂 内 正 夫	国立情報学研究所 所長
委 員 相 澤 彰 子	国立情報学研究所 教授・東京大学大学院 教授
〃 青 木 節 子	慶應義塾大学 総合政策学部 教授
〃 荒 川 薫	明治大学 理工学部 教授
〃 井 手 秀 樹	慶應義塾大学 商学部 教授
〃 伊 東 晋	東京理科大学 理工学部 教授
〃 井 野 勢 津 子	SAPジャパン（株）代表取締役最高財務責任者
〃 長 村 泰 彦	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 副中央執行委員長
〃 清 原 慶 子	三鷹市長
〃 斎 藤 聖 美	ジェイ・ボンド東短証券（株） 社長
〃 酒 井 善 則	東京工業大学大学院 理工学研究科 教授
〃 佐々木 かまをり	（株）イー・ウーマン 代表取締役社長
〃 鳶 信 彦	ジャーナリスト
〃 新 町 敏 行	株式会社 日本航空 社友
〃 鈴 木 陽 一	東北大学 電気通信研究所 副所長
〃 高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
〃 高 畑 文 雄	早稲田大学 理工学術院 教授
〃 滝 久 雄	（株）ぐるなび 取締役会長
〃 竹 中 ナ ミ	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長
〃 辻 正 次	兵庫県立大学大学院 応用情報科学研究科 教授
〃 東 海 幹 夫	青山学院大学 経営学部 教授
〃 徳 田 英 幸	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
〃 新 美 育 文	明治大学 法科大学院 教授
〃 服 部 武	上智大学 理工学部 教授
〃 広 崎 膨 太郎	日本電気（株） 特別顧問
〃 前 田 香 織	広島市立大学大学院 情報科学研究科 教授
〃 町 田 勝 彦	シャープ（株） 会長
〃 村 上 輝 康	（株）野村総合研究所 シニア・フェロー
〃 村 本 孜	成城大学 社会イノベーション学部長

情報通信審議会情報通信政策部会委員名簿

(平成22年7月1日現在 敬称略・五十音順)

氏 名	主 要 現 職
部 会 長 村 上 輝 康	株式会社 野村総合研究所 シニア・フェロー
部会長代理 高 畑 文 雄	早稲田大学 理工学術院 教授
委 員 伊 東 晋	東京理科大学 理工学部 教授
〃 長 村 泰 彦	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 副中央執行委員長
〃 清 原 慶 子	三鷹市長
〃 佐々木 かをり	(株) イー・ウーマン 代表取締役社長
〃 鳶 信 彦	ジャーナリスト
〃 高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
〃 滝 久 雄	(株) ぐるなび 取締役会長
〃 竹 中 ナ ミ	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長
〃 新 美 育 文	明治大学法科大学院 教授
〃 町 田 勝 彦	シャープ(株) 会長
臨時委員 村 井 純	慶應義塾大学 環境情報学部長
〃 根 岸 哲	甲南大学法科大学院 教授

地上デジタル放送推進に関する検討委員会委員等名簿

平成22年6月24日現在 敬称略・五十音順

氏名	主要現職	備考(在任期間)
主査 村井 純	慶應義塾大学 環境情報学部長	
委員 清原 慶子	三鷹市長	
〃 竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長	
専門委員 浅野 睦八	日本アイ・ビー・エム(株) エグゼクティブ・アドバイザー	
〃 有馬 彰	NTTコミュニケーションズ(株) 代表取締役社長	
〃 石橋 庸敏	(社)日本ケーブルテレビ連盟 特別顧問	
〃 稲葉 悠	(株)TBSテレビ 執行役員 全国地上デジタル放送推進協議会 総合推進部会長	
〃 今井 淨	パナソニック(株) AVCネットワークス社 副社長	
〃 岩浪 剛太	(株)インフォシティ 代表取締役	
〃 大内 孝典	全国電機商業組合連合会 専務理事	
〃 加藤 周二	(株)ビックカメラ 取締役CSRO	
〃 河村 真紀子	主婦連合会 事務局次長	
〃 熊野 良樹	広島県 総務局財務部情報政策課長	平成21年9月4日(第49回)から 平成22年3月26日(52回)まで
〃 小林 光昭	札幌市 総務局情報化推進部長	
〃 近藤 則子	老テク研究会 事務局長	
〃 坂本 憲広	神戸大学大学院 医学系研究科 臨床ゲノム情報学 教授	
〃 関 祥行	(株)フジテレビジョン 取締役	
〃 田胡 修一	日立コンシューマエレクトロニクス(株) コミュニケーション・法務部 部長	
〃 土屋 円	日本放送協会 経営企画局専任局長	
〃 中村 正孝	(株)ケーブルテレビ富山 常勤顧問	
〃 長田 三紀	NPO法人東京都地域婦人団体連盟 事務局次長	
〃 西谷 清	ソニー(株) 業務執行役員SVP	平成21年9月4日(第49回)から
〃 羽田 能崇	岐阜県 総合企画部 情報企画課長	平成22年3月26日(第52回)まで
〃 福田 俊男	(社)日本民間放送連盟 専務理事	
〃 舟谷 文男	恩賜財団・済生会 八幡総合病院 地域・在宅医療支援センター長	
〃 前川 英樹	(株)TBSホールディングス社長室顧問	
〃 松岡 勝義	NTTデータマネージメントサービス(株) 参与・エグゼクティブコンサルタント	
〃 三浦 佳子	(財)日本消費者協会 広報部長	
〃 安田 豊	KDDI(株) 執行役員 技術統括本部 副統括本部長	
オブザーバー 志波 幸男	佐賀県 統括本部副本部長	平成22年4月22日(第53回)から
〃 湯野 能和	広島県 総務局財務部情報政策課長	平成22年4月22日(第53回)から